

阿見町議会議録

令和6年第3回定例会

(令和6年9月10日～10月1日)

阿見町議会

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1 7
◎会期日程	1 8
◎第1号（9月10日）	2 1
○出席、欠席議員	2 1
○出席説明員及び会議書記	2 1
○議事日程第1号	2 3
○開会	2 5
・会議録署名議員の指名	2 5
・会期の決定	2 5
・諸般の報告	2 6
・常任委員会所管事務調査報告	2 7
・議案第61号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 0
・議案第62号から議案第63号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 0
・議案第64号から議案第68号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 2
・議案第69号から議案第74号（上程、説明、質疑、委員会付託）	3 4
・議案第75号から議案第76号（上程、説明、質疑、委員会付託）	4 3
・議案第77号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 4
・人権擁護委員の推薦につき意見を求める（上程、質疑、討論、採決）	4 5
・請願第1号（上程、委員会付託）	4 6
・議員派遣の件	4 6
○散会	4 7
◎第2号（9月11日）	4 9
○出席、欠席議員	4 9
○出席説明員及び会議書記	4 9
○議事日程第2号	5 1
○一般質問通告事項一覧	5 2
○開議	5 3
・一般質問	5 3
高野 好央	5 3

佐々木 芳江	5 9
細田 正幸	6 5
小川 秀和	7 0
○散 会	7 6
◎第3号（9月12日）	7 7
○出席、欠席議員	7 7
○出席説明員及び会議書記	7 7
○議事日程第3号	7 9
○一般質問通告事項一覧	8 0
○開 議	8 1
・一般質問	8 1
紙井 和美	8 1
武井 浩	9 6
前田 一輝	1 1 2
栗原 宜行	1 2 2
○散 会	1 3 8
◎第4号（9月13日）	1 3 9
○出席、欠席議員	1 3 9
○出席説明員及び会議書記	1 3 9
○議事日程第4号	1 4 1
○一般質問通告事項一覧	1 4 2
○開 議	1 4 3
・一般質問	1 4 3
栗田 敏昌	1 4 3
武藤 次男	1 5 0
海野 隆	1 5 7
筧田 聰	1 7 2
・休会の件	1 7 9
○散 会	1 7 9

◎第5号（10月1日）	181
○出席、欠席議員	181
○出席説明員及び会議書記	181
○議事日程第5号	183
○開議	185
・議員派遣報告	185
・議案第61号（委員長報告、討論、採決）	186
・議案第62号から議案第63号（委員長報告、討論、採決）	187
・議案第64号から議案第68号（委員長報告、討論、採決）	189
・議案第69号から議案第74号（委員長報告、討論、採決）	195
・議案第75号から議案第76号（委員長報告、討論、採決）	196
・請願第1号（委員長報告、討論、採決）	198
・意見書案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	199
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	201
・決議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	202
○閉会	208

第 3 回 定 例 会

阿見町告示第239号

令和6年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月28日

阿見町長 千葉 繁

1 期日 令和6年9月10日

2 場所 阿見町議会議場

令和6年第3回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第1日	9月10日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月11日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	9月12日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	9月13日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第5日	9月14日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	9月15日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	9月16日	(月)	休 会		・議案調査
第8日	9月17日	(火)	午前10時	委員会	・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第9日	9月18日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第10日	9月19日	(木)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第11日	9月20日	(金)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第12日	9月21日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	9月22日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	9月23日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	9月24日	(火)	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第16日	9月25日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	9月26日	(木)	休 会		・議案調査
第18日	9月27日	(金)	休 会		・議案調査
第19日	9月28日	(土)	休 会		・議案調査
第20日	9月29日	(日)	休 会		・議案調査
第21日	9月30日	(月)	休 会		・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第22日	10月 1 日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・委員長報告・討論・採決・閉会

第 1 号

[9 月 10 日]

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月10日（第1日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	立 原 秀 一	君
監 察 委 員	佐 藤 修 一	君

町長公室長	井上 稔	君
総務部長	平岡 正裕	君
町民生活部長	竹之内 英一	君
保健福祉部長	山崎 洋明	君
産業建設部長	浅野 修治	君
教育委員会教育部長	木村 勝	君
政策企画課長	糸賀 昌士	君
総務課長	石田 栄司	君
財政課長	坂入 紀章	君
行政経営課長	黒岩 孝	君
社会福祉課長	湯原 将克	君
国保年金課長	戸井 厚	君
道路課長	田崎 和徳	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋 大輔	君
上下水道課長	堀越 多美男	君
学校教育課長	山崎 貴之	君
会計管理者兼 会計課長	平岡 真智子	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹 久
書記	堀内 淳
書記	加藤 佳子

令和6年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和6年9月10日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会所管事務調査報告

日程第5 議案第61号 阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）

日程第6 議案第62号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第63号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第64号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第65号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第69号 令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 令和5年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第74号 令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第9 議案第75号 町道路線の廃止について

議案第76号 町道路線の認定について

日程第10 議案第77号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

日程第11 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第12 請願第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府
予算に係る意見書採択を求める請願

日程第13 議員派遣の件

午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

16番 久保谷 実君

17番 吉田憲市君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る9月2日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和6年第3回定例会につきまして、去る9月2日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から10月1日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月11日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、9月12日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目、9月13日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月17日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

9日目、9月18日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目、9月19日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、総務所管分。

11日目、9月20日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

12日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、9月24日は委員会で、午前10時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

16日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、10月1日は最終日となります。午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願ひいたしまして、報告といたします。

○議長（野口雅弘君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から10月1日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月1日までの22日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令

和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は、報告書のとおりとなっております。

なお、各比率は、括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、報告を申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第61号から議案第77号のほか、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、以上20件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、核兵器禁止条約の批准および東海第二原発の再稼働問題への要請、茨城県平和友好祭実行委員会からの要請書の3件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和6年6月分から7月分に関する例月出納検査結果についての報告及び令和6年財政援助団体等監査報告書の提出がありましたので報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和6年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月4日及び9月6日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで委員長より調査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、民生教育常任委員会の事務調査報告を行います。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

民生教育常任委員会では、8月に日立市と栃木県小山市の2件の視察を行いました。

まず、8月9日金曜日に日立市で学校給食費無償化について及び学用品無償化について視察を行いました。出席者は、委員5名のほか、執行部より教育部長、随行で事務局職員2名が参加いたしました。

日立市の学校給食の無償化の事業経過ですが、平成30年度から月額500円の市独自の助成が始まり、令和2年から4年度には地方創生臨時交付金を活用し、一部の期間を無償化し、令和5年4月からは恒常的な給食費の無償化に至ったということです。

学校給食無償化の対象は、日立市立小・中・義務教育学校、日立特別支援学校及び茨城県立日立第一高等学校附属中学校において、児童及び生徒に対し提供する学校給食で、令和6年度の予算は1万625人分、5億3,524万6,000円の無償化分を、ふるさと寄附金5億1,215万4,000円を充当して賄ったということでございます。ちなみに、令和5年度の日立市のふるさと寄附金は22億2,293万円で、茨城県内では第4位となっております。

次に、学用品無償化についてですが、日立市は昭和50年から新入学児童に対し、市独自のランドセルを贈呈しており、令和7年度の配付からジェンダー平等の考え方に対応した仕様へと変更することです。また、令和2年度からは、中学生の新入学生対し、市独自のスクールカバンを贈呈しているということです。

そのほかに、就学援助における助成対象経費の拡大として、平成28年度からPTA会費、クラブ活動経費、令和5年度からは部活動地域移行分も追加になったということです。また、自転車通学生徒用ヘルメット購入に対し、2分の1の補助をしているそうです。

日立市は人口減少を最重要課題と位置づけ、妊娠・出産期から、子供の成長に合わせ、切れ目のない様々な支援を行っており、日立市が目指す「教育は日立市で」のさらなる推進を図っていくとのことです。

現在、当町では学校給食費の無償化については対象が第3子のみと限定的であることから、対象の拡大に向け大変参考になりました。ランドセルの無償化においても、約半世紀にわたる歴史的な背景を知ることができ、大変興味深い内容でした。今回の視察研修で学んだことを今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思います。

最後に、今回の研修を快く受け入れてくださいました日立市議会、日立市の職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

次に、令和6年8月20日火曜日に栃木県小山市議会を訪問し、今年度の活動計画に沿った給食食材の有機農産物活用について視察研修をしてまいりました。出席者は、委員6名のほか、執行部より教育部長、随行で事務局職員2名が参加しました。

小山市議会では、農政課から有機農業産地づくり推進の取組と、学校教育課から学校給食の

現状や課題点について説明を受けました。

小山市では2020年に、個人農家や団体、JA等で構成された小山市有機農業推進協議会を設立し、技術指導や現地指導、年に5回ほどの研修会を実施しているとのことです。

有機米の収穫量は、令和4年度26.6トン、令和5年度52.6トン、令和6年度には78.1トンを見込んでおり、学校給食での有機米の利用も、令和4年度6.1トン、令和5年度28.1トンと増加しています。

今後の課題は、学校給食用有機米の保管・納品方法、有機農業に取り組む農家を増加させること、新規に有機農業に取り組む人の窓口体制の確立とのことです。

小山市では各自の学校で給食を調理する自校方式を取っており、お米は100%小山市産コシヒカリ、牛乳は100%県産を使用しています。また、栃木県の郷土料理「しもつかれ」は、食べやすい工夫をして提供しているそうです。

小学校の給食費は1か月4,200円、中学校は4,600円と、当町と同程度でした。

令和6年度の米飯給食における有機米の割合は21%で、令和10年度には50%を目標にしているとのことです。

学校給食の有機米利用について、児童生徒、一般市民の認知度はどちらも約45%であり、認知度を高めることが今後の課題とのことです。

また、給食献立のジャガイモ、タマネギ、ニンジンを小山市産の有機野菜に変えるための試験導入を、小規模小学校3校で10日間実施した結果、規格が小さいため廃棄率が増加する、生育不良のため産地を変える必要があった、価格差が大きく差額の補助が必要など、課題が残る結果となったそうです。

一方、児童へのアンケート調査では、有機農業に対する理解は深まり、食育としてよい機会となったとのことです。また、保護者へのアンケートでは、有機野菜を学校給食に取り入れることを推奨する人の割合が65%で、学校給食における有機野菜の利用が求められていることが分かりました。

現在、当委員会でも、有機農産物の学校給食への活用については委員の関心が高く、今回の視察は大変参考となりました。

最後に、今回の視察を快く受け入れてくださいました小山市議会、小山市の職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、民生教育常任委員会所管事務調査報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第61号 阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第61号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第61号の阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）について提案理由を申し上げます。

本案は、当該条例の根拠法令である行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴い、法律の名称に合わせて条例の名称を改めるとともに、法改正の趣旨に合わせて行政手続オンライン化の推進に必要な事項等を新たに規定するため、条例の全部を改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第62号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第63号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付

金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第62号及び議案第63号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第62号から議案第63号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第62号の阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日から施行されることに伴い、国民健康保険の被保険者証が廃止となるため、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第63号の阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、産業競争力強化法の改正に伴い、町条例の引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第64号 | 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号） |
| 議案第65号 | 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第66号 | 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第67号 | 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 議案第68号 | 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第64号から議案第68号までの5件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第64号から議案第68号までの令和6年度一般会計ほか4件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第64号、一般会計補正予算は、既定の予算額に4億1,280万6,000円を追加し、221億2,564万1,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税で、荒川本郷地区及び阿見吉原地区の開発に係る家屋の増などにより固定資産税を増額。

第12款地方交付税で、交付額の確定により普通交付税を減額。

第16款国庫支出金で、児童手当国庫負担金を増額、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費補助金を新規計上。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額。

第21款繰越金で、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第3款民生費の児童措置費で、児童手当の制度改正に伴い、児童手当支給事業を増額。

第4款衛生費の予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種費用について、国の当初見込みとの差額を増額。

第5款農林水産業費の農地費で、農業用揚水管の漏水補修工事を新規計上。

第7款土木費の街路事業費で、都市計画道路寺子・飯倉線の暫定供用開始に係る工事費を増

額。

第9款教育費の小学校管理費で、阿見第二小学校のトイレを和式から洋式に改修するため、トイレ改修に係る工事費を増額。

第12款諸支出金の予科練平和記念館整備管理基金費、あみ人材育成基金費、二所ノ関部屋連携基金費で、令和5年度ふるさと応援寄附金で使い道として指定されたものを各基金に積み立てるため、基金積立金を増額または新規計上。

第13款予備費で、残金の減少により予備費を増額するものであります。

議案第65号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に192万1,000円を追加し、50億351万4,000円とするものであります。

その主な内容は、総務費の一般管理費で、保険証・マイナンバーカード一体化に伴うシステム改修費を増額するものであります。

議案第66号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に38万円を追加し、39億9,862万6,000円とするものであります。

その主な内容は、総務費で、料金改定により郵便料を増額するものであります。

議案第67号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について5,000円を増額するものであります。

その内容は、手当等の変更による職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第68号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について751万3,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について4万円を増額するものであります。

その内容は、人事異動等による職員給与関係経費の増額及びそれに伴う他会計負担金、他会計補助金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第68号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願ひします。

議案第69号	令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第70号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第71号	令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号	令和5年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第74号	令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第69号から議案第74号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第69号から議案第72号までの令和5年度一般会計歳入歳出の決算及び令和5年度国民健康保険特別会計ほか2件の特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第73号、令和5年度水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

議案第74号、令和5年度下水道事業会計利益の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて決算を同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長が御説明いたしますので、慎重審

議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君、登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君） 令和5年度阿見町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月17日、8月1日、2日、5日及び7日の延べ5日間にかけて審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和5年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、栗田監査委員とともに、決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一、同じく栗田敏昌。

○議長（野口雅弘君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第69号について説明を求めます。

総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） それでは、議案第69号、令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和5年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概要により御説明いたします。

一般会計決算の概要は、1ページから3ページに記載のとおりとなります。説明は4ページ以降の資料に沿って進めてまいります。

最初に、4ページをお開きください。

令和5年度一般会計の決算額は、歳入総額192億1,847万6,000円、歳出総額184億8,482万7,000円となり、前年度と比較し、歳入は6億7,319万2,000円の減、歳出は2,321万1,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は7億3,364万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億

9,472万7,000円を差し引いた実質収支額は5億3,892万2,000円となり、前年度と比較し7億4,916万7,000円の減となりました。

次に、5ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は136億277万3,000円で、前年度と比較し8億8,629万2,000円の減となりました。

一般会計の基金残高は57億9,447万円で、前年度と比較し2億2,862万5,000円の増となりました。

次に、歳入歳出決算増減の概要について、その主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。

歳入から御説明いたします。

第1款町税では、荒川本郷地区における開発等による固定資産税1億6,252万3,000円の増などにより、決算額は87億692万3,000円で、前年度と比較し3億2,671万7,000円の増額となりました。

次に、第12款地方交付税では、普通交付税9,194万4,000円の増により、決算額12億725万6,000円で、7,825万5,000円の増となりました。

18ページに移ります。

第16款国庫支出金では、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金2億2,520万円の皆減、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金・物価高騰緊急支援分2億2,325万円の皆減、地方創生拠点整備交付金1億7,783万9,000円の皆減などにより、決算額は30億3,727万1,000円で、前年度と比較し6億221万2,000円の減となりました。

第17款県支出金では、地域医療介護総合確保基金事業補助金3,356万円の皆増、障害者自立支援給付費負担金2,041万2,000円の増、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金2,350万円の皆減などにより、決算額は13億5,977万3,000円で、前年度と比較し4,392万9,000円の増となりました。

第18款財産収入では、土地売払代金7,028万3,000円の増などにより、決算額は8,210万円で、前年度と比較し7,033万7,000円の増となりました。

19ページに移ります。

第19款寄附金では、ふるさと応援寄附金2,277万8,000円の減などにより、決算額は1億4,057万9,000円で、前年度と比較し1,601万4,000円の減となりました。

第22款諸収入では、社会保険料2,331万3,000円の皆減、学校給食分担金（児童分）2,513万8,000円の減、学校給食分担金（生徒分）1,572万9,000円の減などにより、決算額は3億3万9,000円で、前年度と比較し9,602万4,000円の減となりました。

第23款町債では、地区公民館整備事業債 1億5,100万円の皆減、臨時財政対策債 1億2,470万円の減、総合保健福祉会館改修事業債9,070万円の皆減などにより、決算額は7億650万円で、前年度と比較し3億3,320万円の減となりました。

次に、歳出であります。

同じく19ページになります。

第2款総務費では、阿見町議会議員一般選挙事業2,063万円の皆増などにより、決算額は17億9,476万円で、前年度と比較し1,814万円の増となりました。

20ページに移ります。

第3款民生費では、物価高騰重点支援事業・低所得世帯追加分 2億7,637万9,000円の皆増、物価高騰重点支援事業 1億2,375万2,000円の皆増、非課税世帯等臨時特別給付金事業・物価高騰緊急支援分 1億6,439万7,000円の減などにより、決算額は73億1,563万5,000円で、前年度と比較し3億6,795万円の増となりました。

第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業 3億1,273万9,000円の減、水道事業会計繰出金4,943万7,000円の皆減などにより、決算額は15億1,163万4,000円で、前年度と比較し3億6,509万5,000円の減となりました。

第5款農林水産業費では、農林振興推進事業1,752万5,000円の減などにより、決算額は3億1,984万8,000円で、前年度と比較し1,369万7,000円の減となりました。

第6款商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業5,630万2,000円の増、商工振興事業2,284万8,000円の増などにより、決算額は4億764万9,000円で、前年度と比較し8,069万3,000円の増となりました。

21ページに移ります。

第7款土木費では、公園緑地整備事業7,420万9,000円の増、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業8,664万5,000円の減などにより、決算額は18億5,540万8,000円で、前年度と比較し61万9,000円の増となりました。

第8款消防費では、常備消防事業2,467万8,000円の増などにより、決算額は7億758万9,000円で、前年度と比較し3,349万8,000円の増となりました。

第9款教育費では、中学校施設整備事業 2億5,447万3,000円の増、放課後児童健全育成事業 1億2,787万8,000円の皆増、地区公民館整備事業 4億778万8,000円の皆減などにより、決算額は24億9,125万8,000円で、前年度と比較し6,456万円の増となりました。

第11款公債費では、元金償還費4,708万1,000円の増などにより、決算額は16億3,482万3,000円で、前年度と比較し4,280万5,000円の増となりました。

第12款諸支出金では、財政調整基金費 3億3,184万5,000円の減、公共公益施設整備基金費

7,071万9,000円の増などにより、決算額は3億321万4,000円で、前年度と比較し2億263万7,000円の減となりました。

続きまして、歳出決算の性質別の状況につきまして、主な内容を御説明いたします。9ページにお戻りください。

初めに総括でございます。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費が90億3,209万3,000円で、前年度と比較し5億8,764万4,000円の増となり、歳出総額の48.9%を占めています。

続きまして、内訳明細であります。10ページになります。

人件費は、職員給1億2,083万1,000円の増、会計年度任用職員報酬手当6,465万9,000円の増などにより、決算額は30億2,777万4,000円で、前年度と比較し1億7,092万3,000円の増となりました。

11ページに移ります。

扶助費は、電力等高騰重点支援給付金の皆増によるその他1億4,853万1,000円の増、障害者福祉1億3,593万6,000円の増などにより、決算額は43億6,949万6,000円で、前年度と比較し3億7,391万6,000円の増となりました。

12ページに移ります。

普通建設事業費は、実穀ふれあいセンター整備の皆減などにより、決算額は15億8,617万6,000円で、前年度と比較し2億5,973万8,000円の減となりました。

次に、13ページに移ります。

物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の縮小による1億7,882万3,000円の減などにより、決算額は33億7,514万9,000円で、前年度と比較し1億2,894万9,000円の減となりました。

次に、9ページにお戻りください。

補助費等は、新型コロナウイルス接種事業に係る国庫支出金等返還金1億3,269万円の減などにより、決算額は24億6,860万3,000円で、前年度と比較し8,855万4,000円の減となりました。

積立金は、財政調整基金3億3,184万5,000円の減、公共公益施設整備基金費7,071万9,000円の増などにより、決算額は3億321万4,000円で、前年度と比較し2億263万7,000円の減となりました。

以上で一般会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

阿見町歳入歳出決算書の8ページから325ページが詳細になりますので御参照ください。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第70号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第70号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

資料は、令和5年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書の309ページからになります。

令和5年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額53億9,643万5,000円、歳出総額46億6,184万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億2,124万2,000円、4.3%の増、歳出については4億628万1,000円、9.5%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は7億3,458万7,000円となり、前年度と比較し1億8,503万9,000円、20.1%の減となりました。

歳入の主なものについては、国民健康保険税が決算額8億1,467万4,000円で、5,412万8,000円、6.2%の減、国庫支出金が決算額32万4,000円で、26万円、406.3%の増、県支出金が決算額33億4,696万2,000円で、2億6,165万円、8.5%の増となりました。

歳出の主ものについては、保険給付費が決算額32億6,502万6,000円で、2億4,884万7,000円、8.3%の増、国民健康保険事業費納付金が決算額12億5,632万4,000円で、1億5,653万9,000円、14.2%の増、保健事業費が4,620万7,000円で、614万9,000円、15.4%の増、諸支出金が決算額487万3,000円で、1万7,000円、0.3%の減となりました。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第71号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第71号、令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

資料は、同じく317ページからになります。

令和5年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額38億376万2,000円、歳出総額37億3,295万8,000円となり、前年度と比較し、歳入については2億2,462万8,000円、6.3%の増、歳出については3億495万1,000円、8.9%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は7,080万4,000円となり、前年度と比較し8,032万3,000円、53.1%の減となりました。

歳入の主ものについては、介護保険料が決算額8億7,217万4,000円で、329万1,000円、0.4%の増、国庫支出金が決算額7億537万6,000円で、3,149万円、4.7%の増、支払基金交付金が決算額9億6,392万4,000円で、8,727万7,000円、10%の増、県支出金が決算額5億2,221万5,000円で、2,108万2,000円、4.2%の増となりました。

歳出の主ものについては、保険給付費が、施設介護サービス給付費等の全体的な伸びによ

り、決算額35億1,608万2,000円で、2億8,266万4,000円、8.7%の増、地域支援事業費が、介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで、決算額1億2,775万5,000円で、1,468万3,000円、13%の増、基金積立金が、積立てなしにより決算額0円で増減なし、諸支出金が決算額646万9,000円で、15万9,000円、2.4%の減となりました。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第72号について説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第72号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

資料は、同じく327ページからになります。

令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額11億6,918万円、歳出総額11億6,682万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については5,139万1,000円、4.6%の増、歳出については5,194万3,000円、4.7%の増となりました。

その結果、歳入歳出差引き額は235万6,000円となり、前年度と比較し55万2,000円、19%の減となりました。

歳入の主なものについては、保険料が決算額5億3,783万6,000円で、2,704万3,000円、5.3%の増、繰入金が決算額5億9,922万3,000円で、2,304万4,000円、4.0%の増となりました。

歳出の主ものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額11億2,272万3,000円で、5,326万6,000円、5%の増となりました。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第73号について説明を求めます。

産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 議案第73号、令和5年度阿見町水道事業会計決算の概況について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の7ページをお開き願います。

令和5年度末の給水件数は、前年度末の1万9,434件から520件増の1万9,954件、給水人口は、4万4,150人から677人増の4万4,827人となりました。

年間総配水量は472万3,250立方メートルで、前年度より12万2,083立方メートル減少しました。

また、水道普及率は前年度より1.1ポイント増の89.7%になりました。

続きまして、収益的収支についてですが、水道事業収益12億9,564万5,462円に対し、水道事業費用11億1,599万6,062円となり、消費税抜きで1億3,761万9,931円の純利益となりました。

そのうち、長期前受金戻入分を除く2,059万5,928円を建設改良積立金等に積立てる予定です。

事業収益の主な内容は、給水収益が10億9,417万5,322円で、全体の83.7%を占めております。

また、事業費用の主な内容は、受水費3億4,464万3,243円であります。

次に、資本的収支についてですが、資本的収入2億3,273万730円に対し、資本的支出は5億7,942万6,838円となりました。

支出の主な内容は、施工監理及び実施設計委託料7,247万円、工事請負費4億2,238万9,000円、企業債償還金7,362万8,703円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（野口雅弘君） 次に、議案第74号について説明を求めます。

産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 議案第74号、令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の概況について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の38ページをお開き願います。

令和5年度末の公共下水道事業の水洗化件数は、前年度末の1万6,009件から312件増の1万6,321件、水洗化人口は、3万5,031人から376人増の3万5,407人となり、水洗化率は前年度より0.1ポイント増の98.8%になりました。

年間総排水量は665万6,559立方メートルで、前年度より17万1,881立方メートル増加となりました。

続きまして、農業集落排水事業の水洗化件数は、前年度末の544件から4件増の548件となり、年間総処理水量は15万6,586立方メートルで、前年度より3,474立方メートル増加となりました。

続きまして、収益的収支についてですが、公共下水道事業の収益的収支では、下水道事業収益が15億8,495万3,586円に対し、下水道事業費用は13億6,950万1,781円となり、消費税抜きで1億8,896万6,754円の純利益となりました。

事業収益の主な内容は、下水道使用料が8億4,393万1,660円で、全体の50.9%を占めています。

事業費用の主な内容は、流域下水道維持管理負担金4億4,280万円であります。

次に、農業集落排水事業の収益的収支ですが、下水道事業収益が1億9,347万5,520円に対し、下水道事業費用1億6,701万3,689円となり、消費税抜きで2,751万7,117円の純利益となりました。

事業収益の主な内容は、農業集落排水使用料が2,806万3,714円で、全体の13.4%を占めています。

事業費用の主な内容は、処理場費3,071万3,970円であります。

続きまして、資本的収支についてですが、公共下水道事業の資本的収支では、資本的収入が6億1,187万209円に対し、資本的支出は9億7,146万2,712円となりました。

支出の主な内容は、工事請負費4億1,442万7,100円、企業債償還金4億7,770万7,588円であります。

次に、農業集落排水の資本的収支であります、資本的収入が2,892万2,433円に対し、資本的支出は6,185万6,665円となりました。

支出の主な内容は、企業債償還金5,970万665円であります。

以上が下水道事業の決算の概況になります。

続きまして、35ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）でございます。

これは、下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして、その一部で条例に定めのない処理を行う必要が生じましたことから、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、今回、議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては、未処分利益剰余金の当年度末残高2億7,068万5,375円のうち、当年度純利益相当額2億1,648万3,871円を減債積立金に積み立て、そのうち、資本的収支の補墳財源として1億5,249万854円を取り崩すものです。

なお、取り崩した1億5,249万854円を含む2億669万2,358円につきましては、条例第6条第4項に基づき、資本金への組入れを行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（野口雅弘君） 以上で担当部長からの説明を終わります。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第74号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 町道路線の廃止について

議案第76号 町道路線の認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第75号及び議案第76号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第75号、町道路線の廃止及び議案第76号、町道路線の認定について提案理由を申し上げます。

議案第75号、町道路線の廃止についてであります。開発行為により町道路線の付け替えをするため、不要となった路線を廃止するものであります。

議案第76号、町道路線の認定についてであります。こちらは、開発行為により新設された路線を新たに町道として認定するものであります。

また、国道125号の一部について、茨城県から移管を受けるため、町道として認定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号及び議案第76号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付されました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第77号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第77号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 議案第77号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会委員である中島雅己氏が本年9月30日に任期を迎えることから、後任の教育委員会委員として安江健氏を任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は現在、茨城大学教授として勤務されております。地域住民からの信頼も厚く、人格、識見ともに優れ、大学連携の観点からも教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第77号については、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、以上2件を一括議題とします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者等の中から、議会の意見を聞いて町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております本案2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

本案2件については、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案2件については原案どおり適任とすることに決しました。

請願第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、請願第1号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託します。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る10月1日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議員派遣の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会規則第129条第1項の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時18分散会

第 2 号

[9 月 11 日]

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月11日（第2日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	立 原 秀 一	君
町 長 公 室 長	井 上 稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
学校教育課長	山崎貴之君
生涯学習課長	野口和之君
図書館長	阿部豊治君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 6 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 2 号

令和 6 年 9 月 11 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第3回定例会

一般質問1日目（令和6年9月11日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 高野 好央	1. Q-Uテストを実施する考えはあるか	教育長
2. 佐々木芳江	1. 災害時のトイレ対策について	町長
3. 細田 正幸	1. 長久保赤水コーナーを町立図書館に設置してはどうか	教育長
4. 小川 秀和	1. 平時・非常時の冷房設備のない小中学校体育館の暑さ対策について 2. 今後導入自治体が増えると見込まれるトイレトレーラーについて	教育長・町長 町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、12番高野好央君の一般質問を行います。

12番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。

令和6年9月議会、一般質問トップバッターでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は、Q-Uテストを実施する考えはあるかであります。

このQ-Uテストというものを初めて聞く方もいらっしゃるかと思いますので、少し説明のほうをしていきたいと思います。

Q-Uテストは、1996年当時、東京都の区立小学校教諭だった早稲田大学の河村茂雄教授が

開発されました。Q-Uテストを開発された経緯というのは、1980年代の荒れた学校は、教師が力で抑え込んだため問題が深く見えないところに沈み込みました。河村教授が教師だった1990年代半ばには、不登校、いじめが社会問題化しており、荒れる学校には幾つかのパターンがあることが分かりました。しかし、同じようなパターンでも対応は学校・教師によってばらばらだったため、クラスの状態を把握する座標軸が必要と考え、見ようとしないと見えない問題を見るようにする診断尺度として、Q-Uテストの原型をつくったそうです。

その後、延べ3万人の児童生徒に調査・事前検証を実施し、テスト結果と実態が大きくぶれないことが確認され、日本テストスタンダード委員会の審査基準を満たした心理テストとして認定を受けています。

教師の観察と子供たちの実態のずれを補うのが目的であるQ-Uテストは、現在、多くの小中高校で利用されており、教育業界では非常に高い認知度を誇っています。

学校で児童生徒の問題がいじめのみならず、ヤングケアラー、家庭での虐待、貧困など多様化し、小中高校のいじめ認知件数は年々増加傾向にあります。いじめ発見のきっかけは、アンケート調査など、学校の取組による発見が約半数を占めています。アンケートや心理テストなどによる調査は、早期発見に極めて有効であり、学級運営の有効なツールとなっています。

そこで、Q-Uテストを町教育委員会として実施する考えはあるのか、お伺いいたします。

1つ、Q-Uテスト実施を検討したことはあるか。

2つ、教職員からのQ-Uテスト実施の要望はあったか。

3つ、近隣市町村の実施状況は。

以上、答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君）　おはようございます。一般質問第1日目、よろしくお願ひします。

高野議員の、Q-Uテストを実施する考えはあるかについての質問にお答えいたします。

1点目の、Q-Uテスト実施を検討したことはあるかについてであります。

Q-Uテストは、学校生活における児童生徒の満足度や友人関係について等のアンケート調査を行うことにより、学級集団の状況をアセスメントし、不登校やいじめの予防と対策につながる心理テストであると認識しております。

当町においても、中学校を中心として実施していた経緯はありますが、現在、実施しているのは阿見中学校1校であります。

2点目の、教職員からのQ-Uテスト実施の要望はあったかについてであります。

Q-Uテストについては、近年同様のテストが多く開発され、各学校が必要に応じてそれらのテストを実施していることから、現在のところ、Q-Uテスト実施についての要望はありません。

3点目の、近隣市町村の実施状況はについてであります。

稻敷市、美浦村は全ての学校で実施しており、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市については、阿見町同様、一部の学校が実施しているとのことです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

今いただいた答弁の中で、現在Q-Uテストを実施しているのは阿見中学校1校だけということですが、以前、阿見中学校以外でも実施している学校が何校かあったということなんですが、実施しなくなった理由というのは、分かればお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

それぞれの学校が実施しなくなった理由を全て把握しているわけではありませんが、Q-Uテストは年間2回のテストであります。現在は、そういったテストの結果では問題がないとされた児童生徒についても、不登校、いじめの加害者・被害者にもなり得る状況となっております。勉強もできて、部活動も毎日一生懸命やっている、そういった生徒が急に不登校になったり、いじめの加害・被害になったりするというのが今の現状です。そのため、短い期間で学校生活に関するアンケート調査を行う必要があることや、いじめ、不登校の未然防止についての同様のテスト、また取組が多く開発されていることから、実施しなくなってきたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 確かにテスト結果だけでははかれない部分というのがたくさんあるかと思います。各学校いろいろな取組、体制を取っているのも分かっているつもりなんですが、現在、阿見中学校以外の、テストを実施していない学校というのは、児童生徒の状況を把握する手段というのはどのようにしているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

各学校におきましては、発達段階に応じまして、月に1回程度の割合で学校生活アンケートを実施しております。学校が楽しい、普通、つまらない、そういった選択をしたり、悩み事が

ないか、友達に嫌なことをされていないか等の質問を設けて、心配な生徒には担任が即面談をしたり、スクールカウンセラーがカウンセリングを行ったりしております。

また、中学校では、担任が生活記録ノートを通して、毎日生徒の相談を受けられるようになっており、昨年度からは、タブレット端末からも、いつでも相談できるような体制を取っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 各校いろいろな取組があるのは分かりました。スクールカウンセラーのカウンセリング、生活記録ノートを通しての相談、そしてタブレット端末からも相談できる体制が取ってあると。

私も中学生の一保護者として非常にありがたい取組ではあるんですが、それでは、今までいたいた答弁の中に、Q-Uテスト以外の同様のテストというのがあったんですが、同様のテストというのは、ほか、何があるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、お話ししました学校生活アンケート以外に、よく行われているものにC & S質問紙テストというのがございます。これはQ-Uテストよりも設問を少し少なくして簡略化されたもので、学級の雰囲気ですとか、児童生徒の自己肯定感を図るためのテストとなっております。

また、学級力向上プロジェクトという取組では、質問の結果を各学級レーダーチャートのような形で状況を示して、児童生徒も見えるように可視化しています。そうすると、児童生徒が子供たち自身で学級をよりよくしていこうという取組が行われるもので、これも広く行われているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、今、御答弁いただいたテストというのは有料でしょうか、無料でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

今、御紹介させていただいたものにつきましては、無料のものとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、阿見中学校では現在も実施しているということなんです

が、これ、Q-U、h y p e r -QU、ウェブ版と3つあるんですが、この3つのうちどれを実施しているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

阿見中学校のほうで現在実施しているものは、h y p e r -QUテストとなっております。年2回、5月頃と12月頃に実施をしております。

このテストについては、生徒一人ひとりにソーシャルスキルに関する個票、こういうふうに学校生活をしていくと、もっといい学校生活が送れるよというようなアドバイスのようなものが個票として返されるテストとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、今、質問のほうをしましたQ-U、h y p e r -QU、ウェブ版、それぞれの金額というのは分かりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

h y p e r -QUテストについては、1人当たり1回480円、ウェブ版については、1回375円というふうになっております。それを年2回行うということで、ウェブ版のほうが安くはなっているんですが、個票の印刷等は学校のほうで行うというふうになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ありがとうございます。

それでは、阿見中学校でのこのテスト料金というのは誰が負担しているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

年2回テストを行いますが、1回は教育振興費という町でつけている学校予算で、2回目については保護者負担ということで、保護者から教材費ということで集金をして行っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 阿見中学校のほうでは学校と保護者それぞれが負担しているということで、近隣市町村では、稻敷市、美浦村は全ての学校で実施しているということなんですが、テスト費用の負担というのはどこが負担しているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

稻敷市、美浦村では、市、村でそれぞれ予算化しているとのことです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） このテスト結果のほうは、学校の担任の先生だけではなく、教育委員会などでも共有はしているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

テスト結果についての共有のほうは行ってはおりません。教育委員会として、いじめ、不登校の未然防止ということで共有している内容については、各学校から、年間の欠席が10日以上の児童生徒につきましては、援助指導報告ということで、どういった支援を行っているかということで毎月報告を受けております。

また、いじめの認知につきましては、いじめが疑われる状況で児童生徒が欠席した場合や、保護者からいじめの訴えがあった場合は、即時に教育委員会と情報を共有し、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど対応するようにしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、阿見中学校でのテスト結果の活用効果というのは、どのようになりますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

阿見中学校では、テストの結果を、学校生活における生徒個々の満足感や意欲の把握、学級経営を改善するための指針として活用しております。現在、経験年数の少ない教職員も増えておりますので、よりよい学級経営の一助となっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 年2回、有料ではあるんですが、Q-Uテストを実施すべきと私は思っております。今、Q-Uテストより、h y p e r - Q U、ウェブ版のほうが多分主になっているのかなとは思いますが、阿見中学校では、1回は学校予算、もう1回は保護者負担ということなんですが、学校規模によって、こういった有料版のテストというのは、なかなかできるところと、やりたいけどできないところというのが出てくるかと思うんですね。Q-Uテストは、やはり学級運営に非常に有効なツールかと思いますので、ぜひ阿見町としてきちんと予

算を取って実施していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

御提案いただきましたQ-Uテストの実施につきましては、学校現場、教職員の声を聞きながら、実施について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） いろいろと質問させていただいたんですが、実施について検討していただけたということで、ありがとうございます。

Q-Uテストのみで全てが見えるわけではありませんので、今まで実施している無料のテスト、それから面談、カウンセリングなどをうまく組み合わせていただければと思います。

Q-Uテストについては、保護者からの要望というのが私のところに多く届いております。保護者にとってもプラスとなります、やはり教職員の方々にとって、見えない部分を見る非常に有効なツールだと思いますので、ぜひ早期の実施をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野口雅弘君） これで12番高野好央君の質問を終わります。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔8番佐々木芳江君登壇〕

○8番（佐々木芳江君） 皆様、おはようございます。私は、幸福実現党の佐々木芳江でございます。6月に引き続き質問の機会をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、災害時のトイレ対策について質問いたします。

本年元日に最大震度7を観測した能登半島地震がきました。過去の教訓が活かされていなければ、能登半島地震では避難先に十分な備えがなく、住民が外で用を足したり、携帯トイレを複数人で使ったりしたケースが相次いだとのことです。衛生面や臭いが気になり、トイレに行かなくて済むようにと水を控えたために脱水症状になったり、トイレに行きたくなるのは自分でコントロールできずに大変のことでした。水、食料の備えは大事ですが、より早く必要になるのがトイレです。いつ来るか分からぬとはいえ、起きてからでは遅いので、私たちは備えなければならないと思います。

日本トイレ協会が、2023年、全自治体を対象にアンケート調査をしたところ、災害時のトイレ確保・管理計画を策定しているは24%にとどまり、76%、8割が策定せずの回答でした。策

定していない理由としては、マンパワーが足りない、策定方法が分からぬ。トイレ対策の優先順位が低いとの驚きの回答でした。

大きな災害が発生したときに、水、食料、日用品などの備蓄も大事ですが、一番切実な問題の1つは、各家庭、避難所等にトイレの確保ではないでしょうか。大きな地震や水害などが発生し、排水管などに亀裂が生じたことを発見できずに使用してしまった場合、2次災害を引き起こすおそれがあります。大震災に備えたトイレ対策は、人間の命と尊厳を守るだけではなく、感染症の蔓延を防ぐことにつながり、その重要性は高いと思われます。

そこで、ここで質問をさせていただきたいと思います。4つございます。

1点目、阿見町の最大震度の想定と対策は。

2点目、阿見町の災害発生時のトイレ対策における現状と想定。

3点目、災害備蓄に携帯トイレとして使用できるものの用意は、どの場所にどの程度あるか。

4点目、災害時におけるトイレ対策の重要性は各家庭に十分に周知されているか。

以上4点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

佐々木議員の、災害時のトイレ対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町における最大震度の想定と対策はについてであります。

茨城県が平成30年度に策定した地震被害想定では、県内に大きな被害をもたらす7つの地震の予測が示されており、その中で、当町における最大予測震度は6弱となっております。

そのため、当町におきましては、震度6弱を想定して地域防災計画などを策定し、対応策を講じております。

震度6弱以上の地震が発生した場合に備えまして、公共施設や水道設備の耐震化、急傾斜地崩壊対策事業の実施、防災備蓄食料やエアベッド、発電機をはじめとする資機材整備などの対策をしております。また、大規模地震が起きた想定で災害対策本部訓練や避難所開設訓練を実施するなど、町職員が円滑に初動対応ができるよう対策を行っております。

2点目の、阿見町の災害発生時のトイレ対策における現状と想定を伺います、及び3点目の、阿見町の災害備蓄に携帯トイレとして使用できるものの用意は、どの場所にどの程度あるかについては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

県の地震被害想定によりますと、当町で震度6弱以上の大地震が発生した場合、電気、上下水道、ガスの9割が断絶し、電気の復旧まで3日間、下水道の復旧まで1週間、上水道や都市

ガスの復旧まで1か月を要すると想定されております。

発災直後は下水道施設の点検が完了するまでトイレが使用できず、主に簡易トイレ等を使用することが想定されます。このため町では、小中学校や公民館等の全ての指定避難所19か所に簡易トイレを143基、便袋2万6,200回分を備蓄しております。

しかしながら、現状の備蓄数ではまだまだ十分な量ではないと考えますので、今後、段階的な購入を進めてまいります。

また、曙ふれあい公園では、下水道排水管の上に簡易トイレを乗せて使用できるマンホールトイレの設置工事を現在進めており、今後もこうした取組をさらに進めて、衛生的なトイレ環境の提供を行ってまいります。

さらに、水道や下水道の復旧状況を踏まえ、必要に応じて、災害協定を結んでいる自治体や企業の御協力をいただきながら、追加的なトイレ対策を進めてまいります。

4点目の、災害時におけるトイレ対策の重要性は各家庭に十分に周知されているかについてあります。

議員御指摘の災害時におけるトイレ対策は、人間の尊厳を守るために、また公衆衛生上もとても重要と考えており、町民の関心も高いと認識しております。

当町では、地区の防災訓練や小中学生の授業において、過去の大災害で既存トイレが使用できず被災者が苦労した事例の紹介や、実際に簡易トイレを組み立ててもらい模擬体験をするなど、トイレ対策について啓発を行ったり、地区の防災活動を紹介するあみ防災だよりに災害時のトイレ設営訓練等を紹介しております。

今後も、トイレ対策を含めた防災情報の発信を強化し、自助、共助、公助によるトイレ対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 町長、ありがとうございました。

それでは、先ほどの1点目の件につきまして、まず、東日本大震災直後は、町内的一部で電気、水道が断絶し、避難所にも多くの方が来られ、町職員総出による災害対応をされたというふうに聞いております。

東日本大震災のときに、阿見町は震災直後、電気、水道供給が寸断されて、道路や家屋などにも多くの被害が発生したと聞いております。当時249人の人が各避難所に一時避難されました。このとき町からは節電、節水の呼びかけがありましたでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

東日本大震災直後は町内的一部で停電が発生し、上下水道が止まり、避難所に多くの方が来られ、町職員総出による災害対応となりました。その中、福島第一原子力発電所の停止による電力不足や計画停電等の情報、また、上下水道が断絶したことの対応など、給水所の設置情報等を町民に伝える必要がございました。

これらを踏まえ、広報車、広報あみ等を通じまして、節電に協力を求める内容、上水道の復旧状況や給水場に関する内容等の呼びかけを行ったところでございます。

また、当初の反省といたしまして今後は、断水が解除された直後は濁った水が出やすいなどの注意喚起をしていきたいと、呼びかけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。

私も13年前のことなので、かなり記憶も薄かったんですけれども、この質問のときにいろいろ思い起こしましたら、やはり断水後の水が濁っているということの知識不足がゆえに、そのときは不覚にも水洗トイレを流してしまったということがございました。こういうこともやはり多々注意喚起がなければ、そして知識不足であったということはこういうことになるんだなということは分かりました。ぜひ今後とも町からの注意喚起よろしくお願ひいたします。

それでは2点目なんですけれども、近年の相次ぐ災害を受けて内閣府は2016年に、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン、2022年改定なんですけれども、策定しております。発災当初に確保すべきトイレ数などで国際基準を目安に、発災当初は避難所約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的回数は1日5回などで、災害弱者とされる人たちに配慮すべき事項を掲げています。

町としては、特に災害弱者の方々への対応は検討されていますか。2016年のガイドラインからして、トイレの備蓄は現在の人口に対して相当でしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘の国際基準はスフィア基準と呼ばれまして、災害時におけるトイレを提供するための指標として利用されているところでございます。防災危機管理課といたしましても承知しております。

その中で、災害弱者と言われる避難行動要支援者、高齢者、障害者等にも使いやすいよう、簡易トイレやマンホールトイレの便座は、和式ではなく洋式のものを備蓄しております。避難所となる小中学校の体育館においても、和式トイレを洋式に変える工事も進めている状況とな

ります。

町内19か所の避難所の収容人数は合計1,106名となり、これをスフィア基準に当てはめますと、発災当初に設置するトイレの基準は102個、発災が長期化した場合には約255個必要と算出されるところでございまして、避難所開設が長期化した場合には、現状ではトイレが不足する見込みとなっております。先ほど町長答弁にもございましたように、トイレと便袋はさらなる備蓄を進めていく必要があり、今後も継続して段階的な購入を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。

ちょっと今聞き逃したような気がするので。町内19か所の避難所収容人数の合計が1,106と聞こえたような気がしたんですか。これはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 大変申し訳ございませんでした。5,106人でございます。失礼いたしました。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、人口が5万人を超えておりますので、やはりそれに相当のやはり災害対策というものは必要かと存じております。

それでは3点目なんですが、先ほどの中にマンホールトイレについて少しお話しされてたと思うんですが、大災害時は停電と断水で水洗トイレが使えません。生活インフラは、電気、ガス、上下水道の順で仮復旧し、下水、し尿処理場の仮復旧は長期にわたることから代替方策を十分に検討する必要があると言われているが、町としての対策に災害用トイレとしてのマンホールの存在を言われましたが、マンホールトイレには4種類ありますが、どのタイプなんでしょうか。お願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

マンホールトイレには議員御指摘のように種類がございます。1つ目に考えられますのは、下水道管路に直接排せつ物を流す本管直結型、2つ目に、本管直結型の一部といたしまして、下水道管路からマンホールトイレ用のパイプ管を敷地内まで引き込み、上流から流れくる排処理水を利用して流す幹線直下型、3つ目に、下水道管路に直接配管から上部に水源を用意し、都度排水する流下型、最後になりますが、流下型に似た構造となっております、下水道管への直接管に貯留機能を持たせる貯留型の4種類がございます。

このように、マンホールトイレには幾つかの設置形式があり、特徴も異なりますので、関係

部署と協議をしながら、今後の整備について検討していく必要があると考えております。

先ほどお話ししましたところですけども、現在、曙ふれあい公園に設置する予定のマンホールトイレは流下型となってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） すいません、またまた私の何か聞き間違いかもしれませんけれども、上流から流れてくる下水を利用して流す直下型と聞いたような気がしたんですが、幹線通過型ではないんでしょうか。これを少し教えていただきと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 発音が悪くて申し訳ございませんでした。2つ目の説明のところかと思います。上流から流れてくる処理水を利用して流す幹線通過型でございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは4点目として、災害用トイレは迅速に設置する必要があるが、日頃の訓練はどのようにされていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

災害用トイレの設置につきましては、議員御指摘のとおり、災害時に迅速に対応する必要がございます。これらの町職員を対象とした避難所開設訓練では、開設に必要な機材の操作習熟を図り、その中で災害用トイレの取扱いについても訓練を日頃から行っているところでございます。

また、訓練のみならず、避難所担当職員向けには、災害用トイレや避難所の開設に必要となる資機材の組立て方法が分かる動画を作成しております。現場の訓練以外にも確認できるように準備を進めております。今後、組立て動画の一般公開及び資機材の組立て動画の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 先ほど、曙ふれあい公園に設置予定のマンホールトイレは流下型のことなんですかけども、災害用トイレの弱点は断水や下水管破裂時は使用できないというふうに言われておりますけども、阿見町としてはどのような対策を考えておられるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、災害用トイレのマンホールトイレなどの下水道に便を流すタイプについては、発災直後は使用できないことが想定されております。このようなことから、災害直後の下水道設備や仮設トイレの体制が整うまでの当面の間は簡易トイレを使用していただくことを考えております。そのためにも簡易トイレや便袋の段階的な購入を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 何度も申し上げますが、やはり5万人に達しているということは、それだけ人数も増えているということは、利用回数も多いということでございますので、そのところを本当によろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、結論といたしまして、近年の災害はメガ級であり、想定外のことが起きております。今後、災害用のトイレ対策として、自助、共助、公助が重要であると考えます。阿見町の共助、公助としては、5万人に達して、速やかな対応のための対策が求められますが、大災害後は、共助、公助はマンパワー不足となり、きめ細やかな対応は難しいかと言われております。そこで、住民お一人お一人の災害を想定した携帯トイレの備蓄が非常に重要となります。私たちの自助の精神で災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと思います。

最後に、能登半島地震で被災された皆様の一日も早い復興をお祈りいたします。これにて質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで8番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、長久保赤水コーナーを町立図書館に設置してはどうかという点について質問いたします。

長久保赤水は、茨城県高萩市出身、1717年から1801年、85歳まで生存しておりました。日本で初めて日本全図を、江戸時代、今から250年前に作成しました。地図といえば伊能忠敬の日本地図が有名ですが、それよりも42年も前に発刊されています。また、伊能図は幕府の命で作成され、一般の人は明治になるまで見ることができませんでした。

赤水図は、初めて経線・緯線が記入され、旅行者が持ちやすい大きさで発刊され、明治維新まで100年間庶民に利用されました。また、長崎出島に来たシーボルトによりヨーロッパに渡り、ヨーロッパ各国の図書館にも保管されております。ペリーも参考にしたと言われております。

す。

県内では高萩市に記念館があり、高萩駅前には銅像が建立されております。県内の図書館にもコーナーが設置されております。長久保赤水の関係資料は、平成29年に茨城県の有形文化財に定められており、令和2年、今から4年前には地図や資料群が国の重要文化財に指定されるなど、近年評価が上がっております。

阿見町には、町内に長久保赤水の関係者が住んでおります。長久保赤水コーナーを町立図書館に設置することで、茨城県に生まれた偉人を広く知らせることになるというふうに思います

が、いかがでしょうか。

以上、1点について質問をいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君）　細田議員の、長久保赤水コーナーを町立図書館に設置してはどうかの質問にお答えいたします。

長久保赤水は高萩市出身であります。高萩市においては既に記念館があり、また、長久保赤水顕彰会という団体により、長久保赤水の調査研究や高萩市観光プロモーション映像などを制作して、地域おこしに貢献していると伺っております。

町では、長久保赤水顕彰会から14冊の図書の寄贈を受けており、そのほか、図書館で購入した図書等も合わせ、長久保赤水関係の資料は全部で21冊所蔵しております。寄贈された図書は、郷土に関するコーナーにおいて誰でも閲覧できるようになっております。

今後は、期間を定めて、茨城県の偉人としてポップや見出しをつけて、他の書籍と区別したコーナーの設置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　私も、この長久保赤水の名前は知っておりましたけれども、先月の8月の初め、阿見町に長久保赤水の関係者、それから、長久保赤水顕彰会の理事をしております長久保伸江さんという方が住んでおります。その方から、8月の初めに、私と前の牛久の市長、池辺元市長、それから、私の友達1人が、長久保さんに車で長久保赤水の施設を案内してもらいました。長久保赤水の関連の、いわゆる展示館、それから長久保赤水の生家、あと長久保赤水関連のお墓、それを案内していただきました。

案内してもらう前に、阿見町の図書館へ行って、長久保赤水の資料を探したんですが、今、教育長が言ったような本は実際ありませんでした。あったのは、長久保赤水の関連は4冊でし

たね。貸出し可能なのが2冊しかありませんでした。今、教育長が言ったような長久赤水の関連の本ですね。

私は、現地を視察して、長久保赤水の顕彰会に入ったんですけども、これ関連の本、大体半分ぐらいですけども送ってもらいました、今、教育長はこういうのがあるということを言っていますけども、ちょっと事実とは違うんだなという、今の時点で。一般質問をする前にも図書館長とも話し合いましたけども、最近それが出されたのかなというふうにも思っておりましたけども、ちょっとその辺、私が8月の初めに長久保赤水の関連の書籍を借りに行ったときは4冊しかなかったわけですけども、その後、充実されたのか、確認したいと思います。

それから、長久保赤水の地図は、江戸時代、100年間ベストセラー、大阪の出版社が発刊した、これがレプリカなんですけども、持ち運びやすいようにやって、明治維新の前の人々が旅をするときは、これをうんと参考にして資料にしたという。これはレプリカなんですけども、これを見て、江戸崎とか土浦、信太、その辺の地名は出ておりますけれども、残念ながら阿見町の地名はないんですよね。だから、阿見町の地名は明治以降に生まれたのかなというふうに、この地図を見て思っております。

阿見町でも赤水関連のコーナーを設けたいということですので、私、図書館へ行って現地を見たんですけども、下村千秋のコーナーが一番最初にあって、それから実穀出身の女の作家のやつがあって、そこで大体もういっぱいなんですよね。この長久保赤水のこの図面、これの5倍か何かでは、高萩では、下の図面へ置いて、上から見られるように展示などをされているわけですけれども、阿見町の図書館へ設置する場合には、高萩の現状がどういうふうに設置されているかというのは参考にする必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺は教育委員会、図書館の関係者、一回、長久保赤水の展示の状況を見る必要があるんじゃないかと私は思っております。

それから、茨城県の重要指定文化財になっておりますので、水戸の図書館にも設置コーナーがあるようでございます。そういう点、参考資料にしたらいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

長久保赤水に関する資料ということでございますけれども、顕彰会のほうから寄贈を受けたものが、1989年の寄贈から、直近では2024年の8月まで、合計20冊の寄贈ということと、あとは地図が1枚ということがございます。

細田議員から、ちょっと書架に見当たらなかったというようなお話をありましたけれども、一応貸出しきれないんですけども閲覧はできるような状態で、寄贈を受けた本につきまし

ては配架させていただいております。ただ、郷土のコーナーに、結構それなりのスペースのところにばらばらと置いてありますので、なかなか見つけにくい状態で配架されているということはあるかと思いますけれども、寄贈を受けた本につきましては、貸出しはできない状態ではあるんですけれども、中での閲覧という形で御覧いただけるような配架はしてございます。

あと、高萩市の資料館であるとか、水戸のほうの資料館であるとか、陳列の状況というようなお話をありましたけれども、阿見町の図書館では、まず阿見町にゆかりのある作家ということで下村千秋と大庭みな子、これは大きなケースに入れて、町にゆかりのある作家ということで相当のスペースを取ってケースを設けております。

長久保赤水につきましては、茨城県の郷土の高萩出身の偉人と、偉大な地図の功績がある方ということでもちろん認識はしているんですけども、茨城県にちなんだ偉人ということありますとそのほかにも数々ありますので、そういった方との整合性もきちんとと考えながら、期間を定めるとか、そういうようなことも考えながら、長久保赤水の寄贈を受けた本については、郷土コーナーの一角に書籍を集めて、ポップとか見出しどと、利用者に見やすいような、そういうようなコーナーとして設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 図書館で図書館長に聞きましたら、いわゆる一般の人が閲覧できる、それを貸出しをするのには2冊ないと貸出しできないということなんで、長久保赤水関連の本は、私が送ってもらったけども、こんなにあるわけですよね。当然あそこでこういう本を一日読むということはできないので、貸出しできるようなコーナーにしてもらって、茨城県の偉人、図書館へこういうのをやってもらいたいというのはあんまり聞かないんで、私が長久保赤水については初めての提案になるんですけども、提案があって、今、早ければ4年前に国の重要文化財に指定された、古くて割とホットな市場なわけですよね。そういう点で、長久保赤水コーナーを町内の人気がきちんと閲覧できて、同じ本を複数そろえて、貸出しできるようにしてもらいたいなというふうに思っております。

そういう点はどうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたように、貸出しをできるようにするためには、同じ書籍が2冊以上あって、1冊は書架に置いてあるけれども、1冊は貸出しができると、そういうような条件を整えることが必要となってございます。

長久保赤水の書籍に関しましては、顕彰会のほうから寄贈を受けたものが多くあるわけでご

ざいますけれども、これから同じ書籍を複数冊用意するための取組というものを、顕彰会のほうにさらにお願いするか、町のほうで考えていくか、そのあたりをこれから考えていきたいと思っております。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 長久保赤水については、長久保赤水顕彰会へ複数、こういうのを寄贈して、要望したいという話が出ましたけれども、阿見町の図書館へ展示する場合に、既に展示してある高萩市の資料館、それから図書館を実際に見てやらないと、なかなかイメージが湧かないというふうに思うんですよね。私は、たまたま8月の初めに、その場所を見たんで、これは長久保赤水のやつを阿見町でも知らせなければ駄目だと思ったんで、今日、質問しているわけですよね。そういう点では、図書館、教育委員会関係の人も、実際に現地を見ないと、じやあ、阿見町の図書館、どうやってやつたらいいのかというのを実感が湧かないと思うんですよね。

現地を見てみる、調べてみるということについては、どうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

今、展示コーナーを設けるだとか、そういう利用者が利用しやすいような図書館の閲覧の書架のレイアウトを考えるということはもちろん必要なことでございますので、先進的な自治体を研修して、そういうところを参考にしていくということは十分これから考えていきたいと思っております。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 前向きな答弁だというふうに理解しております。

私と一緒に池辺元市長さんは、阿見町の図書館でそういうコーナーができるれば、牛久市でもまねしたいなということも言っておりますので、そういう点で、やっぱり現地の市場を、展示をちゃんと見るということは大事なことだと思いますので、それも見たいというような答弁ですので、いい赤水コーナーができるように望んで、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番小川秀和君の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

〔4番小川秀和君登壇〕

○4番（小川秀和君） 皆さん、こんにちは。小川でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

茨城県では、今年7月23日に、1978年以来、7月としては最も高い気温を記録し、水戸地方気象台によると、土浦市では36.9度を観測しており、この日は県内14観測点のうち11観測点で35度以上を記録し、夜も25度を下回らない熱帯夜だったそうです。阿見町でも連日のように熱中症警戒アラートが発表されております。

令和4年9月、これ一番新しいものなんですが、文部科学省のデータによりますが、公立小学校施設の空調——冷房ですね、体育館ではないです、普通教室の設置状況なんですが、普通教室の冷房設置率はほぼ100%になりましたが、体育館への設置率は全国で11.9%、茨城県においては、関東8都県でも最下位の2.6%、茨城県内18市町村では一部設置を含めた導入があり、26市町村では未設置とのことです。

文部科学省は、体育館に空調設備を新たに置く工事費の補助をする制度を設けておりますが、費用が高額な場合が多く、ハードルが高いなどの話も出ております。近年続く夏場の猛暑による小中学校体育館での児童生徒の暑さ対策、また、町内のスポーツ団体が体育館を使用する場合や、災害発生時に避難所として使用する場合の暑さ対策として、早急にできることとして、スポットクーラーなど、扇風機よりも冷房性能の高いものを体育館にと考え、以下の質問をさせていただきます。

1つ、旧実穀小学校体育館、旧吉原小学校体育館を含んだ小中学校体育館の夏場における使用環境は現在どのような状況か。

2つ、小中学校体育館は大規模災害時の避難所として想定されているが、暑さへの対策は。

3つ、冷房設備のない体育館にスポットクーラーなどの冷房機能の高いものを、建物の広さに合わせた台数を配置してはどうか。

以上でございます。御答弁よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 小川議員の、平時・非常時の冷房設備のない小中学校体育館の暑さ対策についての質問にお答えします。

1点目の、旧実穀小学校体育館、旧吉原小学校体育館を含んだ小中学校体育館の夏場におけ

る使用環境は現在どのような状態かについてであります。

当町では暑さ対策のため、空調設備のある校舎のホールで体育の授業を実施している舟島小学校を除く町内小中学校には、令和3年度からスポットクーラーを導入しております。

また、旧実穀小学校、旧吉原小学校体育館の社会体育施設には大型扇風機を導入しております。

さらに、あさひ小学校体育館は令和元年度から、また、社会体育施設を含めたその他の小中学校の体育館には令和3年度から、暑さ指数を計測するWBGTセンサーを設置し、授業等を実施するかどうかを判断する際に活用しております。例えばWBGTセンサーの指数が「厳重警戒」となった場合には激しい運動は中止とし、「危険」の場合には運動を原則中止としております。

2点目の、小中学校体育館は大規模災害時の避難所として想定されているが、暑さへの対策はにつきましては町長より答弁いたします。

3点目の、冷房設備のない体育館にスポットクーラーなどの冷房機能の高いものを建物の広さに合わせた台数で配置してはどうかについてであります。

各小中学校、社会体育施設には令和3年度にスポットクーラーや大型扇風機を導入したところですが、スポットクーラーを町内小中学校体育館の広さで使用するには効果が薄いといった現場からの声があります。今後は、各校、各社会体育施設の状況に応じて必要な台数を検討してまいります。

さらに、本格的な冷暖房設備の導入につきましても、国や県の助成制度を活用することを前提に検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、町長千葉繁君、登壇願います。

[町長千葉繁君登壇]

○町長（千葉繁君） 小川議員質問の2点目の、小中学校体育館は大規模災害時の避難所として想定されているが、暑さへの対策はについてお答えをいたします。

夏場に大地震等の大規模災害が発生した場合、体育館の室温が高い中、小中学校体育館を避難所として開設することが想定されます。

その際は、体育館にあります既存のスポットクーラーや大型扇風機を活用するほか、災害協定締結先企業に御協力いただき、必要な電源や冷房設備、飲み物を確保するなど、暑さ対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございました。既にスポットクーラーが配置されているということでありました。

それでは、各小中学校に配置されているスポットクーラーですが、何台ぐらいで、今現在どのように使われているか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

スポットクーラーにつきましては、教育長からの答弁でもございましたけれども、舟島小学校にはございませんが、他の小中学校には1台以上配置されております。

使用している場所につきましては、体育館と学校が必要な場所で使用をしてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

続いて、今、WBGTセンサーというお話がありました。このセンサーなんですが、この指指数が高いときには授業はしないということでお伺いいたしましたが、部活動の場合はどうなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

部活動についてということでございますけれども、WBGT指数、暑さ指数が31以上の場合につきましては、部活動につきましても、体を動かすような部活動は中止としております。ミーティング等に切り替えている等の対策を講じております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

それでは、空調があつて、空気が冷やしてあれば、当然数値は下がると思うんですけども、空調があれば問題ないということでよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

空調があればということではありますけれども、一応WBGT指数に基づいた対応ということでございますので、この暑さ指数に準じた状況ということで対応しております。将来的に空調が整備されれば、当然そういうようなことは解消されるということで考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 2点目の、避難所として、災害時に企業と協定を結ばれているというふうにありましたが、非常時に欲しい設備の台数の取決め等はありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

災害の規模や開設する避難所の数によりまして、必要なスポットクーラー等の設備台数は変わってくると考えております。現時点では必要な数を定めているわけではございません。今後も、災害時に必要な設備拡大及び非常時に備えてさらなる災害協定先の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今、お話を伺いまして、やはり空調設備、すごく大事だなというふうに考えました。

先ほど教育長からも御答弁いただきました。今後さらに本格的な冷暖房施設の導入についても、国や県の助成制度を活用し、それも視野に検討していただくというような御答弁いただきました。

本当に近年の猛暑なんですが、本当にもう未曾有であります。本当にその暑さで児童生徒が部活もできないというようなことでは本当に気の毒であります。また、避難所に使用したとしても、長期になった場合、安全に避難できる環境ではありません。ぜひ、近年度中に導入できるよう、町民の安心安全が守れるよう、ぜひ御要望いたしたいと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

今後導入自治体が増えると見込まれるトイレトレーラーについて御質問いたします。

今年は1月の能登半島地震に始まり、8月には南海トラフ地震臨時情報も発表され、改めて防災の備えの意識も高くなっています。

能登半島地震において、災害派遣に行った知人の話で、公衆トイレに入った際、水道が破損しており、トイレが汚物まみれになっていて、とても使えるようなものではなかったと話を聞きました。

ライフラインは、一般的には、電気、ガス、水道の順番で復旧しており、水洗トイレが使えるようになるには時間がかかります。先ほどの一般質問でもありましたが、災害時に一番困るのはトイレであります。

地震により水道も下水も使えない状況になった場合を想定し、今、多くの自治体でトイレト

レーラーの導入検討が進んでおり、能登半島地震では、既にトイレトレーラーを導入していた自治体のうち13の自治体から駆けつけの支援があり、大活躍したと聞きました。この駆けつけは、災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンが、災害時にほかの市町村への派遣ができる仕組みを整えており、現在22の自治体がこの仕組みを使ったトイレトレーラーを導入し、300以上の自治体で検討されているとも聞いております。

このトイレトレーラーですが、トイレは個室が4室あり、手洗い場、鏡もついているとのことで、照明や給水ポンプの電源は太陽光パネルによる充電可能なバッテリーを搭載しており、夜間も明るいそうです。汚水タンクのほうは約1,250回使用可能で、設置場により、汚水はバキューム清掃か、下水道に落とす方法になるとのことです。

今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きがあり、総務省の緊急防災・減災事業債において7割が返済不要対象となっており、3割もクラウドファンディングや寄附等で充当が可能とのことです。

トイレ環境の整備は非常に大事なものと考え、阿見町でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 今後導入自治体が増えると見込まれるトイレトレーラーについての質問にお答えいたします。

1点目の、トイレトレーラーの有用性について町としての見解及び2点目の、トイレトレーラーは平時においても町の各種イベント等にも使用でき、町のアピールになるのではにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

トイレトレーラーとは、移動式トイレを備えたトレーラーのことであり、固定トイレがない場所で一時的にトイレ施設を提供するものであります。トレーラーには複数の個室トイレや洗面台が備わっており、仮設トイレと比較すると、より清潔で衛生的な環境を提供することが可能となっております。

こうした特徴を持つトイレトレーラーは災害対策でも活用されており、能登半島地震においても避難所に設置され、トイレ対策に役立ったと伺っております。このように、トイレトレーラーは平時における町のイベントのみならず、災害時のトイレ対策としても有効であることから、当町への安心安全につながるものと考えております。

3点目の、今後町としてトイレトレーラーを導入しプロジェクトに参加するような考えはあるかについてであります。

一般社団法人助けあいジャパンが企画しております「みんな元気になるトイレ」プロジェク

トでは、全国の1,741市町村が1台ずつトイレトレーラーを常備して連携することで、大規模災害時に備える活動を推進しております。全国の各自治体からトイレトレーラーを被災地へ派遣することで、災害時における被災地のトイレ不足を大きく軽減する計画が実施されており、現在全国で22の自治体がトイレトレーラーを導入し、このプロジェクトに参加しております。

大規模災害が発生した場合、特にトイレ対策は、発災初期から復興までの長期間の対応が必要となりますので、被災自治体だけでは対応が難しく、全国からの支援が必要な場合があります。当町でトイレトレーラーを導入した際には、本プロジェクトへの参加を検討してまいります。

しかしながら、今後当町でトイレトレーラーを導入していくためには、費用対効果の面から考えて、購入にするのか、リース契約にして有事の際に運用していくのか等、運用面でさらに検討していかなければならない課題が多々ありますので、引き続き他の自治体の事例等を調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） では、1点だけ質問させていただきます。

昨今の起きている大災害に対して、積極的に導入に関しても進めていくお考えはありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたように、トイレトレーラーの活用については、平時でも災害時においてもとても有効と考えているところでございます。トイレトレーラーの導入につきましては、初期費用、維持管理費等の課題等もございます。そういった中、今後、他自治体の事例等を勘案しながら、調査・研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） トイレトレーラーの有用性についても御理解いただいたと思います。

災害時のトイレ問題は健康に直結しております。衛生環境の維持と安心安全は、災害関連死の抑制にもつながると考えます。

昨今の自然災害、どのような被害が起こるか分からない大災害に対し、今後は導入する自治体も増え、災害時には全国からお互いに助け合えるネットワークもさらに構築されるかと思います。いつ起こるか分からない大災害に備え、御検討のほうをよろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） これで4番小川秀和君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時36分散会

第 3 号

[9 月 12 日]

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月12日（第3日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	立 原 秀 一	君
町 長 公 室 長	井 上 稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
行政経営課長	黒岩孝君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	浅野奉子君
防災危機管理課長	安室公一君
防災危機管理課副参事 (危機管理監)	菅谷充君
生活環境課長	村上馨君
社会福祉課長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
子ども家庭課長	大塚淳君
健康づくり課長	山崎由紀子君
道路課長	田崎和徳君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
学校教育課長	山崎貴之君
生涯学習課長	野口和之君
図書館長	阿部豊治君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 6 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 3 号

令和 6 年 9 月 12 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第3回定例会

一般質問2日目（令和6年9月12日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 紙井 和美	1. 自然災害による犠牲者ゼロをめざして 2. 町学校施設の老朽化対策・防災機能強化について 3. 保育ソーシャルワーカー（地域連携推進員）の配置について	町長 教育長 町長・教育長
2. 武井 浩	1. DXの推進について 2. 孤独について 3. 心を豊かにする読書意欲の向上について	町長 町長 教育長
3. 前田 一輝	1. 行政区の加入状況について 2. 町内の相撲クラブ設立について	町長 教育長
4. 粟原 宜行	1. 町民の安全は守られているか	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

まず、冒頭、本年の能登半島地震及び台風10号等の災害におきまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

近年の異常気象といえる災害は、もはやどこでも起こり得る事態となっています。有事のときに大切な命を守るため、自然災害による犠牲者ゼロを目指してと題し、特に災害弱者に目を

向けた、以下の4点について質問をいたします。

1点目は、「重ねるハザードマップ」及び視覚障がい者のための災害情報「耳で聞くハザードマップ」の必要性とその取組についてであります。

御承知のとおり、この2つは災害リスク情報を提供するための異なるアプローチです。昨年の9月議会でも提案しましたけれども、重ねるハザードマップは地理情報を視覚的に表示するものです。住所を入力することで、その地点の災害リスクを地図上で確認できます。

耳で聞くハザードマップは、視覚に障害のある方や、盲・聾の方向けに開発されました。国土交通省国土地理院の重ねるハザードマップのオープンデータを利用しており、自動音声読み上げ機能によって、目の不自由な方でも、耳で聞くハザードマップを利用することで自宅などの災害リスクを知ることができます。声で住所を入力するか現在地を検索するだけで、その地点の自然災害の危険性が自動的に音声で確認できます。

2番目は、専門家として気象防災アドバイザーを採用してはどうかであります。

御承知のとおり、気象防災アドバイザーとは、災害現場で即戦力となる者として気象庁が委嘱した防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であります。自治体に自らのリソースとして活用することで、気象台では手の届きづらい部分まで、よりきめ細やかな支援を期待することができます。全国でもその活躍により、避難指示を素早く発令するなど最大の警戒態勢を取った結果、人的被害はゼロに抑えられたというところが多くありました。

3番目は、生活道路の整備についてであります。

住民がふだん使う生活道路は、命を守る避難経路でもあります。道路の破損や陥没が避難経路の妨げになることから、日頃の万全な整備が一人ひとりの命を救うことにつながります。

4番目は、女性防災担当職員の配置状況と、女性・子ども・高齢者が必要とする備蓄用品選定の協議方法についてであります。

今年、元日に発生した能登半島地震でも、避難所生活の中で、女性や高齢者から困ったことなど様々な御意見があり、特に女性ならではの視点から避難所生活の改善点などの多くの要望が寄せられました。当町においても様々な要望が寄せられています。当町の取組をお伺いいたします。

以上、自然災害から命を守る取組としてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

紙井議員の、自然災害による犠牲者ゼロを目指してについての質問にお答えいたします。

1点目の、「重ねるハザードマップ」及び視覚障がい者のための災害情報「耳で聞くハザードマップ」の必要性と、その取組についてであります。

視覚障害者をはじめとする要配慮者に対し、災害に関する必要な情報を的確に伝達することはとても重要であると捉えております。

当町からの町民に対する情報伝達の手段として、現在、災害情報共有システムのニアートを介してのテレビ、ラジオ、SNS等のメディア情報に加え、防災行政無線、あみメール、ホームページ、阿見町公式LINE等の様々な手段で災害情報を迅速に伝達する体制を整備しております。

また、視覚障害者に対する情報伝達手段としては、防災行政無線やラジオ放送のほかに、スマートフォンやパソコンでアプリを使用した読み上げ機能の活用が有効であると考えております。

議員御指摘の重ねるハザードマップや耳で聞くハザードマップのアプリは、様々な危機管理情報を音声で聞くことができるところから、視覚障害者に対する情報伝達の新たな手段の1つと捉えております。

しかし、視聴可能地域はアプリ業者と契約した青森県、秋田県、富山県、石川県、熊本県及び一部政令指定都市のみとなり、茨城県ではまだその契約を行っていないため、当町においても視聴ができない状況にあります。

今後、町民が有効活用できるよう茨城県に働きかけを行い、契約の動向を注視してまいります。

2点目の、専門家として気象防災アドバイザーを任用してはどうかについてお答えします。

気象防災アドバイザーとは、気象台の防災業務部局の管理職経験者などの一定の要件を満たし、自治体の防災の現場で即戦力となる者として国土交通大臣が委嘱する防災の知見を兼ね備えた気象の専門家であります。

平時は自治体において防災に関する研修や町民への啓発活動を担い、災害時は首長らに気象状況の解説をしたり、避難情報発表等の判断を進言することが想定されます。また、全国自治体における気象防災アドバイザーの任用状況について、令和6年4月時点で272名の方々が委嘱されております。

当町では、台風等大雨のときの対処として、水戸地方気象台が主催となり開催するウェブ対策会議で気象情報の聴講や、平時には気象台の職員を招聘して近隣市町村の防災担当者とともに防災を学ぶ機会を設けるなど、気象台の方々とは顔の見える関係をつくり、防災に係る専門的なアドバイス等をいただいております。また、私と気象台長の間で緊急時のためのホットラインを24時間体制で結んでおり、有事に備えております。

このように、気象防災アドバイザーは高度な気象に関する知識を持ち合わせ、気象防災に関するスペシャリストであると捉えておりますが、既に前段でお話しましたとおり水戸地方気象台から十分なサポートを受けていることから、今のところ当町において即任用する予定はございません。

今後も、平時から積極的に水戸地方気象台と密に連絡を取り合いながら、町の災害対応体制を整えてまいります。

3点目の、有事に備えるための生活道路整備の現状と課題についてであります。

生活道路としての町道整備の現状につきましては、緊急車両等の安全な通行の確保及び、災害時の消火活動や防火のために道路幅員を4メートル以上確保する方針で進めてまいりました。また近年では、国の交付金を活用し、避難路となる道路の整備を積極的に進めております。これらにより、住宅地での生活道路整備はおおむね100%に近づいております。

生活道路整備における課題につきましては、道路拡幅を伴う場合には、特に時間とコストがかかることが挙げられます。

4点目の、女性防災担当職員の配置状況と、女性・子ども・高齢者が必要とする備蓄用品選定の協議方法についてであります。

現在、防災危機管理課に女性の防災担当職員として1名在籍しております。今年度4月の新規採用で配属になった職員で、経験豊富な職員であります。避難所運営時の対応や備蓄品等の選定時にも女性ならではの目線での判断も必要になってくることから、今後も引き続き女性職員の登用を考えてまいります。

また、災害備蓄品は備蓄すべき物資の品目や量について、過去に発生した災害の教訓や時代のニーズによっても変化していくものと捉えておりますので、今後も要配慮者の意見も考慮しながら検討を進め、備蓄状況についても町民にも周知することで公的な備蓄のみならず、家庭や地域等で自助・共助の部分での備蓄の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。耳で聞くハザードマップ、これ今、県内でも各議員たちがこぞって、自分の市町村でもやってほしいということで提言しているようすけれども。

これは、閲覧可能であるアプリ業者と契約した自治体の、さっき簡単に教えていただきましたが、詳しい状況をお知らせいただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁でも申し上げましたが、業者と契約をしている都道府県は、青森県、秋田県、富山県、石川県、熊本県の5県となります。政令指定都市では、福岡市、熊本市の2市、東京23区では、目黒区、世田谷区、江戸川区、品川区の4区でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。どこも被災が多いところかなというふうに感じております。ぜひ県のほうにも進言していただきたい、我々議員も県に要望していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、気象防災アドバイザーについてなんですかけれども、これやっぱり、こういうふうに全国に知らしめられて、「あなたのまちに気象防災アドバイザーを」というふうにPRされておりますけれども、答弁の中で、水戸地方気象台との顔の見える関係を築いている、これはすばらしいことだと思っています。これからも継続をしていただきたいなというふうに考えているんですけれども。

ただ、阿見町の専属ではありませんので、被災地がこの広域に、近隣市町村に一斉に来た場合、そのとき集中してしまうと思うんですね。そうなると、電話やウェブとかでやり取りするよりも、やはりすぐそばに、対策本部に、現場に専門家がいたほうが、張りついたほうが瞬時に意思疎通ができるのではないかというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

議員御提案のとおり、物事を決定する現場に気象防災アドバイザーの専門的な方がいらっしゃると、直接的な助言がもらえるため、体制も整い、意思決定が早くなることが想定できます。町長の答弁にもありましたが、今の時点で気象防災アドバイザーを即任用する予定はございませんが、今後任用について自治体の状況等を調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。即でなくてもいいですので、近いうちに検討していただければというふうに願っているところでございます。

次に、現在、阿見町に災害用で備蓄しているものとして、女性や乳幼児・高齢者・障害者に配慮したものとしてどのような備蓄がなされているか、代表的なものを教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

現在、災害時要支援者用として備蓄しているものについては、粉ミルクと液体ミルク、ビスケット、哺乳瓶や紙おむつ、尿取りパット、生理用品等でございます。数量、品目ともに不足をする場合につきましては、追加購入をしたり、町と災害応援協定を結んでおります家庭用品量販店や、ベビー用品等を取り扱う企業等から調達するなど、今後も要支援者に対応できる備蓄品の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

中でも女性に関してですけれども、避難所での女性への配慮ということについて、現場の声に応えられる体制になっているのかどうか。これ男女共同参画の視点から、それも絡めてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

過去においても、日本国内で大きな自然災害が発生するたびに、避難所の環境整備等に関する不備が指摘されているところでございます。トイレの問題もしかりですが、これを含めて、特に避難所の運営においては、女性に対する配慮が欠けているのではという声も指摘されているところです。

さきの熊本地震の際におきましても、避難所生活の中で体調を崩す女性が多く発生しており、この地震では環境が悪い避難所の生活で無理をしたためか、エコノミー症候群を発症して入院された患者のうち、女性の割合が77%になっておりました。

また、過去の災害で避難所生活を送った女性から届けられた声の1つとしまして、着替えや洗濯を干すスペースが困った、トイレが男女が一緒に戸惑った、生理用品を取りに行くと男性が配布して受け取りづらかった、炊事当番が女性だけに割り振られていた、等々が挙げられております。

今後、こういった声に対処していくこととして考えられる内容の一部として、避難所に女性のリーダーを配置して避難所内での意見の集約を図っていくこと、自治防災組織の役員にも男女比率を半々にして組織内の平等な体制を整えていくこと、中学生・高校生などの若い方にも日頃から訓練に参加してもらい避難所運営を盛り上げてもらうこと、訓練を通じ、災害当初の避難所運営は行政が主体となります、時間の経過後には避難者が主体へと移行していくことを認識してもらうことが大切になります。

要望に対して全ての答えがあるわけではございませんが、今後の取組に考慮していくべきと

ころと考えております。このような対応を、平時の自主防災組織の強化活動等の中でも呼びかけていきたいと思っております。有事の際でも安心で機能的な避難所運営がなされるよう、町としても積極的に働きかけたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。昨日も災害時のトイレのことは、2名の議員さんから一般質問がありました。一番、命の中でも水とトイレは非常に大事な部分ですので、進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、生活道路についてですが、生活する道路というのは、これ私道も多くあります。その整備に対して本当に困っているという声を今、相談を受けているところですけれども、その私道に対する救済措置というのがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町では、私道に対する救済措置として、私道の寄附採納制度を設けております。主な要件としましては、道路幅員が4メートル以上あること、4戸以上の居住があること、境界ぐい等で道路境界が明確になっていることなどがございますが、未舗装の状態でも寄附を受けております。所有権移転後は町で町道として認定しまして、町が舗装工事や維持管理を行っていくことになります。

なお、これまでに当制度によりまして、56件の私道が町道として認定されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひ寄附採納制度に関して、また町民の方の相談に乗っていただければなというふうに思っているところです。

横浜市のほうに、私道整備の助成制度が設けられております。大きなところですけれども。近隣自治体や茨城県内にも、同様の助成制度があるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

私道整備に関する助成制度は、県南の市町村にはございませんでしたが、県内では茨城町と笠間市が制定していることを確認しております。茨城町の私道整備に関する補助制度は、平成28年1月から導入されまして、補助の対象工事は、舗装新設工事や改修工事などがあります。補助金は工事費の2分の1以内で上限が100万円です。

笠間市の私道舗装に関する助成金制度は、令和5年度から導入されまして、助成対象工事は

舗装整備工事を基本としておりまして、助成金は工事費の10分の9で、上限はありません。

なお、両市町とも私道の寄附採納制度もありますが、寄附の際には道路が舗装されていることが要件となっています。そのため、これらの助成制度を活用して、舗装工事をしてもらった上で寄附採納を受けようという狙いもあって、制度を導入したと伺っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

さっき56件の私道が町道として認定されたというふうにありました。また、この助成制度に対しても、御存じない方はたくさんいらっしゃって、うちももう駄目だろうというふうに諦めている方もいらっしゃるかもしれませんので、その都度相談に乗っていただければなというふうに思っています。

これからも本当にあらゆる多角的な面から、災害に対して、特に災害弱者を守るということにも力を入れながら、しっかりと整備をしていっていただきたいなというふうにお願いを申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それでは、2項目めの学校施設の老朽化対策・防災機能強化の推進についてお伺いします。

昨年の4月26日に福岡県北九州市と、10月17日には埼玉県久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生をいたしました。いずれの校舎も築40年以上経過しており、老朽化が進んでいました。老朽化した学校施設で外壁が落下する事故が相次いでおりまして、今後重大な事故になるおそれも否めないと考えております。

能登半島地震におきましても、多くの学校施設が地域住民の命を守るために、避難所となつております。

久喜市の事故を受けまして、文部科学省では、緊急点検として建築基準法第12条に基づく調査点検により要改善箇所を把握し、12月には法令等に基づく専門家による点検の適切な実施、また、日常的な点検等で異常を発見した場合には専門家に相談するということで、学校施設の維持管理の徹底を図る旨、全国の教育委員会へと通知をなされました。また、学校で過ごすとの多い子供たちにとって、命を守る行動もしっかりと身につけていかなくてはいけません。

そこで、以下の何点かについてお伺いをいたします。

まず1点目、阿見町学校施設の築年数や建築基準法第12条に基づく調査・点検の状況について。

2点目、町学校施設の老朽化対策、そして防災機能強化の現状はいかがでしょうか。

3点目、児童生徒への防災意識の啓発と訓練について。

以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしくお願いします。

紙井議員の、町学校施設の老朽化対策・防災機能強化についての質問にお答えします。

1点目の、町学校施設の築年数や建築基準法第12条に基づく調査・点検の状況についてであります。

当町には小中学校合わせて10校ございますが、校舎の築年数につきましては、築50年以上が3校、築40年以上が5校、築30年以上が1校、築10年未満が1校となっております。

建築基準法第12条に基づく調査・点検につきましては、当町では全ての小中学校において3年ごとに実施しております、直近では令和3年度に実施しました。その結果につきましては、ベランダの軒天のクラックや剥落などがありましたが、順次是正し、安全の確保を図っているところです。今年度は前回実施から3年目となりますので、現在、定期調査を行っているところです。

また、昇降機、照明設備などの建築設備、防火設備につきましては毎年点検を行っており、安全性の確保に万全を期しております。このほか、平成30年大阪北部地震で起きたブロック塀倒壊による児童の死亡事故の際には、直ちに町内の小中学校を調査・確認し、危険なブロック塀等を撤去いたしました。

また、令和3年度に起きた北九州市内でのバスケットゴール落下事故を踏まえ、国の通知に基づきバスケットゴールの点検も毎年実施するなど、学校施設の安全確保に努めているところであります。

2点目の、町学校施設の老朽化対策・防災機能強化の現状と今後についてであります。

町学校施設の老朽化対策につきましては、阿見町中長期保全計画に基づき、大規模改修工事の際には経年劣化したキュービクルなどの変電設備などの機器の更新や、腐食のおそれがある給排水管の改修、老朽化に伴う外壁落下防止のための外壁工事等も行っております。今後とも、中長期保全計画に基づき長寿命化改修や大規模改修工事を順次行ってまいります。

また、防災機能強化につきましては、壁かけ時計やスピーカーなどの非構造部材の点検や体育館が避難所となった際の避難者の利便性を考え、出入り口のスロープの設置や体育館内のトイレ改修工事を行っております。

3点目の、児童生徒への防災意識の啓発と訓練についてであります。

小中学校においては、学校安全計画に基づき、火災や地震などの災害を想定した避難訓練を毎年4回行っており、自分の身の守り方や避難方法などについて確認を行っております。今後は南海トラフ地震など巨大地震や大型化する台風への備えなど、防災意識の向上を図るため、最新の教材等を活用した避難訓練や防災安全教育を通して、児童生徒への防災意識の啓発を図ってまいります。また、小中学校合同の引渡し訓練や学校と地域が一体となって行う防災訓練の充実を図ることにより、児童生徒の防災意識の向上に努めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

このように、令和2年5月文部科学省から出ています「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るためにー」、もちろん御承知だと思いますけれども、こういったことで、これも何ページにもわたっているんですけども、この壁のクラック、大きいもので何メートルもあるようなものが落ちて、もし下にいたら即死ということになると思うんですけども、絶対そういうことがないようにしていかなければいけないなって考えているところです。

3年ごとの定期調査、誰がどのように行っているか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

建築基準法第12条に基づく調査・点検に必要な資格は、建築基準法に定められてございます。1級建築士、2級建築士、または各種検査員等の資格を有している者でございます。

どのように行っているかということでございますが、建築物の管理担当課であります教育委員会学校教育課が、特殊建築物定期調査業務として委託業務の発注をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私のところにも学校の中の不具合などが個別に寄せられることがあります。教育委員会や学校にお伝えすることができます。常日頃の点検はどなたがどのように行っているか、また点検のマニュアルはあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

法令に定められた点検を行っている者以外は、各校の教頭などによる日常の目視、見回り点検のほか、チェック項目を設けて月1回の教職員による安全点検が各校で行われてございます。また、水道給水管漏水の早期発見を目的といたしました水道メーターの指針確認も、学校閉庁日以外は実施しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 小さな不具合のうちに補修することが、まず重要なふうに思うんですけれども、日頃の小さな発見を伝え合う場所、教頭先生が回っていらっしゃいますけども、生徒、また保護者からの声とか、そういう声を反映させるものって、そういう場ってありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

児童生徒が不具合箇所を清掃等で発見した場合は、教員に報告してくれることもございます。また、各校で学期ごとに保護者アンケートを実施して、学校施設に関する御意見をいただくこともあります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 常日頃から危険箇所の発見ということを心がけていただければなというふうに思っております。

また、児童生徒への防災意識の啓発と訓練についてですけれども、防災は日頃から地域一体となって進めることが大事だと思っています。答弁の中にあった地域と一体となった防災訓練について、具体的な内容についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

具体的には、小中学生が地域の方と一緒に避難をしたり、避難所の設営を手伝ったりする訓練を行うことが必要であると考えております。数年前、舟島小学校では、学校と地域が連携して避難訓練を行いました。子供たちが親子で防災井戸や防災倉庫の中身を確認したり、消防署や町の防災危機管理課の協力を得まして、消火訓練や煙体験を行ったりました。また、校庭では地域の消防団に放水の実演を行っていただきました。

このような地域と一体となった防災訓練は、防災意識の啓発には非常に重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） これからも充実させていただきたいなというふうに思っています。

最後になりますが、先ほど申し上げました学校施設の維持管理の徹底、これは子供の命を守るということが一番主流ですので、とにかく100キロの外壁が落下とか、80キロの外壁が落下

とか、いろんなパターンがあって、本当に子供さんが下にいなくてよかったですって考えているところですけども。未然に防ぐようにこれからも注意を払っていただきたいと思いまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 続きまして、最後、3項目めの質問に移らせていただきます。

保育ソーシャルワーカー——地域連絡推進員の配置についてであります。

保育園等に、保育ソーシャルワークを行う保育ソーシャルワーカーを配置する取組は、令和2年、保育所等における要支援児童等対応推進事業という名称で事業化されました。基幹保育所に地域連絡推進員を配置し、基幹保育所内で相談支援を実施しつつ、ほかの保育所等への巡回支援を行い、専門的立場で要保護児童対策地域協議会と連絡し、保育所で見つけたケースを各関係機関へつなげ、協議をしていくものであります。阿見町の現状や取組についてお伺いをいたします。

1、現状ではソーシャルワークの役割は誰がどのように行っているのか。

2、現在保育士が不足する中、難題な案件も専門家の導入によりまして、個々に応じた保育の不安の解決と充実が期待されるものであります。保護者や保育士の負担軽減につながるのではないか。

3、保育から学校入学へスムーズにつなげていくための取組は、どのように行っているのか。

4、就学前相談について、各課連携はどのように行われているか。

以上4点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 保育ソーシャルワーカー——地域連携推進員の配置についての質問にお答えいたします。

1点目の、現状では保育ソーシャルワークの役割は誰がどのように行っているかについてであります。

当町においては、現在のところ保育ソーシャルワーカーを配置しておりませんが、その役割については、公立保育所や子育て支援センター、児童館等の保育士や児童厚生員及び業務を委託している心理相談員が担っており、保護者からの相談に対応しております。

なお、心理相談員については保護者のみならず保育士へのアドバイスなども行っております。また、虐待や貧困等が疑われる児童につきましては、発見した保育所等からの通報や相談を受け、子ども家庭課の社会福祉士などの専門職員が対応しております。

2点目の、保護者や保育士の負担軽減につながると思われる、保育ソーシャルワーカー——

地域連携推進員の配置はどうかについてあります。

国は、令和2年に地域連携推進員に関する要綱を定めており、それによれば、地域連携推進員の要件は、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、その他実施主体が認めた者のいずれかを満たすものとされています。当町においては保育士等の専門職を確保することも難しい状況ではありますが、児童や保護者、保育現場への支援の強化を図るためにも、地域連携推進員の配置を含め、どのような体制が有効であるか、他市町村の取組なども参考に検討を進めていきたいと考えております。

3点目、4点目については教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 保育ソーシャルワーカー——地域連携推進員の配置についての質問にお答えいたします。

3点目の、保育から学校入学へスムーズにつなげていくための取組はどのように行っているかについてあります。

保育から学校入学へスムーズにつなげていくための取組は、入学後の児童が安心してよりよい学校生活を送るためにとても重要であると認識しております。そのため当町では小学校入学に際し、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児教育施設と小学校の職員が子供の発達状況や成長の様子、留意事項等の引継ぎを行い、適切な支援を行うように努めております。

また、幼児教育施設と小学校の職員が相互の施設を訪問し、園児、児童の様子を参観したり、意見交換をしたりして、互いの役割を再確認できるようにしております。小学校入学後は、スタートカリキュラムにより、幼児期の学びを活かしながら、段階的に小学校生活に慣れていくような工夫をしております。

4点目の、就学前相談について各課連携はどのように行われているかについてあります。

町内の私立保育園、幼稚園については、教育委員会の就学担当者が健康づくり課の巡回相談に同行し、園の職員と情報の共有を行い、必要に応じて保護者との就学前相談を行っております。また、公立保育所については、子ども家庭課の心理相談員と教育委員会の就学担当者が巡回相談を行い、同様に対応しております。

就学前相談については、相談される保護者の同意を得ながら、子ども家庭課、健康づくり課、社会福祉課と園児等の情報を共有し、特別支援学校や公立小学校の特別支援学級、通級指導教室などの適切な学びの場の選択につなげていけるように努めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

再質問に入らせていただきます。

保育から学校入学へスムーズにつなげていくための取組はどのようにになっているかというところですが、保育ソーシャルワーカー——P SWというんですけど、スクールソーシャルワーカー、ここは聞き慣れていますよね、SSW、この連携は非常に効果的であります。両者が協力することで、子供たちの成長と発達を総合的にサポートすることができるであります。

例えば、保育ソーシャルワーカーが幼児期の子供たちの家庭環境や、初期の発達段階での問題を把握して、スクールソーシャルワーカーがその情報を基に学校の支援を行うということで、子供たちがスムーズに学校生活に適応できるようになります。また、スクールソーシャルワーカーが学校での問題を早期に発見し、保育ソーシャルワーカーと連携をして、家庭での支援を強化することも可能であります。

スクールソーシャルワーカーは耳慣れた言葉かと思いますが、保育ソーシャルワーカー、なかなか数がいないんですけども、これ非常に重要な役目であります。

このような連携によって、子供たちが安心して成長できる環境が整い、問題が深刻化する前に対処することができるを考えます。これについての見解をお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

議員が御指摘されていますとおり、保育と学校へのスムーズな接続において、保育ソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーの連携は非常に効果的であると考えております。幼稚園や保育園といった幼児教育施設にも通っていない、また小学校入学前の就学時健診も欠席する、保護者の方との連絡が取れないといったようなケースも実際ございます。このようなケースも、専門的な知見を持ったソーシャルワーカーの支援によりまして、問題の早期発見、解決につながるものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 就学前の相談について各課連携はどのように行われているかというところの部分ですけれども、発達に不安のあるお子さんのための就学前学習、これに関しましては、去年、今年と、7月につくば市で行われています。もう10年前から行われているんですけども、町からは教育委員会と保健福祉部が参加させていただきました。

それを参考に、先日、阿見町でもまず行ってみようということで、このようなチラシを作りながら、保育所のほうに提案をしていただいたところ、非常に効果的でした。ただし、PRが

まだまだスタート段階で少なかったですので数は少なかったですけれども、とても有益なものでありました。

教育委員会指導室が中心となって実施されまして、当日は保健福祉部門も参加したらスムーズに連携が図れるなと思ったような次第です。そういうことから、各課連携についての考えをお聞きいたします。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

今年度は、8月27日に指導室の主催で阿見町での就学学習会を開催いたしました。美浦特別支援学校の教員や町内の小学校で特別支援学級を担任している教員からの具体的な説明、実際にお子さんが通われている保護者の方には、体験談等をお話しいただきました。

今年度は初めての開催ということもありましたので、次年度、小学校入学予定の保護者の方を対象に、町内の幼児教育支援施設を通して案内をしていただきましたが、次年度以降は、保健福祉部門と連携を図りながら幅広く案内をするなど、さらなる内容の充実に努めまして、児童、保護者が安心して就学できる体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。本当に阿見町でこういうのを行うということを聞いて、稲敷市の議員さんも視察に見えましたけれども、ぜひうちでもやりたいというふうにおっしゃっていました。これは非常に重要なことかなと考えております。

最後ですが、指導室は現在3名で、学校の教員の方が担っていますけれども、専門性を活かしての配置ですけれども、それを存分に活かして専念してもらうために、事務的なサポートをする職員を配置できないかと考えております。それについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

近年、就学相談の件数も急増しており、特別支援学校への見学の同行や、就学先の検討を行う教育支援委員会に向けて資料づくりなどの業務が非常に多くなっております。指導室では、並行して各学校への訪問指導や、県教育委員会への調査報告の取りまとめ、教職員人事事務を行っております。

近隣市町村におきましても、事務的な業務を行う職員を配置したり、派遣指導主事の職員の増員を行っていたりしておりますので、当町におきましても人事配置の要望等を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひともお願ひいたします。

指導室の先生方3名の方は、それぞれの現役の先生でありますので、やはり専門的な立場からなくてはならない意見をおっしゃっていただけると思うんです。それに専念をしていただいとて、あと事務的な補佐をやっていただける職員の人がいると、本当にスムーズに事が運ぶかなというふうに考えております。

ほかの市町村、例えばつくば市、つくば市は大きなところですから当然そういう方いらっしゃいますけれども、牛久市も調べましたところ、そのようなサポートの人がついているということでした。つくば市では、予算金額も詳しく教えていただきました。そういったことから、各課の専門性を存分に活かすために、ぜひそのような体制を取って、子供たちが伸び伸びと育つていけるようにしていただければなというふうに考えております。

これからも幼・保・小連携教育ということで、幼稚園・小学校・保育所、この3件が連携して初めて子供の成長が大きくつながっていくということですので、これからもこの部分を充実させていただきたく、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時57分といたします。

午前10時52分休憩

午前10時57分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔6番武井浩君登壇〕

○6番（武井浩君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

DXの推進についてであります。デジタルトランスフォーメーション——DXとは、社会にインフォメーションテクノロジー——IT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念のことであります。社会の急速なデジタル化の進展に伴い、私たちの社会は急激な変化の中にあります。日々進化するデジタル技術、特にアーティフィシャルインテリジェンス——AIの進化には目をみはるものがあります。AIは自ら学習し、データの分析などを行うことで、論理的な推論をしたり、臨機応変な判断をしたりするこ

ともできます。

こうした状況の中、国においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を令和2年12月に決定し、その基本方針の中で、自治体においては、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこととされております。

阿見町では、政策実現プランにD Xの推進が掲げられており、令和5年3月に阿見町D X推進計画が策定されております。この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画であります。次の3つの基本方針から成り立っております。1つ目がD Xによる住民サービスの向上、2つ目がD Xによる行政事務の効率化、そして3つ目はD X推進に向けた環境整備であり、いずれもすばらしい計画であると思います。

そこで、D X推進計画の中の次の項目について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

- 1、キャッシュレス決済の拡充。
- 2、書かない窓口の導入。
- 3、L I N Eを活用した情報発信・収集。
- 4、公共施設等における公衆無線L A Nの拡充。
- 5、B P R手法による業務改革の導入。
- 6、財務会計システム電子決裁の導入。
- 7、テレワークの拡大。
- 8、ビジネスチャットツールの導入。
- 9、行政情報ネットワークの無線化の推進。
- 10、A I・R P Aの導入と利用促進。

このほか、業務効率化のため、生成A I、C h a t G P Tを役場内で活用することはいかがでしょうか。

D X推進計画を早期に達成するためには、デジタル化推進人材の育成と人材の確保が急務ではないでしょうか。

以上、千葉町長の前向きな答弁を期待いたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 武井議員の、D Xの推進についての質問にお答えいたします。

1点目の、現在の進捗状況についてのうち、1つ目のキャッシュレス決済についてで

あります。

キャッシュレス決済は、多様な支払い方法を可能とすることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、窓口の集計事務を効率化することができることから、令和6年12月を目途に町民課、うずら出張所、予科練平和記念館の3か所にキャッシュレスレジを導入し、キャッシュレス決済への対応を開始いたします。

2つ目の、書かない窓口の導入についてあります。

令和5年11月に、国は自治体DX推進計画を改定し、書かない窓口を通して、住民と自治体の接点全体を最適化することで、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制の確保などを可能とするフロントヤード改革が重点取組事項となりました。それを受け、当町におきましては今年度フロントヤード改革推進部会を設置し、検討を開始いたします。

3つ目の、LINEを活用した情報発信・収集についてあります。

LINEは多くの町民の方々が利用するアプリであることから、当町におきましても令和6年1月に阿見町公式LINEの運用を開始しました。住民からの通報機能も実装し、双方の情報共有を実現しております。

また、町民の皆様から、回覧板で見落としている情報が入手できて便利である、メールよりも分かりやすく見やすい、などといった声をいただいております。

4つ目の、公共施設等における公衆無線LANの拡充についてあります。

現在、役場庁舎、公民館、図書館等15の施設で公衆無線LANを利用することができ、町民に身近な施設にはおおむね設置されております。さらなる利便性の向上に向け、設置済施設でのアクセスポイントの拡充も検討してまいります。

5つ目の、BPR手法による業務改革の導入についてあります。

BPRとは業務プロセスの見直しにより、徹底的な無駄の排除、定型化、標準化を行い、当該業務の効率化を図ることを目的とするものであります。

当町ではまず手始めとして令和5年度に、人事課の給与支払い事務、収納課の還付充当事務、中央公民館の公民館運営業務、高齢福祉課の介護認定業務、子ども家庭課の保育所入所業務について、各業務の改善計画を策定いたしました。

現在、業務の自動化など具体的な施策に取り組むとともに、システム導入など予算計上が必要な施策については、令和7年度からの実施に向け取り組んでおります。

6つ目の、財務会計システム電子決裁の導入についてあります。

財務会計システムの電子決裁については、令和5年2月に歳入伝票における調定決議票を、また令和5年11月に歳出伝票における負担行為決議票の決裁を電子化しております。

7つ目の、テレワークの拡大についてであります。

テレワークについては令和2年度に運用を開始いたしましたが、なお一層の利用促進を図るため、子育て・介護に限定した対象要件を見直すとともに、実施できる時間を1日単位から半日または時間単位とするなど、柔軟に在宅勤務が活用できるよう、令和6年7月に在宅勤務実施要領を改正したところです。

8つ目の、ビジネスチャットツールの導入についてであります。

ビジネスチャットツールは職員間の情報共有と業務の円滑化にとても有効であることから、現在議会で利用されているL o G o チャットを早期に導入する方向で検討しております。

9つ目の、行政情報ネットワークの無線化の推進についてであります。

当町では令和5年度に庁舎内に無線アクセスポイントを15か所設置し、無線環境を整備いたしました。現在、ノートパソコンは庁舎内の場所を問わず利用可能となっており、パソコンを利用した効率的な会議の実施やペーパーレス化が進んできております。

また、本年度、既存のデスクトップパソコンについても無線化を行い、庁舎内の情報系パソコンは完全に無線化される予定となっております。これにより、ネットワークの配線や機器構成が簡素化され、レイアウトの変更などによるLANケーブルの敷設作業が大いに軽減されるものと期待しております。

10番目の、A I・R P Aの導入と利用促進についてであります。

A Iについては、これまでA I議事録やA I-O C Rを導入し、高度な音声認識による文字起こしや文字読み取りが可能な環境を整えてまいりました。

また、R P Aについては、自動化するためのシナリオを作成できるシステムを全庁的に利用できる形で導入しました。現在、子ども家庭課の保育所入所業務でR P Aを利用した自動化の取組を行っており、その中では紙の申請書をデータ化するためにA I-O C Rも活用されております。

2点目の、業務効率化のため、生成A I、C h a t G P Tを役場内で活用することについてであります。

いわゆる生成A Iは、その組織に適した情報をシステムに学習させることで飛躍的に業務の効率化が図られることが期待されております。国においても、C h a t G P T等の生成A Iの業務利用に関する申合せなどを作成し、その適正な利用を推進しているところであります。

このため町においても生成A Iの適正な利用が図られるよう、令和5年7月にC h a t G P T等の生成A Iの利用ガイドラインを策定し、具体的な利用方法を職員に周知することで、その適切な利用促進を図っているところです。

3点目の、デジタル化推進人材の育成と人材の確保についてであります。

当町では、IT関係の有資格者を積極的に採用し、これまでDX推進部署等に配属してまいりました。また、各業務部門のDX推進を主体的にけん引するDX推進リーダーを育成すべく、今年度新たに阿見町DX推進リーダー研修を実施することとし、現在具体的な研修内容の詳細を検討しているところであります。

以上、DX推進計画に基づく各種施策について申し上げましたが、安定的かつ持続可能な行政サービスを提供するためには、DX推進は必要不可欠な取組であると考えております。限られた資源で、町民サービスと町政運営を最適化するため、今後も積極的にDXの推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 千葉町長、丁重な御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁を聞きまして、阿見町のDX推進計画、着実に進捗されているということで、大変安心をいたしました。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、デジタル庁においては防災DXの推進に取り組んでいるということでございます。南海トラフ地震等大規模災害が想定されている中で、阿見町の防災DX、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、防災DXの推進は災害対応をより迅速に進めるためには必要なことと承知しているところでございます。

当町では、茨城県が導入いたしています防災情報ネットワークシステムを利用して、避難発令や避難所の情報、県への避難報告等の管理を行っており、また、今年1月から運用を始めました公式LINEにおいては、町民が災害情報を通報できる機能を備えているところでございます。防災DXの取組も進めておりますが、令和7年度には、防災情報の発信を強化する目的としまして防災アプリの導入をさらに検討をしているところでございます。

今後も、町民及び町、双方のメリットがあるDXの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 防災DXの推進、よろしくお願いしたいと思います。

それから、公衆無線LANのことでございますが、インバウンドを呼び込むためにも観光スポットへの拡充をしたらいかがかと思うんですが、お願いいいたします。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在、町内15の公共施設に整備されている公衆無線LANは、誘客施設であります予科練平和記念館にも設置されております。また、町最大の誘客施設のあみプレミアム・アウトレットでは、フードギャラリーと一部の店舗で公衆無線LANサービスを利用することができます。町の観光事業を推進するには、リアルタイムな情報提供と、それから観光客からの情報発信は非常に有効なものでございます。

今後、新たな観光スポットができれば、施設管理者への公衆無線LAN整備の提案や、公共の場所であれば、町での公衆無線LAN拡充についても検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 公衆無線LANの拡充、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次に、キャッシュレス決済のことについて御質問したいんですが、先ほどの御答弁のほかに、町民体育館あるいは各公民館、ふれあいセンターなど、町民に身近な場所でキャッシュレス決済を利用できるように拡充していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

キャッシュレス決済の拡充につきましてであります、令和7年度に中央公民館の貸館業務、また、生涯学習課における町民体育館の利用料へのキャッシュレス決済の導入を現在検討しているところでございます。

今後も、町民の身近な施設への拡充につきましては引き続き検討していくみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御答弁分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、書かない窓口の導入についてちょっと触れたいと思います。フロントヤード改革の御答弁がございました。オムニチャネル化は、最終的にはバックヤードのデジタル化につながるものと思います。これは、まさにDXの核心となる部分だと思っております。

フロントヤード改革の積極的な取組をお願いしたいのですが、先ほどありました推進部会、このメンバー構成をお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

フロントヤード改革推進部会、こちらは行政経営課を事務局としまして、主な窓口業務の担当課であります町民課、社会福祉課、高齢福祉課、国保年金課、子ども家庭課、税務課、収納課の8部署で構成しております。今後、検討する内容の変化に伴いまして、メンバー・部署の追加・変更を行う場合もございます。

町民と自治体の接点全体を最適化しますフロントヤード改革、そちらにつきましては、国から示されたDX推進の重点事項であります。そのため、引き続き推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、テレワークの拡大についてでございます。子育てや家族の介護をしながらでも仕事ができる環境整備を進めるべきではないかと思います。

また、今年4月から8月までのテレワークの実績を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

窓口業務の現場作業の担当者、あと個人情報を主に扱う業務など、テレワークになじまない業務が多くあります。今後は、これまで書類、対面で処理をしていました業務を見直しまして、資料の電子化など、パソコン上で作業が完結できるような仕事の進め方に取り組みながら、テレワークの推進を行い、柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスの向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

テレワークの実績ですが、今年度4月から8月までの在宅勤務の申請件数は74件、延べ実施日数は79日間となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございました。

次に、生成AI、ChatGPTについてですが、既に利用促進を図っているという御答弁でございました。AI、RPAも併せて、さらなる業務の効率化を要望したいと思います。

また、最後にデジタル化推進人材の確保についてでありますが、阿見町の未来を先取りするためにも、DX推進に関する職員の積極的な採用と人材育成を要望したいと思います。

以上で、DXに関する質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。孤独についてあり

ます。

人は一人では生きてはいけないものであります。しかし、長い人生の中においては、自ら選択して孤独になる場合もあれば、意に反して孤独になることもあると思います。また、複雑な家庭環境の中で、家族などがいても心の中に孤独を抱えている人も少なくないと思います。

孤独は、単に寂しいというだけではなく、生きる意欲の低下や健康にも悪い影響を与えることが指摘されており、経済的な厳しさに社会的孤立が重なると、さらに困窮化する傾向もあると言われております。また、急病のときなどに頼れる家族などがいない場合、適切な治療を受けることができず、手後れになる可能性もあります。

孤独による社会的損失は大きく、孤独対策は、これから福祉政策の大きな柱の1つになるものと思われます。孤独にならない、あるいは孤立させない取組が必要であると考えます。

そこで、次の4点をお伺いいたします。

1、世界で初めて孤独担当大臣を置いたのはイギリスのことですが、日本でも令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が任命され、令和5年5月に孤独・孤立対策推進法が成立し、本年4月1日に施行されました。同法第4条、地方公共団体の責務には、地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方自治体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。阿見町ではどのような施策を進めていかれるのでしょうか。

2、国立社会保障・人口問題研究所の2022年生活と支え合いに関する調査によると、孤独感を、「常に・しばしば感じる」、及び「時々感じる」人の割合は全体では16%であり、また等価可処分所得階層別に見ると、所得階級が低いほど孤独感を感じる者が多いという傾向もあります。特に30歳から34歳の女性に、孤独感を時々感じるが20.9%と比較的高い割合になっております。ひとり親家庭の貧困対策についてどのように考えているのか質問いたします。

3、阿見町における孤独死の状況について、発生状況などの実態をお伺いいたします。

4、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会を実現するためには、何が必要だと考えますでしょうか。

以上、千葉町長の前向きな答弁を期待いたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 孤独についての質問にお答えいたします。

1点目の、孤独・孤立対策について阿見町ではどのような施策を進めていくのかについてであります。

令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行され、国では孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画を策定しております。計画には、基本方針として、孤独・孤立に

至っても支援を求める声を上げやすい社会とする、状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行う、孤独・孤立対策に取り組むN P O等の活動をきめ細かく支援し、官・民・N P O等の連携を強化するが示されております。

町としましては、この基本方針を踏まえ、孤独や孤立に関する悩みを持つ住民への相談支援体制の充実、見守りや交流の場の確保、ボランティア団体への支援などに取り組んでまいります。

具体的には、相談支援体制については、町が地域包括支援センター、基幹相談支援センター、町内相談支援事業所との連携を図り、関係部署や専門的な支援機関へつなぎ、必要な支援を行ってまいります。

見守りについては、一人暮らしの高齢者等を対象に緊急通報装置と人感センサーを貸与する高齢者見守りサポート事業や、民生委員児童委員による定期的訪問支援による見守りを継続して行い、地域での見守り体制の充実を図り、健康や生活状態等を確認してまいります。

交流の場の確保については、見守りによって得られた情報等を基に、子ども食堂や認知症カフェへの参加につなげてまいります。また、町としましても、このような事業を実施している団体に対して、引き続き支援をしてまいります。

2点目の、ひとり親家庭の貧困対策についてどのように考えているのかについてであります。

当町では、ひとり親に限らず、仕事や生活など様々な困難により困窮している人に対し、福祉事務所である県南県民センターが実施している、就労支援などを行う自立相談支援事業、子供への学習支援や生活習慣等に関する助言を行う、子供の学習・生活支援事業などの相談窓口となって支援につなげており、身近な相談場所として対応しております。

また、ひとり親家庭については、町窓口において児童扶養手当の申請受付や母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の申請受付、ハローワークと連携した仕事のあっせんに関する支援など、自立に向けた支援を行っております。

3点目の、阿見町における孤独死の状況について、発生状況などの実態はについてであります。

単身世帯や高齢者人口の増加、コミュニティー意識の希薄化等、様々な要因から、近年一人暮らしの人が誰にもみとられることなくお亡くなりになり、死後誰にも気づかれずに遺体がそのままになる、いわゆる孤独死が増加しています。なお、当町における孤独死と想定される事案については、令和5年度中に6人おりました。死後数日間のうちに発見された方のほか、発見まで最長2か月かかった方もおりました。

4点目の、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会を実現するためには何が必要かに

についてであります。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであります、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、その感じ方、捉え方も人によって様々であります。また、複合的な課題を抱えていることが想定されることから、あらゆる施策が孤独・孤立対策に含まれ得るものであることを認識し、既存のあらゆる施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、前述いたしました国の基本方針に準じ、取り組んで行くことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 今、千葉町長から積極的な御答弁いただきました。ありがとうございます。

まず、再質問したいと思うんですが、この国が定めた孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画についてですが、その中に、見守り交流の場や居場所を確保し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを行うことというのが示されております。

そこでお尋ねいたしますが、近年では行政区を脱退する方、または転入してきても加入しない方も増えていらっしゃるということをお聞きしております。地域とのつながりというのは、基本はもう行政区だと思うんですね。これ、大事な地域資源であると思っております。この地域とのつながりの基本である行政区、今後町としてはどのように行政区とともに孤独・孤立対策を進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

近年、住民の生活意識の変化や生活スタイルの多様化により、地域コミュニティーの必要性を感じない人が増しつつあります。行政区に入らない人が全国的に増えている状況でもございます。行政区に加入しないことで、地域とのつながりが希薄になり、地域での支え合い機能が低下することも懸念されているところでもございます。

このような状況の中、日常生活においても地域との関係を築いていくことが、交流の場、居場所づくり、そして見守りなどを通して、孤独・孤立の予防や防災などの緊急時における早期対応にもつながるものと考えております。安心・安全な地域づくりを進めるためにも、人のつながりが、そして助け合いの互助精神の醸成が大切になっていくと考えております。そのためにも、行政区に加入することがメリットであることをPRしながら、町民へ周知・啓発を図つてまいります。

行政区の加入についての理解が得られるよう、役場関係部局と行政区区長会と連携を図りな

がら、今後も対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御答弁いただきました。

行政区加入のメリットを積極的にPRしていただきまして、加入促進につながるよう取組をお願いしたいと思います。

次に、高齢者見守りサポート事業についてでございます。対象者は何名ぐらいなのでしょうか。また、この対象となる方には積極的にこの事業を導入してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

当事業の対象者の要件でございますけれども、阿見町に在住していて健康に不安があり、見守りが必要な人のうち65歳以上で一人暮らしの方、それから75歳以上の高齢者のみ世帯、そういった方のほか、65歳以上で親族などと同居していても1日に8時間以上一人となってしまう方、こういった方を対象としております。

対象者の人数は正確に把握することはできませんけれども、令和2年に実施された国勢調査によりますと、町内の高齢独居世帯は1,994世帯、高齢夫婦世帯は2,170世帯とされております。また、民生委員児童委員が一人暮らし高齢者福祉票を作成している件数は、単身高齢者590件、高齢者世帯等が96件となっております。

こういった方々への事業の提供については、本人それから親族からの申請で行っているわけですけれども、窓口では、本人同意の上で民生委員や児童委員の方、ケアマネジャーの方が手続をするケースが多くなっております。対象となる方が事業の利用につながるように、引き続き事業の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ひとり親家庭の支援をしている民間団体があると思いますが、先ほども御答弁あったんですが、町が支援をこういった民間団体にしていくことによって、ひとり親家庭の孤独・孤立対策にもつながると思っております。そういう社会的な弱者というか弱い立場の人というのは、どういうわけか、なかなか行政のサポートにつながりにくいという面もありますので、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

ひとり親家庭の支援をしていただいている団体ということでございます。そちらの団体に限っての支援制度ということはございませんけれども、そういった団体からのいろいろお話をいただいた場合には、民間ボランティア団体への支援事業として、現在町が実施しております町の地域子ども食堂支援事業補助金制度、それから阿見町の市民活動支援補助金制度といった支援事業を活用していただけるよう、つなげてまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会における共同募金助成事業による、町内団体への助成金など支給する事業などの案内も併せて行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

次に、孤独死の問題について触れたいと思います。警察庁が今年1月から6月までの半年間に全国の警察が遺体の検視や調査を行った10万2,965人のうち、およそ3割に当たる3万7,222人が自宅で発見された一人暮らしの方だということでございます。このうち死後1か月以上たってから見つかった方も4,000人近いということで、誰にもみとられずに一人でお亡くなりになる方がとても多いという印象を持ちます。

人はいつ自分が死ぬのか誰にも分かりません。しかし、人生の最後が孤独死というのは、あまりにも寂しいと私は思います。突然死や事故、病気などやむを得ない事情もあるかもしれません、少しでも早く周囲の人、地域の人たちが気づけるような形になればと思います。

町としてはどのような取組を考えていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

少しでも早く周囲の人、地域の人に気づいていただくことが、孤独・孤立対策を進める上でとても重要であると考えております。そのためには、地域での見守り等の支援が必要とする方をいかに把握していくかが大切でありまして、現在定期的に民生委員による定期訪問を行っていただいております。

先ほども少し申し上げましたけれども、一人暮らし高齢者福祉票を作成しまして、内情を把握し、その情報を基に、区長、民生委員、社会福祉協議会、介護事業所、それから障害事業所等の各関係機関と連携をすることで、外部との関わりを切らすことのないようつないでいく取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○ 6番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。取組よろしくお願ひしたいと思います。

かつては孤独というのは、あくまでも個人の問題であるというふうにされてきました。しかし、政府が孤独・孤立担当大臣を任命するほど、今では社会問題の1つになっております。例えば障害者の子供がいる家庭は親が介護できるうちはいいのですが、親が亡くなつて、障害者が孤独・孤立状態に陥ると一気に生活が立ち行かなくなるといったこともあるわけでございます。

また、高齢者の方の問題においては、例えば子供がいても疎遠になつてしまつてゐる方も少なくありません。子供には頼れない、だからといって、ほかに頼れる人もいない人々、このほか、日々病や貧困の中で孤独な生活を過ごされている人々、家族からも孤立し社会からの疎外感に悩んでゐる若者たち、そのような人たちをどうしたら孤独・孤立から救い出していくのか。孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会の実現に向けて、あらゆる施策を動員していってほしいと思います。

そして、孤独死という形で人生の最期を迎える人が一人でも少なくなるよう強くお願ひ申し上げまして、孤独についての質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○ 6番（武井浩君） それでは、最後の質問に入らせていただきます。

次に、心を豊かにする読書意欲の向上について質問させていただきます。本は友達、読書は人生を豊かにしてくれるものと思います。しかし、活字離れが進み、出版不況が叫ばれて久しい状況でございます。また、読書習慣は子供の頃に身につけないと、大人になってから本を読むということはなかなか容易なことではありません。

読書によって知識を得たり、自分では直接体験できないようなことさえも、本を通して体験することができます。また、かけがえのない1冊の本との出会いは一生の財産にさえなり得るものでございます。我が国の著名な地球物理学者だった竹内均先生は、旧制中学2年生の夏に、寺田寅彦の「茶わんの湯」という隨筆を読んだことがきっかけとなって学者の道を志したということは、とても有名な話であります。

また、読書による効果には、主に次のようなものがあると言われております。想像力が豊かになる、知識や教養が増える、ストレスが解消される、認知力の低下を抑制するなどでございます。

そこで、心を豊かにする読書意欲の向上について、学校教育、社会教育の両方の視点からお伺いさせていただきます。

1、町の政策実現プランの、読書意欲の向上とは、具体的にどのようなことでしょうか。

2、小中学校における読書活動の現在の状況、指導方針の変遷、現状の課題についてお伺い

いたします。

3、学校司書の配置状況、図書館との連携はどうなっていますでしょうか。

4、図書カードの登録状況、一人当たりの貸出し冊数及び延滞の状況と、それぞれの推移をお伺いいたします。

5、図書館でのレンタル業務と不足しているリソースは何だと考えているでしょうか。

6、電子図書館についてどのように進めますか。

7、図書通帳の発行状況をお伺いいたします。また、併せて大人の図書通帳を導入するべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、立原教育長の前向きな答弁を期待いたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君）　心を豊かにする読書意欲の向上についての質問にお答えします。

1点目の、町の政策実現プランの、読書意欲の向上についてであります。

読書意欲の向上につきましては、令和6年3月に策定した第3次阿見町子ども読書活動推進計画により、児童生徒の読書意欲の向上を図るための各種施策やイベント等を実施し、特に未就学児童や小学校低学年への読み聞かせ環境の充実を図り、読書意欲の向上を推進する取組を行っております。

2点目の、小中学校における読書活動の現在の状況、指導方針の変遷、現状の課題についてであります。

児童生徒の読書活動は、言葉を学び、表現力や想像力を豊かにするとともに、生涯にわたる読書習慣の形成においてもとても大きな役割を担っているものと認識しております。当町の小中学校においては、県で進めている「みんなにすすめたい一冊の本事業」に積極的に参加し、小学校で年間50冊以上、中学校で年間30冊以上の本を読むことを目指した読書活動を推進しております。

指導方針の変遷については、近年、国語をはじめとした各教科の指導と関連した読書指導の充実を図ったり、PTAや地域の読み聞かせボランティアを活用したりしながら、読書活動を推進しております。

現状の課題については、スマートフォンやタブレットが普及し、インターネットで簡単に情報を得ることができるようになるなど、知識の取得方法が多様化し、読書離れが懸念される状況であると認識しております。

3点目の、学校司書の配置状況、図書館との連携はどうなっているかについてであります。

児童生徒の読書活動を推進するため、全ての小中学校に学校図書館司書を配置しております。あさひ小学校には2名、それ以外の小中学校には1名ずつの配置となっております。図書館との連携については、学校図書館担当者会議を年2回開催して情報交換を行ったり、町立図書館から学校図書館へ、授業で活用する図書の団体貸出しを行ったりしております。

4点目の、図書カードの登録状況、一人当たりの貸出冊数及び延滞の状況とそれぞれの推移についてであります。

図書カードの登録者数は、令和5年度末現在で1万3,973人となっております。また、一人当たりの貸出冊数は、令和5年度は4.5冊、平成30年度も4.5冊となり、横ばいとなっております。

延滞の状況は、長期間に渡る延滞者には、はがきによる督促状を年3回送付しております。令和5年度に督促状を送付した人数及び未返却資料数は185人、544点で、5年前の平成30年度は413人、1,468点でしたので、延滞人数と未返却資料数は減少傾向にあります。また、1年以上の長期間に渡り延滞している人については、図書カードの利用停止処理を実施しております。

5点目の、図書館でのレファレンス業務と不足しているリソースについてであります。

レファレンスとは図書館職員が利用者の疑問や相談を解決するため、参考となる資料を御案内するサービスのことです。町図書館におけるレファレンスサービスは利用者からお問合せをいただきながら、図書館システム等で検索・調査を行い、該当する資料のある場所まで職員が一緒に御案内しております。不足しているリソースはレファレンス業務に対応する司書資格を持った人材が不足していることであると考えております。

6点目の、電子図書館についてどのように進めますかについてであります。

電子図書館は、いつでもどこからでも図書館サービスの利用が可能となる、とても利便性の高いサービスであると認識しております。これまでの議員の御質問でもお答えしてきたとおり、電子書籍については同時アクセス数制限についての検討課題等があり、引き続き先行自治体の取組を参考にして、調査・研究を進めてまいります。

7点目の、大人の図書通帳を導入するべきについてであります。

読書記録帳、通称「読書通帳」の発行冊数は、令和5年度末現在で903冊です。読書記録帳は貸出日、書名、著者名等を記録することができるのですが、自分が読んだ本を記録することができるため、後から見直すことができます。現在は、小中学校の全校の児童生徒に読書記録帳を配布しております。大人の読書記録帳につきましては、今後実施する方向で前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ただいまの御答弁で、立原教育長の下、阿見町の読書活動が積極的に推進されているということが大変よく分かりました。

再質問をさせていただきます。

小学校で年間50冊以上、中学校で年間30冊以上本を読まれている児童生徒はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

昨年度、小学校で年間50冊以上の本を読んだ児童の割合は約63%で、県平均とほぼ同じとなっております。中学校で年間30冊以上の本を読んでいる生徒の割合は約23%で、県平均をやや上回っている状況となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 今の御答弁聞きまして、非常に安心をいたしました。阿見町の子供たちが積極的に本を読まれているんだなということがよく分かりました。

それとも関連するんですけども、各小中学校に図書館司書を配置されていると思うんですが、この具体的な効果にはどのようなものがあるのでしょうか。ちょっと具体的に御答弁いただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

学校図書館における児童生徒への図書の貸出しや、授業で活用できる図書の提供がスムーズに行われ、読書活動の推進に大きく寄与していると考えてございます。また、図書館司書には、学校図書館担当者会議において、全町で進めているSDGsに関する読書コーナーを全ての学校図書館で設置するように依頼してございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） よく分かりました。

そういう取組の中で児童生徒に人気の高い本、特に人気の高い本という傾向があろうかと思うんですが、どのような傾向があるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

小学生には自然に関する図鑑や、いわゆるシリーズ物の物語が人気であると聞いております。また、中学生においては、スポーツや職業に関する本、同じくシリーズ物の物語が人気である

と聞いております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） これまでいろいろ御答弁いただきました。立原教育長には本当に熱心に各小中学校を御指導いただきまして感謝申し上げたいと思います。阿見町の小中学校における読書活動が、先生方ははじめ、学校図書司書の皆さんとの熱心な取組によって、これからも活発に行われますことをお願い申し上げます。

また、町の図書館につきましては、司書資格を持つ職員の適正な配置を進めていただきまして、併せて電子図書館の推進と読書記録帳の大人への導入を早期に進めていただきたいことを要望いたします。

図書館が町民にとって、さらに親しまれる場所になりますことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで6番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前1時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番前田一輝君の一般質問を行います。

3番前田一輝君の質問を許します。登壇願います。

〔3番前田一輝君登壇〕

○3番（前田一輝君） 皆さん、お疲れさまです。今回、初登壇させていただきます前田一輝です。よろしくお願いします。

まず初めに、私を町政に送り出していただき、この場に立たせていただいた皆様に心から感謝申し上げます。皆さんの御期待に応えるべく、町民の皆さんとの声をしっかりと受け止め、阿見町の発展に向けて真摯に取り組んでまいります。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

まず1点目、行政区の加入状況について質問させていただきます。

人口5万人都市となり、市制施行へと歩み出した阿見町では、阿見町第7次総合計画を策定し、まちづくりの基本理念を「みんなでつくる共生のまち」と定め、市にふさわしいまちの形成を前提とした将来像として、「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後のまちの姿に掲げております。このようなまちづくりを実現していくためには、初めて阿見町に住む町

民と長くから根づいて住んでいらっしゃる町民の方々のコミュニケーションが必要不可欠ではないかと思います。

その鍵となるのが、阿見町で67区に分かれて活動している行政区ではないかと思います。私自身も阿見町に転入して、まだ2年半しか経過していない新住民の一人です。阿見町に移住し、町内の生活ルールなど行政区から教わりながら、この2年半生活をしてきました。しかし、転入者の中には、行政区に加入していない、存在を知らないといった方々もいるというふうに伺っています。町民同士のコミュニケーションのために大きな役割を持つ行政区について、お伺いさせていただきます。

- 1、現在の人口において、転入者はどれほどの割合になりますか。
- 2、定住世帯の行政区への加入率はどれほどでしょうか。
- 3、転入者の行政区への加入状況はどのように推移していますか。
- 4、町として行政区の加入状況の目標数値などはあるのでしょうか。また、加入促進に向けた働きかけとしてどのようなことを行っていますか。
- 5、町が考える、行政区の活動についての一番の課題は何になりますか。

以上の5点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　前田議員の、行政区の加入状況についての質問にお答えいたします。

1点目の、現在の人口において、転入者はどれほどの割合になりますかについてであります。人口には、住民基本台帳に記録されている住民の数である住民基本台帳人口と、直近の国勢調査を基に推計する常住人口があります。行政区の加入率を算出する際には、住民基本台帳人口と比較しておりますので、ここでは住民基本台帳人口で御説明させていただきます。

当町の令和6年9月1日現在の住民基本台帳人口4万9,568人、直近1年間の転入者は2,281人で、人口に対する転入者の割合は4.6%であります。また、県の令和6年1月1日現在の人口は286万5,690人、その直近1年間の転入者は12万5,041人で、人口に対する転入者の割合は4.3%であり、比較しますと当町は県より高い割合となっております。

2点目の、定住世帯の行政区への加入率はどれほどでしょうかについてであります。

行政区への加入世帯数につきましては、毎年10月1日時点の世帯数を行政区長より報告していただいております。直近の令和5年10月時点の行政区全体の加入率で申し上げますと、73.4%となっております。

3点目の、転入者の行政区への加入状況はどのように推移していますかについてであります。

転入者に限定した加入状況につきましては、現在把握しておりません。

4点目の、町として行政区の加入状況の目標数値などはあるのでしょうか。また、加入促進に向けた働きかけとしてどのようなことを行っていますかについてであります。

第7次総合計画策定時の令和4年度行政区加入率は75.2%であります。全国的に行政区加入率は下降傾向にありますが、町では、この数値を維持することを目標に様々な取組を行っております。

具体的には、町民課窓口で転入者・転居者向けの行政区加入案内チラシを配布しているほか、町内不動産事業者等に御協力をいただきまして、町が作成した加入案内チラシの店内掲示や、お客様への配布と併せて加入の呼びかけを行っていただいております。また、広報あみや町ホームページに行政区加入案内や行政区活動の紹介を掲載し、行政区加入促進に取り組んでいるところであります。

5点目の、町が考える行政区の活動についての一番の課題は何になりますかについてであります。

それぞれの地域で課題は異なりますが、このまま行政区への加入者が減少していくと、地縁的なつながりが希薄化し、地域力が低下することを懸念しております。行政区は、住民自治のため自主的に組織し活動している任意団体となり、加入を強制することはできませんが、地域での困り事や心配事の解決、また、災害時の助け合い、子供や高齢者等の見守り等、町民の皆様の身近なよりどころとなる大切な組織となります。

行政区の活動を維持し、地域に住む方々が支え合いの精神に基づき、よりよい地域を形成していくためにも、今後も町区長会と連携しながら、行政区加入促進に向けて継続的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

今いただいた答弁の中で、現在の行政区への加入率について、令和5年10月時点で73.4%、それよりも1年前の令和4年度では75.2%というような答弁をしていただきましたが、若干下降しているのかなというふうに感じております、転入者が増えているであろう直近10年などを見るとどのように推移しているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当町の10年間の加入率の推移を比較いたしますと、平成25年度は83.5%、平成30年度は79.6%。令和5年度は73.4%、この割合になってございます。加入率につきましては、平成25

年度からの10年間で10%程度の減少となってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 10%程度加入率が減少してきているということで、先ほど1点目の質問の中で、直近1年の転入者の割合が阿見町では4.6%、県と比較してみても、転入者の割合は高いほうだというお話をいただきましたが、新たに阿見町に移住している転入者というのは、多分直近1年でははかれないところがあると思います。

それより以前にもかなり転入者が増えてきているということを考えますと、この10年で行政区の加入率が10%下がっているということは、冒頭申しましたように、転入者の行政区加入がいかに少ないかというようなことが表れているのではないかなというふうに感じます。

この加入率が下がっていることを踏まえて、目標値についても再度お伺いしますが、先ほど現状維持を目標としているということで答弁をいただきましたが、目標値についても年々下降傾向にはあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 目標値のことについてお答えさせていただきます。

阿見町の第6次総合計画後期計画においては、令和5年度の加入率82.0%を目標としておりました。しかしながら、阿見町第7次総合計画策定時点におきまして、令和4年度頃になりますが、加入率が75.2%となり、目標値を大きく下回っている状況の事実もございました。

こういった中で、全国の加入率が下がっている傾向の推移でございましたので、その実態を鑑みまして、町の令和4年度の加入率を維持するという方針で目標を立てた経緯がございます。少なからずも今全体的に地域が行政区加入の方が減っているというのは全国的な課題でありますので、やはり地域コミュニティーを活性化する意味でも加入促進、行政区の魅力についてPRしていきたいと思ってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 今おっしゃっていただいたように、やはり目標値についても少し下降ぎみではあるということで、ただ、やはり全国的に見ても、町内会・行政区等への加入率というのは下がっていくということで、地域住民同士の関わりが浅くなっている現状もあるのかなと思います。しかしながら、全国の町村部の流れとは逆行して、阿見町では人口が増加しており、地域力向上を目指しているということを考えますと、この行政区の加入率が下がってきているということも見過ごせない問題ではないかなと思います。

今後加入率を増やすとともに、行政区同士の関わりですとか、連携といったものも増やした

ほうがいいのではないかなどというふうに思いますが、過去には行政区対抗で町民運動会を開催していたというようなことを私も聞いたことがあります、今後こういった行政区同士が触れ合えるような催し等は、町では計画していく予定等があるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

町民運動会という話が出ましたので、町民運動会についてお答えいたします。町民運動会につきましては平成30年度まで実施しておりましたが、選手集めが困難であることや行政区の負担となっているとの意見をいただきしております、令和元年度の茨城国体や、令和2年・3年度の新型コロナウイルス感染症により中止としていました間、運営方法の見直しを行いました。

令和3年度に、町民がどのような運動会を望んでいるかというアンケートを実施いたしまして、自主参加型のスポーツフェスティバル的なイベントが回答として最も多かったことがあります、区長会とも協議を重ねて、令和4年度から実施しております「あみスポーツフェスタ」へと開催方法を変更したところでございます。町民運動会につきましては、このような経緯がございますので、行政区対抗での運動会を行う予定は現在のところございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 運動会に限らずとも、行政区同士が何か連携を図ったり、交流を深められるような催しがあればいいのかななどというふうにも思いますが、ぜひとも町のほうにも企画していただきながら進めていただきたいなと思います。

今お話が出ていたように、行政区はあくまでも任意団体であり、町が介入して何かを進めていくという強制できないというところが非常に難しいところだというふうに十分に理解はしているのですが、このままの現状維持では、行政区の活動自体危ぶまれることにもなるのではないかなどというふうに思います。

また、自主的活動だけでは解決できない問題というのは、ほかにも存在しているのではないかなどと思いまして、特に自主防災等につきまして、災害発生時の避難経路や避難場所など、各行政区ごとに防災マニュアルを作成しているというふうに思いますが、このマニュアルについては、どこでどのような手順を踏めば見ることができるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

自主防災活動については、各地区で防災マニュアルというものを作成しております。これは、地区の話合いで自主的に作成した地区防災計画を基に、それぞれの地区で訓練を重ね更新する仕組みになっております。この計画については、それぞれの地区で作成しておりますので、更

新後自ら印刷し、自らの地区で回覧等で配布してございますので、行政区に加入している人であれば紙媒体で見ることが可能になってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 防災計画については、各地区で区長さんたちの協力もあり作成され、避難訓練等も行っているということで、各行政区の皆様には頭が下がる思いであるというふうに思いますが、今おっしゃっていただいたとおり、行政区に加入していれば、その防災計画も見ることができて役立つかなというふうに思いますが、しかしながら、行政区に加入していない住民は、防災マニュアルをどのように見ればいいのか。また、その防災マニュアルの存在すらも知らないという人はいるんじゃないかなと思います。

私自身も、つい先日までその一人でした。各行政区の防災マニュアルを、阿見町のホームページなどで一括して閲覧できるようにすることはできないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、行政区に加入していない方には、自分たちが住んでいる地区的防災計画は確認することができません。当計画自体把握することが難しいのが状況でございます。

今後、地区の協力をいただきながら、また個人情報の取扱いに留意しつつ、町ホームページ上で閲覧ができるよう検討してまいりたいとは考えております。その際、阿見町区長会とも協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 先ほどから何度もお話出ているように、少し、そこに対して町が強制して介入することは難しいと思いますので、非常に大変な問題だと思いますが、やはり防災については、災害が起こってしまったときにどうにかするかということは、行政区に加入している住民も、していない住民も大事なことだと思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

防災だけではもちろんございませんが、このような行政区が自主的に活動する部分は、もちろんあり、その中で町が介入して手助けしなければならない問題というのも、もちろんあると思います。この役割の整理ですか役割分担について、今後協議していく考え等はあるのでしょうか。こちらをお伺いして、最後の質問にしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

町の業務をするに当たって、行政区というのはなくてはならないところだと思っています。あと常に事業をするに当たっては、町民の声を聞くところも行政区だと思っています。全ての活動がそういうところにつながっておりますので、議員御指摘の点については課題と認識しております。

地域のつながりが相互扶助の観点から、行政区の果たす役割は非常に重要であると捉えているところでございます。役場内の連携は既にいろんなところでござりますけども、そういうものが組織化できるような形で、区長会も含めて検討していきたいと思っています。部分的には既にやっておるものありますけども、まだまだ不足しているところがありますので、御指摘のところは真摯に受け止めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございます。

安心安全な共生のまちづくりというところを目標に掲げている阿見町にとっては、現状維持ではなく、常に前向きな協議を続けていただければというふうに切にお願いしまして、この質問については終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 続きまして、町内の相撲クラブの設立について質問させていただきます。

阿見町では皆さん御存じのとおり、2年前、茨城県出身の横綱・稀勢の里関が率います二所ノ関部屋が町内に開所しました。開所以降、町とは連携事業に協力いただきながら、まい・あみ・まつり、さくらまつりへの参加、協力隊の結成などといったことを連携して進めてまいりました。

中でも例年盛り上がる事業として、あみスポーツフェスタ内において実施しているちびっこ相撲大会というものがあるのではないかと思います。毎年50名近い子供たちが参加をしてくれまして、相撲と力士に触れ合う姿というのは、多くの行政、多くの市町村の中で阿見町だけではないかと、阿見町でしか見られないような新たな恒例行事として、この相撲大会も定着してほしいというふうに考えています。

今後、このちびっこ相撲大会をきっかけとして、阿見町から強い地元力士が誕生することも楽しみで仕方ありませんが、そのためには相撲に触れた子供たちが継続して相撲を続けられるような環境、これも必要ではないかと思います。

町内で子供たちが相撲を学べるような相撲クラブの設立を目指してお伺いいたします。

1、阿見町にて活動している阿見町スポーツ協会は、どのような運営組織として活動していますか。

2、阿見町スポーツ協会に、新しい種目として相撲クラブをつくることは可能でしょうか。また、どのような手順が必要でしょうか。

3、今後、阿見町内にて常設の土俵を作ったりというような予定はございますか。

以上の3点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君）　前田議員の、町内の相撲クラブ設立についての質問にお答えします。

1点目の、阿見町にて活動している阿見町スポーツ協会は、どのような運営組織として活動していますかについてであります。

阿見町スポーツ協会は、町民スポーツの振興と各競技団体の育成強化を図り、スポーツを通して町民の生活を明朗化することを目的とした任意団体で、18の部から構成され約1,400名が会員として活動しております。協会事務局は生涯学習課内にあり、野球部やゴルフ部など18の部が行っている各種競技大会の開催やスポーツ指導などについて支援を行っております。

2点目の、阿見町スポーツ協会に新しい種目として相撲クラブをつくることは可能でしょうか。また、どのような手順が必要でしょうかについてであります。

町スポーツ協会の規約によりますと、協会の加盟を希望する団体は、理事会の承認を受けることが必要となり、その承認を受けるには一定の活動実績などが条件となってまいります。協会内に相撲部を設置するに当たっては、まず初めに町内において相撲クラブを結成し活動を開始していただき、活動が定着した段階で、理事会の承認を受け協会に加盟し、町スポーツ協会相撲部として活動していただくこととなります。

3点目の、今後、阿見町内に常設土俵などを作る予定はありませんかについてであります。

常設土俵については、阿見町における相撲競技人口の推移、活動団体の実績などを踏まえ、整備の検討を行うことが必要となります。このため、まずはしっかりととした実績をつくっていただき、機運醸成を図っていただくことが重要です。二所ノ関部屋が所在する当町としても、相撲競技の振興と町民の健康増進を図ることはとても重要なことと考えておりますので、機運醸成を積極的に支援してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君）　ありがとうございました。

まず、スポーツ協会に加入する団体というのは、あくまでも任意団体であるということでしたが、協会事務局というのは府内の管轄下にあるということでしたので、多少なりとも阿見町としても各クラブ運営に介入していらっしゃるのかなというふうに思います。

例えば運営費など、阿見町が各クラブに対して補助していることはあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

町からはスポーツ協会に対して、補助金という形で支援しております。スポーツ協会からスポーツ協会各部に対しては、その町の補助金やスポーツ協会の会費を基にいたしまして、会員数に応じてスポーツ協会事務局で配分して、各部振興費としてスポーツ協会からスポーツ協会各部に対して、振興費を交付しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） スポーツ協会に新たにクラブを設立する場合の話をしますと、活動実績を残して理事会の承認というものが必須であるということでございましたが、クラブの運営については、スポーツ協会加入後からの補助が町から受けられるということでしたので、ということは設立に関しては、町からの補助というものは特段受けられないというような認識で正しいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

今議員から御指摘がありましたとおり、教育委員会として、任意のクラブの設立に対しての補助というものはございません。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

先ほどの質問に少し関連していると思うんですけども、練習場所の確保ですとか指導者の選定、加入者の募集などといったことを考えますと、設立時こそ大変な状況であり、多少の支援があれば助かるのかなというふうにも思いますが、あくまでも設立に関しては、まず相撲クラブで実績をつくることが優先ということで、再認識でよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、町が任意のスポーツ団体に対して、設立のための補助としての支援を行うことはございませんが、例えば練習場所につきましては、町内在住・在学・

在勤の方10名以上であれば、そういう団体に対しましては町内の学校体育施設利用を行うことは可能でございます。

また、加入者等の募集について、掲載内容や周知方法というお話がありましたけれども、そのようなことにつきましては、教育委員会生涯学習課といたしましても可能な限り相談に応じていければと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） 今いただいた答弁で、非常に、募集ですか、場所の利用に対する申請等を行えば、少し助けていただけるということでかなり助かる話なのかなと思います。

最後に質問させていただいた常設土俵についても、実績が必要というようなことを言っていただいたと思うのですが、相撲という協議は土俵さえあればできるような競技で、逆を返せば、ユニフォームですか道具ですか、そういったものは特段必要にはならないので、相撲こそスタートするとき、クラブをつくるときの負担が大きいのではないかというふうに考えます。

そんな中で、新たに相撲場を設置することは難しいとは思いますが、過去には阿見町にも阿見中には土俵があったというような話はよく耳にするところです。例えば旧実穀小学校ですか旧吉原小学校の跡地である体育館に、少し改造を加えて土俵を作るというようなことは不可能でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

旧実穀小学校、旧吉原小学校の体育館と具体的なお話がございましたが、廃校となった後も学校体育施設利用の一環として、町内のスポーツ団体に現在貸出ししているところでございます。既に多くの利用団体がいる状況となりますので、今、御提案いただきました旧実穀学校・旧吉原小学校の体育館に土俵を設営することは、ちょっと困難であるかなと考えてございますが、教育長が答弁いたしましたとおり、阿見町における相撲競技人口の推移、また団体活動、団体の実績などを踏まえながら、機運が醸成した後には整備の検討を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。確かにいきなり土俵を作るというのはかなりハードルが高いと思いますので、まず、ほかの相撲クラブ等の話を聞きながら、体育館で行えるようなマット土俵など使って実績を積むということが大事であるということがよく分かりました。

最後に、理事会の承認について必要な活動実績というようにありますが、具体的な基準ですか、例えば指導者の基準ですか、そういうものというのはあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

指導者の基準につきまして、特に定めはございませんが、日本スポーツ協会や各競技連盟等が主催する講習の受講や資格を取得していただくことが望ましいと考えられます。人数についても特に定めはございませんが、町内の学校体育施設を練習場所として確保するためには、先ほどお答えしましたように町内在住・在学・在勤の方10名以上が要件となりますので、10名以上の団体であることが望ましいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 3番前田一輝君。

○3番（前田一輝君） ありがとうございます。

今おっしゃったように、まずどんな形であれスタートすることが必要だということがよく分かりましたので、これから、ハードルは少し高いと思いますが、二所ノ関部屋という相撲力士の集団がいる町というのは、恐らく阿見町だけ。東京都内に密集する中で、これだけ行政と活動ができている相撲部屋というのは、二所ノ関部屋だけだと、阿見町だけだというふうに思いますので、ぜひとも、その中で子供たちが相撲に触れ合って、将来的に二所ノ関部屋を代表するような力士が阿見町から生まれるようなことを私も願いながら、町にも積極的な協力を検討いただいて、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで3番前田一輝君の質問を終わります。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔13番栗原宜行君登壇〕

○13番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。前田さんの後で、対面に傍聴者の方もいらっしゃるので、気合を入れてやりたいと思っております。

私は今回、町民の安全は守られているかについてお伺いをいたします。

町の最上位計画である阿見町第7次総合計画が本年の4月からスタートしました。まちづくりの方向性を示す重要な計画です。前期計画には7つのまちづくりのための基本目標が掲げられており、具体的に進む目標が示されています。この基本目標の第4には、人と自然を守るまちづくりとして、誰もが安心して暮らせるまちづくりのための5つの対策が示されています。様々な危険が潜んでいる現代、その状況の中、町民の命を守る対策は有効に機能しているのか。

以下7点について質問いたします。

1、阿見町第6次総合計画における安全安心のまちづくりの達成状況はどのようになっていますか。また、課題はどのようなものでしたか。

2、阿見町第6次総合計画の達成状況や課題は、阿見町第7次総合計画にどのように引き継がれたのですか。

3、命を守るまちづくりのための5項目の1つ、地域防災対策の充実を図るために、どのように取り組まれていますか。

4、火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの推進とありますけれども、どのように取り組んでいらっしゃるのですか。

5、地域医療体制の強化のため、どのように取り組んでいらっしゃるのですか。

6、交通安全対策の強化のため、どのように取り組んでいらっしゃいますか。

7、犯罪のないまちづくりのため、どのように取り組んでいらっしゃるのですか。

以上7点についてよろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の、町民の安全は守られているかについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町第6次総合計画における、安全・安心のまちづくりの達成状況と課題についてであります。

第6次総合計画後期基本計画の達成状況は、毎年度の施策評価の中で確認し、次年度に向けた取組の判断材料としてまいりました。

評価は施策ごとに4段階で行っており、最終年度を迎えた令和5年度における第4章、安心・安全のまちづくりの評価としては、A評価の順調に進捗しているが2施策、B評価のおおむね進捗しているが7施策、C評価の一部進捗に遅れが生じているが4施策、D評価の進捗が大幅に遅れている、はありませんでした。

A評価とB評価が合わせて約7割となり、第4章全体としては、おおむね順調に進捗したという結果が得られております。しかしながら、一部の事業はコロナ禍の影響を受け、進捗が思わしくないものもあり、継続課題となりました。

2点目の、第6次総合計画の達成状況や課題は、第7次総合計画にどのように引き継がれたのかについてであります。

第7次総合計画前期基本計画は、第6次総合計画後期基本計画の施策評価による達成状況や

課題等を踏まえ、策定作業を行っております。第7次総合計画における各施策の現状と課題の記載は、第6次総合計画の成果を踏まえ、現在の本町を取り巻く社会状況の分析や、新たに実施した町民意向調査で把握した町民ニーズ等を取り入れ、整理しております。

3点目の、命を守るまちづくりのための5項目の1つ、地域防災対策の充実を図るために、どのように取り組んでいるのかについてであります。

地域防災対策の充実を図るために、まず取り上げられるのは、自助・共助の強化であります。現在、全国各地で風水害による想定外の被害が発生し、近い将来巨大地震の発生も予測されている中、行政による公助には限界があります。そのため、家庭や地域等で日頃から災害に備えておくなど、防災意識の向上を図っていくことが重要と考えております。

また、行政側の取組として、地域で活躍する防災士の育成及び災害時に地域の要となる自主防災組織の活動支援に取り組んでおります。各地区で行われる避難訓練へのサポートや備蓄品の整備、指定避難所の環境整備等を進めております。

このような取組により、自主防災組織の活動の活性化につながり、ひいては町民一人ひとりの防災意識や知識の向上へと発展するものと考えております。

4点目の、火災・救急に迅速に対応できる体制づくりの推進のために、どのように取り組んでいるのかについてであります。

災害や事故から住民の生命、身体及び財産を守るため、常備消防機関である稻敷広域消防本部とともに、消防・救急体制の充実と強化及び消防団の活動推進に取り組んでおります。当町では、消防団への取組として団員の処遇改善や機能別分団の導入に取り組んでおり、今後も必要な団員数を確保するために一層の団活動及び体制の充実を図ってまいります。

また、消防・救急体制の充実、強化策として、人口増の著しい町の西部地区にある本郷ふれあいセンターへの救急車の駐留について、継続して運用していくことで救急現場へ即対応できる体制を維持してまいります。

5点目の、地域医療体制の強化への取組についてであります。

町では、軽症患者に対応する一次救急医療体制として、稻敷医師会と連携した休日在宅当番医制、入院を必要とする重症救急患者に対応する二次救急医療体制として、3か所の総合病院による輪番制、小児の休日や夜間の緊急医療として、4か所の総合病院による輪番制により医療体制を確保・維持しております。

6点目の、交通安全対策の強化のために、どのように取り組んでいるのかについてであります。

町では、一人ひとりの交通安全の意識向上や道路環境の整備により、安心安全な交通社会の実現に向けて取り組んでおります。令和元年には飲酒運転根絶のまちを宣言しており、交通安全

全運動期間中はその宣言の横断幕を歩道橋に掲出し、町の方針を強くアピールしております。

牛久警察署をはじめ、交通安全協会阿見支部、町交通安全指導隊、町交通安全母の会の方々と、街頭交通安全キャンペーン、まい・あみ・まつり、さわやかフェア等にて、啓発品の配布や声かけにより、交通ルールの遵守と交通マナーの向上の啓発を行っております。

交通安全指導としては、町交通安全教化員が、先述の方々の協力を得て、小中学校等において交通安全教室を開催し、交通ルールや自転車の乗り方などの指導を行っております。

道路交通環境については、主に通学路交通安全プログラムに基づき、学校教育課、道路課、都市整備課、生活環境課、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、小中学校による合同点検により危険箇所の解消に取り組んでおります。

7点目の、犯罪のないまちづくりのために、どのように取り組んでいるのかについてであります。

町では、地域の防犯活動や防犯設備、相談体制の充実等により、犯罪がなく安心して暮らせるまちの実現に向けて取り組んでおります。地域の防犯活動としては、町防犯連絡員協議会と地域防犯活動組織が主体となって活動しております。

町防犯連絡員協議会では、小中学生を対象に防犯ポスター・防犯標語を募集したり、さわやかフェアや店頭防犯キャンペーン、青色防犯パトロール車による巡回により、防犯意識の啓発に取り組んでおります。

地域防犯活動組織は、現在40団体が町に登録しており、町では、腕章、防犯のぼり旗や青色防犯パトロール車の貸与等により活動を支援しております。また、不法投棄監視パトロール事業として夜間パトロールを実施し、監視体制を確保しております。

防犯設備については、夜間における歩行者の安全確保と犯罪の防止を図るために防犯灯の設置を行っているほか、防犯カメラの主要交差点への設置及び地域予算要望による地域内への設置を行っております。

消費生活に関する相談体制としては、消費生活センターにおいて、ニセ電話詐欺や悪質商法等に係る被害の未然防止を図るため、消費トラブル等に関する知識の啓発活動や関係機関と連携した相談体制の維持構築に取り組んでおります。

また、6点目の交通安全対策の強化、及び7点目の犯罪のないまちづくりについては、関係機関と併せて町民団体との協働が大きな力になりますので、今後も協力体制の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、1問目のところで、A評価、B評価。おおむね進捗している、Aは順調に進捗している。これは約7割達成しているということで、第6次総合計画が終わったということですので、安心をいたしました。

それでは、2問目以降の部分、質問させていただきますが、第6次総合計画でそういう形で結果を受けて、第7次総合計画が始まります。第7次総合計画がスタートするに当たり、この計画の共有、目標達成のために、各課とのすり合わせなど、どのようにスタートさせたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

まず、各課において、第6次総合計画後期計画の進捗状況を総括した上で、基本構想で定めました10年後のまちの姿と基本目標に照らしまして、施策ごとに、前期の基本計画、5年間で目指すまちの姿を設定し、社会状況の変化や他市町村の取組状況も踏まえまして、課題解決に向けた施策展開を検討いたしました。

こうして出来上りました各課の原案につきまして、政策企画課がヒアリングを行いまして取りまとめた計画案を、総合計画策定協議会や総合計画審議会で議論をして、全局的な整理を行いました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると、第7次総合計画が策定段階の中で、各課で共有しているものも審議会のほうで審議をしていただいて第7次総合計画がスタート、策定されたということが分かりました。

では、本年4月実際の計画がスタートするわけですけれども、目標達成のため、どのようにローリングをされているのか。実際の部分をちょっとお伺いいたしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

4月以降につきましては、まず第6次総合計画後期計画の実績が確定しましたので、その結果を踏まえた施策評価を行いました。第7次総合計画の施策評価につきましては、これまでの施策評価手法を基本としつつ、よりP D C Aサイクルを意識したものとなるよう、現在評価方法の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

第7次総合計画を見たときに、第6次総合計画がそういう評価は得られた、結果が出ましたよ、4月からスタートしますというときに、第7次総合計画をよく見ると、第6次総合計画のように個別施策の展開の中で年度別の目標値が設定されていないんですよね。それは新たな取組だとは思うんですけども、実際に目標管理がないと、なかなか進捗管理ができにくいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのようにされているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

第7次総合計画では、施策ごとにその進捗を図る代表的な指標というものを2つから3つ設定し、方向性を矢印でお示ししてございます。第6次総合計画では個別施策ごとに目標値を定めておりましたが、第7次総合計画では、施策評価の中で管理する形としております。

変更した理由といったしましては、目標値を施策展開と連動させることで、先ほどお答えしましたP D C Aサイクルの結果を、目標値に反映しやすいようにしたためございます。

例えば計画期間内で早期に目標値を達成した場合など、より高い目標値を再設定することができる。そのようなことなど、政策的な推進力が高まることが期待されます。設定しました目標値は、施策評価の中で公表してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今、公室長からありましたけども、最終的にP D C Aサイクルに落とし込んでいき、そこで進捗管理をするよということですね。P D C Aは、今はもう本当に一般的なんんですけども、当初私が民間にいたときは、P D Cで終わっていたんですよね。P D Cでなかなか成果が出なくて、アクションを入れたほうがサイクルとして良いという形になって、P D C Aになっているわけですが、このP D C Aサイクルの進捗管理は、実は積み残しが多く発生するという欠点も残っているわけです。あるわけです。

阿見町の第6次総合計画の評価でも実際に積み残しが発生しているわけです。7割はできたけども、DはないけどもCはあるよということですね。町民の大切な生命・財産を預かる自治体として、特に生命を守る政策の目標の未達というのはもう許されないわけですね。何としてもこれやらなきゃいけない。全部Aじゃなきゃいけないということだと私は思っています。

このP D C Aサイクルに代わる、またはP D C Aと併用するものが必要ではないかというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

P D C Aサイクルは、計画・実行・評価・改善の各ステップを繰り返すことで、業務改善を進める有効な手法でございます。しかしながら、御指摘のとおり、進捗管理においては積み残しが発生する場合もあり、特に生命を守る政策においては、目標未達が許されないという点はとても重要であります。

生命に関わる政策においては、目標未達のリスクを最小限に抑えるため、P D C Aサイクルとは別にリスクアセスメントを強化し、事前にリスクを特定しまして対応策を準備することや、その際に専門家の意見等を積極的に取り入れることなどが有効だと考えております。

また、変化の速い状況において強みを発揮しますO O D Aループという素早いアプローチ手法もございます。施策評価手法を検討する中で、こうしたP D C Aサイクルと併用する管理手法につきましても、関係部署と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。しっかりととした策定の中、計画の中で実際に動き始めて、その中でも不足の部分については修正をしていこうというお考えについては、よく理解いたしました。

それと、第7次総合計画で示されている個別の5項目についてお伺いいたします。

まず、地域防災対策の充実のところですけれども、第6次総合計画では地域防災力の向上の地区防災計画の策定率や、自主防災組織の訓練の実施が共に評価がCだったわけですね。このCだった部分、この第7次総合計画ではどのように進捗管理をしていくのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

地区防災計画の策定は、令和7年度末までに未策定地区について完了を目指しているところでございます。この地区防災計画について策定することがゴールではなく、策定した計画を基に各地区での練習を重ねまして、都度内容を見直し、繰り返して、よい機能計画につくり上げていくことが大切になります。計画を磨きあげることが重要と捉えておりますので、全地区においてこの辺りの理解を高めていきたいと考えているところです。

一方、自主防災訓練の訓練実施率については、前期の地区防災計画の策定数に比例するところがございますので、今後練習の実施率を高めていくためにも、その手法として助言したいと思っております。例えば、自分の地区だけでの練習を実施するのが負担が大きいところは、近隣の地区同士で助け合いながら合同練習をするとか、あとは人が集まりにくいという課題のと

ころは、地元のお祭り等集まる機会と合わせて、地域ぐるみの活動を支援していけたらいいなというようなことを考えております。

地区防災計画はつくるだけじゃなく実施改善が大切になっておりますので、この辺の啓発を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。今、部長の力強い、計画自体がゴールではないという力強い御答弁をいただきました。全くそのとおりだと私も思います。

東京都なんすけども、東京都では、防災行動を実践する家庭を増やすという戦略を実施しているそうです。家庭における日常備蓄、家族会議、マイ・タイムラインの作成、防災マップ等の確認、このうちどれかいずれかでも、1つでも実施することで実施率を向上させる。防災が日常のこととして認識していくように取り組んでいるのが東京都ということでした。

全てやるんじゃなくて、このうちの1個でもいいんだよということで、日常の行動とすると。阿見町でも、東京都のような、この地域防災力向上のための家庭からでも始めるなどを検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

議員が今御説明いただいた東京都政の計画すけども、2030年に向けた施策目標となっておりまして、防災行動を実施する家庭を増やすということが目標になっております。平時からの行動として、食料等の備蓄や家族の安否確認方法、集合場所を決める等の具体的な内容が示してあり、この目標を家庭ぐるみで実践することを達成目標としております。2030年までに90%と掲げているところです。

御指摘いただいた阿見町の件ですが、防災が日常のことと認識いただくためにも、取組について非常に有意義なことと考えております。当町でも、自助・共助の大切さを日頃から防災活動の中で訴えており、マイ・タイムラインの作成については、町内の土砂災害警戒区域の地区に対して、避難訓練を通して作成を働きかけているところでございます。

今後もこのような家庭でできる取組の例を参考にいたしまして、より一層の地域防災の重要性を啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

次、今年も台風が発生しまして、全国で大きな被害が出ています。阿見町にも、過去に水害

があった箇所がありましたけれども、今回、阿見町に被害があったのか。また、過去に水害があった箇所の対応はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

当町における今年の台風被害状況は、8月16日から17日にかけて、関東地方に接近した台風7号によるものがありました。これにより大雨暴風警報の発令が予想されたため、町の災害対策本部を開催いたしました。避難所も3か所を開設しまして、町内の被害状況といたしましては、人的被害は幸いにもございませんでした。物的被害については、倒木が7件ありました。しかしながら、この影響による停電、通行止めは起きてございません。

開設した3か所の避難所には8世帯12名の避難者が集まりましたが、冠水や浸水等の発生はございませんでした。翌朝になりまして避難者全員が帰宅した状況になります。

また、過去に水害が起きた箇所の対応といたしまして、道路への冠水対策は、大雨が降る前に重点的に道路排水状況の目視パトロールを実施し、排水の支障がないかを確認し、落ち葉等が排水口に詰まっている場合には事前に対処したところでございます。

また、過去に大規模な道路冠水の起きたところには、事前に大雨冠水注意の立て看版を表示しておりますので、日頃から注意啓発活動を進めております。

町内の土砂災害警戒区域についても、大雨の前段階で職員による巡回パトロールを行って、事前に状況を確認しながら注意喚起を進めてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、地域防災の最後の質問になります。

8月の全員協議会でも御案内いただいたんですけども、交通安全プログラム対策の中で大雨によって冠水したところがありますよというので、整理番号0367、阿見第二小学校付近の対策について。これについて実施したかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

冠水する交差点から少し離れた場所で、冠水の原因と思われる不具合箇所が発見されたため、令和3年12月に改修工事を行っております。その後、現場付近の観察を続けていますが、交差点の冠水は確認されておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。素早い対応をしていただいてありがとうございます。全員協議会のときに気になったのが実施内容で、対応が難しいため児童への注意喚起をしていただくことで対策済みとするというふうに書かれていたので、何かこれ、やってないんだろうなと思ったんで、ちょっと質問させていただきましたけども、今部長の答弁で、箇所を発見し修繕していただいたということですので、安心いたしました。

続いて、4番目の火災・救急に対する体制づくりですけども、まず阿見町の令和5年度の救急出動件数は、昨年度より323件多い2,921件となっています。この令和5年度の数字というのを、令和3年度と比較するとさらに918件も多くなっているわけですね。この出動件数が多い理由は何なんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

ただし、執行部各位に申し上げます。質問に対しては簡明に答弁されるよう、よろしくお願ひします。

危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

平成30年までは、救急出場件数は年々増加傾向にありましたが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や、不要不急の外出自粛といった行動の変容により、急病、交通事故及び一般負傷の減少につながったと考えられます。

また、令和5年5月8日からは新型コロナウイルス感染症が2類相当の感染症から5類感染症へ移行され、人の行動範囲の拡大により救急件数の増加につながったものと推測されます。

他の要因としましては、1つは高齢者の傷病者の増加、もう1つは緊急性が低いと思われる傷病者の増加、3番として熱中症の傷病者の増加等が挙げられます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

茨城県の全国に先駆けた対策として、この救急出動に対して、救急車の有料化というのを都道府県で初めて茨城県が打ち出したわけです。この救急車の有料化という制度はどういう制度なのか、また7,700円を徴収するよというふうに言われていますけども、この根拠についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） 危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

茨城県は、救急車の適正利用を促すため、県内大病院に救急車で搬送されても、緊急性が認められなかった場合、病院が患者から7,700円以上を徴収する運用としています。これが12月

から始まる方針を明らかにいたしました。

具体的には、今年の12月から、茨城県内200床以上の23の大病院に救急車で搬送され、緊急性が認められない場合、病院が選定療養費という名目で患者から7,700円以上を徴収する方針です。選定療養費とは、患者が紹介状なしに大病院を受診した場合に徴収されるもので、現在は救急車で搬送された場合は一律に徴収の対象外になっていますが、今年の12月からこの運用を始めるということです。

今後、県と医療機関などが協議して、緊急性を認めるかどうかについて統一な基準をつくることとしております。また、この救急車の有料化について、阿見町から県への要望提出はしていませんが、選定療養費を徴収することで、本当に急を要する方が救急車の要請に躊躇することがないようにすることが大前提だと思います。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

結局、救急車のタクシー化ということが問題になって、知事は7,700円で、緊急性が少なければ、低ければ徴収するよということを、12月1日からやるということですね。それで、町民の皆さんに対しては周知をしていくよということですね。

先ほどの救急出動のところなんですけども、約3,000件阿見町は出動件数があったわけですが、実は、稲敷広域消防本部管内の自治体で見ると、阿見町は少ないんですよね。出動率というか、すごく低いんですよね。その低い阿見町において、7,700円取られちゃうのかと思ったときに119番通報を手控えちゃうんじゃないかという懸念があるわけですね。

そうすると、病気の進行を抑えられず遅らせてしまったりとか、今回の熱中症で、早く案内してくれたらもっとよかったですのにということが結構あったわけですが、そういうことがないようになるために、どっちみちお金かかるんだったら、民間の救急搬送業者でもいいじゃんというような感じで、安易に救急車を呼ばないみたいになんて困るわけですね。

町民の安心安全、生命を守るために、119は取りあえず同じようにやってほしいわけですが、その辺について、民間救急搬送業者への振替とか案内も検討する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、それについてはいかがですかね。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

大量の出血であるとか、意識を失ったり、けいれんが発生したりとか、明らかに重症な状態の場合は迷わず救急車を要請していただき、救急車を呼ぶかどうか迷った際には、#7119、または#8000番、または、消防庁の住民の緊急度を判定し支援する救急アプリのQ助等を利用し

ていただきたいと思っております。

民間救急サービスは、転院や退院をはじめ、希望病院への入院や遠方への搬送、一時帰宅や外出、旅行での車両等を有料にて利用できますが、今後民間救急の利用については調査・研究して、町民への周知を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、地域医療のほうに移ります。

二次救急医療体制として、3か所の総合病院による輪番制、小児の4か所の総合病院というふうに言われていますけども、これはどこの病院のことを言わされているんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

二次救急医療体制としての輪番制は、土浦協同病院、それから東京医科大学茨城医療センター、それと霞ヶ浦医療センターの3か所の総合病院で実施されております。小児の輪番制につきましては、東京医科大学茨城医療センター、それから、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院、それから龍ヶ崎済生会病院の4か所の総合病院で実施されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時15分といたします。

午後 2時1分休憩

午後 2時15分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 地域医療体制について、続きを質問いたします。

まず、令和5年度の評価シートで、地域医療体制の充実の普及を図ったかということで、その目標3,500人に対して実績が1,830人ということで、達成率は52.3%。評価としてはCという形になっているわけですね。かかりつけ医の啓発が進まなかつた要因は何なのかとお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

かかりつけ医の啓発、これを進めてきたわけですけれども、その啓発の計画では、赤ちゃん

訪問、それから乳幼児健診、それから健診結果説明会、さわやかフェア、それから地区での健康教育等での実施を予定しておりました。しかしながら、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で計画どおり実施できなかったことがあったため、目標達成とはなっておりません。

次年度、令和5年度の実績では、さわやかフェアが再開できたことなどにより、2,068人と、少しではありますけれども増加をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。少しずつ啓発が進んでいくということで、うれしく思います。

それでは、交通安全対策についてお伺いをいたします。

令和5年度、阿見町については事故が多発しましたけれども、4件の死亡事故になってしまいました。これの原因と、その後どのような対策、予防策を取ったのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

原因については明確に公表されておりませんので、事故の概要をお伝えさせていただきます。

4件のうち、交差点で起こった事故が2件、あとは横断歩道中が1件、あとは車の対面の正面衝突、計4件になります。

対応といたしましては、場所によっては防犯カメラをつけたり、あとは以前から薄暮や夜間の走行するために注意喚起としまして、靴のかかとに貼る反射鏡等を配っております。そういうものをキャンペーンで配ったりしております。

あわせまして、ふだんからの行動としまして、シルバークラブとか各種団体の総会等に出向きまして、この安全対策の啓発を行っております。今年度は町内での死亡事故は1件も発生しておりませんので、引き続きキャンペーン等を行いながら、交通安全の啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それでは、自転車用のヘルメットを、条例によって着用を推進している都道府県市町村が増えているわけです。茨城県や阿見町の取組について、どのようななっているかお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

町では牛久警察署をはじめ、交通安全協会等との協力で取り組んでおるところでございます。

例えば、中学校の児童生徒には自転車を使用しての交通安全教室のときに、ヘルメットの着用を指導しております。幼稚園・保育所、幼児には自転車に乗るときにヘルメットをかぶりますようというお話をしながら、シルバークラブや地区の公民館で行う交通安全教室にも出向きますして、自転車用のヘルメットの着用を推奨しているところでございます。

また、各種街頭キャンペーンや広報あみへの掲載などに啓発を進めながら、町民へのヘルメット着用の推進に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

愛媛県では、教育委員会が主導して、県内の全高校で自転車通学時のヘルメット着用を義務化しています。努力義務じゃなくて義務化してしまったわけですね、条例によって。これによって全国で一番、着用率が上がったということなんんですけども、今、条例について云々ありましたけれども、阿見町での着用義務化の条例を制定すべきじゃないかと思うんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

自転車ヘルメットの着用推進については、道路交通法の改正前から条例により着用努力義務を定めている自治体がございましたが、昨年度の道路交通法の改正により、条例によらなくても、高校生も含め自転車に乗る全ての人に対してヘルメット着用が努力義務になりました。

当町では条例化はしておりませんが、小中学校等の交通安全教室や広報あみにて啓発しているほか、牛久警察署とともに街頭キャンペーンなどで、ヘルメット着用が努力義務になったことを知らせるチラシの配布などにより、着用を推奨する啓発活動を行っておりますので、これらの活動を継続して、ヘルメット着用の普及を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） これは努力義務でも、義務化であっても、結果的に事故が減って、頭部が大体6割がをするというふうに出てるわけですから、そのためのヘルメットなので、どういう手法であったとしても、結果がいいほうに向かっていかれるということなんでしょう。それも含めて、義務化、愛媛県のようにやられたらいいなと私も思いますので、今後もお願いしたいと思っております。

あと、自転車通学をしている生徒の購入補助金、よく予算でも決算でも出てきますけれども、この通学をしている生徒の購入補助金は、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

町では自転車通学を行う中学生生徒には、ヘルメット購入の補助金として一人当たり1,050円の補助をしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、最後5つ目の対策の犯罪のないまちづくりについてお伺いをいたします。

防犯活動支援団体が、令和4年度42団体から40団体になりました。減ってしまったわけです。第6次総合計画の目標が66団体でしたけれども、団体は67になってるわけですけども、第7次総合計画の目標は何団体にするのか。どう未設置の行政区に対して設置をアプローチしていくのか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 御質問にお答えさせていただきます。

小学校の閉校や児童の減少によりまして、防犯に関する団体の活動が休止になったり、団体が2団体から1団体に統合するなど、各種団体が減少している傾向にはございます。また、児童が減少する地域においては、児童を中心とする防犯活動に対しては、組織の継続が難しくなったりしているケースもございます。

そういう中、阿見町第7次総合計画において、特に数値目標を定めておりませんが、地域防犯活動組織があることは、地域防犯力の強化につながると考えておりますので、昨年度に引き続き、今年度も広報あみ等の団体結成についての支援内容を掲載しながら、組織設置の推奨をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それと、阿見町の最近の刑法犯認知件数について、どのような数字になっているか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

当町における刑法犯認知件数については、推移の傾向が把握しやすいように5年ごとに申し上げますと、平成20年が715件、平成25年が690件、平成30年が426件、令和5年が344件となっております。

なお、令和4年は、コロナ禍による活動制限の影響と思われ、266件まで減少しております。

たが、コロナの活動制限解除後は全国的に増加傾向となっております。

以上であります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 今課長言われたように、第7次総合計画を策定したときには、全国的にも阿見町もダウントレンド、犯罪認知件数についてはダウントレンドをしていたわけです。ただ、全国も阿見町も令和4年から令和5年にかけて上がっているんですよね。ですから、第7次総合計画を見ちゃうと犯罪はないんだなと思いがちなんですが、実は上がっていることがあります。

そうした中で、阿見町に犯罪被害者等基本法に基づいて、犯罪被害者等支援を目的とする条例を制定しているかどうか、していないのであれば制定すべきではないかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

県内の状況ですが、令和5年度において犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定しているのが6市町村、条例による見舞金等の支給件数はゼロ件、全市町村での相談受付件数は2件という状況でございますが、全国的に支援のための条例を策定する自治体が増えているところでもございます。今後、策定について検討していきたいと考えております。

なお、当町では、牛久市とともに牛久地区被害者支援連絡協議会を構成しております、昨年度は牛久駅において、早朝キャンペーンを実施し、今年度は町内の商業施設においてキャンペーンを予定しております。被害者支援の理解を深める啓発も進めている状況ですので、今後とも継続してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 条例を制定しているところが、1,741団体に対して606団体が条例等を制定しています。今部長もおっしゃったように、計画についてはゼロという形で……。水戸はあったと思うんですけど。あとは見舞金と貸付金についてもなかなかないということなんですけども、それを導入するお考えが、条例とともに検討するよということなんですが、3つですよね。あ、3つじゃないですね。条例ができれば計画は要らないわけですから。

もう一度お尋ねしますけれども、これは基本法によって、自治体は条例を制定しなさいというふうに国から言われているんですよね。そこで再度なんですが、条例の制定と見舞金・貸付金制度の導入をさらに推し進めていただくような形は取れないかどうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

全国的な傾向として、条例制定の流れになっておりますので、そちらを今後検討していきたいと考えております。あわせまして、被害者支援等施策に関する計画についても、同じく検討していきたいと思っております。見舞金・貸付金制度については、その条例につける必要がございますので、導入について検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。前向きな御答弁ありがとうございます。

先ほどから、今回第7次総合計画がスタートするに当たって、特に第7次総合計画の目標の中で、生命・財産については、もうAしかないんだよ、ですよね、という確認が取れました。5項目についてもそれぞれの部署で進めていただいていることを確認しました。

阿見町は、来年の国勢調査をもって、令和8年、令和9年に市になる覚悟を持って、いろんな町民、市民を助けていく、守っていくということは、もう至上命令になりますので、第7次総合計画がしっかりとスタートしたということを確認しましたので、より進めていただくということをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで13番栗原宜行君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時30分散会

第 4 号

[9 月 13 日]

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和6年9月13日（第4日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	立 原 秀 一	君
町 長 公 室 長	井 上 稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
行政経営課長	黒岩孝君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	村上馨君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
健康づくり課長	山崎由紀子君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
生涯学習課長	野口和之君
中央公民館長	飯塚洋一君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和 6 年第 3 回阿見町議会定例会

議事日程第 4 号

令和 6 年 9 月 13 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和6年第3回定例会

一般質問3日目（令和6年9月13日）

発言者	質問の趣旨	答弁者
1. 栗田 敏昌	1. 自転車用ヘルメットの着用推進について 2. 阿見町総合運動公園の環境整備について	町長 教育長
2. 武藤 次男	1. 移動販売について 2. 自主防災組織について	町長 町長
3. 海野 隆	1. 皮膚科診療所の誘致について 2. 人事院勧告に伴う措置について 3. 第7次総合計画（豊かな文化の継承と文化財の活用）について 4. 防音・完全個室のテレワークスペースの整備について	町長 町長 町長・教育長 町長
4. 篠田 聰	1. 「まい・あみ・まつり」を通じた住民交流の促進について	町長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、10番栗田敏昌君の一般質問を行います。

10番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。

〔10番栗田敏昌君登壇〕

○10番（栗田敏昌君） 皆さん、おはようございます。本日一般質問3日目、皆さんお疲れのところではございますが、本日も張り切ってまいりたいと思いますので、皆さんお付き合いのほどよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

本日、僕は大項目2項目あるうちの1つ目、自転車用ヘルメットの着用推進について。

令和5年度から道路交通法第63条の11が改正され、第1項では、自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない、第2項では、自転車の運転者は他人を当該自転

車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない、第3項では、児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児が自転車を運転するときは、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと規定しております。

このような状況の下、昨年度から自転車に乗っている人でヘルメットをかぶっている人が急増しているように見受けられますが、最近ではその伸びが鈍っているのではないかなど感じております。阿見町では、昨日、栗原議員の質問の中の部長答弁でもありましたように、自転車通学をしている中学生へのヘルメットの購入費補助、また令和元年には飲酒運転根絶のまちを宣言し、交通安全に関して大変熱心に取り組まれていると思います。

つきましては、自転車に乗る人の交通安全に関して、より一層推進をお願いしたいと思いますので、次のことについて質問させていただきます。

1点目、令和5年4月1日施行の改正道路交通法の改正前と改正後の主な変更点をお聞きします。

2点目、町内で発生した自転車が関係した交通事故の発生状況を伺います。

3点目、町では、自転車用ヘルメットの着用推進をどのように進めているか。

4点目、自転車用ヘルメットの着用を推進するために、購入費の補助を行うのはいかがでしょうか。

5点目、購入費の補助を行う場合、対象者や補助内容はどのようにすべきとお考えでしょうか。

以上、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

栗田議員の自転車用ヘルメットの着用推進についての質問にお答えいたします。

1点目の、道路交通法の改正前と改正後の主な変更点についてであります。

道路交通法の改正前では、児童または幼児を自転車に乗せるときはヘルメットを着用させることが保護者の努力義務となっていましたが、改正後では、ヘルメットを着用することは自転車に乗る全ての人の努力義務になったということが主な変更点であります。

2点目の、町内で発生した自転車が関係した交通事故の発生状況についてであります。

令和3年から令和5年までの町内の交通事故の発生件数と自転車が関係した事故件数及びその割合は、令和3年が102件に対し11件で約11%、令和4年が120件に対し24件で約20%、令和

5年が112件に対し18件で約16%となっています。

3点目の、町では自転車用ヘルメットの着用推進をどのように進めているかについてあります。

小中学校においては、町交通安全教化員が牛久警察署、交通安全協会阿見支部、町交通安全母の会と協力しながら、自転車を使用した交通安全教室を毎年4月から開催しております。令和5年度は28回開催し、参加者2,003人となっており、その中でヘルメットの着用を指導しております。また、全ての中学校では自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用を義務づけております。そのほか、春の全国交通安全運動など街頭キャンペーンにおいて、啓発品とともに自転車のヘルメット着用を促進するチラシを配布するとともに、広報あみに自転車のヘルメット着用が努力義務になったことを掲載するなど、ヘルメット着用義務の周知を図る取組を進めております。

4点目の、自転車用ヘルメットの着用を推進するために購入費の補助を行うこと及び5点目の購入費の補助を行う場合、対象者や補助内容はどのようにすべきかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えします。

当町では、法改正前から自転車通学をしている生徒に対し、1人当たり1,050円のヘルメット購入費補助を行っておりますが、法改正によりヘルメットを着用することは自転車に乗る全ての人の努力義務となったことから、一般の方々に対しても購入費の補助を行う市区町村が増えております。対象者や補助内容は各市区町村で様々ですが、対象者の年齢制限を18歳未満や65歳以上とするところがあり、また補助率については2分の1、補助上限額は2,000円という条件が多く見受けられます。自転車用ヘルメットの購入費の補助については、先行市区町村の成果等を勘案し、実施の方向で前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 御答弁ありがとうございました。

最後に町長から実施の方向で検討してまいりますと大変前向きなお言葉をいただきました。意向を御理解していただいたものとして大変感謝申し上げます。再質問はございません。ぜひ自転車の交通安全を町として推進するために、できれば全ての町民を対象として補助していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

これで1つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） それでは、2項目の質問に入らせていただきます。

2点目は、阿見町総合運動公園の環境整備についてです。

こちら阿見町総合運動公園は、利用者や散歩している方々やスポーツフェスタなどの町のイベント、そして町外の方から、特に4面の球場は本当に珍しいところなので、小学校の特に団体からとても喜ばれております。そして、すごく利用されております。コロナ前にだんだん戻りつつ、にぎわいも取り戻してきているのかなと感じております。その中から利用者団体からも様々な声をいただいておりますので、次の項目について質問させていただきます。

1つ目、現状で把握している主な修繕工事について伺います。

2点目、利用者、利用団体の方々に環境整備についてのアンケートなどを実施した経緯はありますか。

3点目、今後予定している環境整備に向けた工事はありますか。

以上について御質問いたします。よろしく願います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、栗田議員の阿見町総合運動公園の環境整備についての質問にお答えします。

1点目の、現状で把握している主な修繕工事について、及び3点目の今後予定している環境整備に向けた工事はありますかにつきましては、関連しておりますので一括でお答えします。

総合運動公園内の建築物や設備については、中長期保全計画に基づき改修工事を順次行っております。近年では、平成30年度に陸上競技場スタンドの改修工事を行っており、今後は、クラブハウスの屋根・外壁・設備や総合運動公園内キュービクル・浄化槽の設備、野球場スタンド外壁防水の改修工事を予定しております。また、中長期保全計画外の工事として、野球場ナイター照明の改修工事も来年度以降、実施予定です。その他の修繕についても、グラウンドや各コートの劣化や破損の程度を見ながら順次対応してまいります。

2点目の、利用者、利用団体の方々に環境整備についてのアンケートなどを実施した経緯はありますかについてであります。

これまで平成30年度に陸上競技場スタンドなどの大規模な改修工事を行った際、利用者の御意見を聞くためにアンケートを行ったところであり、案内看板が欲しいという御意見が寄せられ、令和2年・3年度に案内看板を設置いたしました。引き続き、日常の利用の際にも御意見をいただき、今後の総合運動公園の環境整備に活用してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 御答弁ありがとうございました。

では、1点目と3点目が関連していますので、そちらについての再質問をさせていただきます。

まず、ナイター照明の改修工事について、来年度以降実施予定ですと伺いますが、こちらはどのような計画で進めていくのか、そして、今、多分、水銀灯だと思うんですよね、そちらのほうも併せて伺えればと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

野球場ナイター照明の改修工事につきましてですが、照明のLED化が主な内容となります。ただいま議員がおっしゃられましたとおり、現在は水銀灯、白熱灯の照明でございますが、これが生産終了となりますので、その改修が必要となるための工事でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） そのナイター照明でLED化で進めていくと思うんですが、ここがまだ分からぬと思うんですが、仮にナイター料金とあって変わったりするんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

今のところ、ナイター照明の照明がLED化されることによって料金の改定というところは、現在のところは考えてございません。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） ナイター料金は、結構やっぱり利用するにも料金がかかるので、改修工事などがあるのでお金がかかるので改修したいと思うんですが、利用者団体の方々が利用しやすいような環境を整えていっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そして、先ほど最後に教育長答弁の中で、引き続き日常の利用の際にも御意見をいただき、今後の環境整備に活用してまいりますとございますが、実際、僕がいろんなところじゃないですけど、伺ってきて御意見があるので、もし、同じ内容があるならあれなんんですけど、そちらについてちょっと何点か伺いたいと思います。

まず、1つはB、Cの球場と多目的広場の間にトイレを設置してほしいという声とかあるんですが、そちらについては声が届いていたりしますでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

具体的にB、C球場の間のトイレということでございますけども、具体的な要望としては届いておりますけれども。一応、B、C球場の間のトイレにつきましては、トイレを設置するた

めの十分なスペースがないことや建設にも多額の費用がかかると見込まれるために、現在のところ設置は困難であると考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 確かにメインのところのトイレと、公園のほうにもトイレはありますので、現にそこがあふれてそこも使いきれないぐらいあるんだったら、もっと声を大にして届けてもいいのかなと思うんですが、現時点ではそちらはほかの場所でも利用できると思いますので、引き続き検討のほうはよろしくお願ひしたいと思います。

続いてですけど、B球場って道路側の球場になるんですけど、そちらの球場の排水がどうしても、雨が降っちゃうとやっぱり水がぬかるんで、やっぱり土日とか、特に週末雨降って土日使えないとなって、次スライドになっちゃうとよく聞いているんですが、その排水整備についてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

B球場の排水につきましては、改善を図るために集水浸透ますの設置と、側溝の清掃を今年度の5月に行っております。現場の管理人からは一定の改善が見られたという報告も上がってございます。今年度中にもう一度、側溝清掃を行いまして、さらなる改善を図れるように検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

そして、修繕の中にも、ソフト面とハード面、設備についてもあると思うんです。例えば、僕、今、6月時点でとってきた写真なんんですけど、例えば、フェンスのところ、ここ破けている。これは恐らく脚立とかで引っかければできて、補強すれば多分また元に戻ると思うんですよ。これ多分ソフト面だと思うんですよ、すぐ改善できる作業だと思います。直っているかまだ分かりませんが、取りあえず。

続いて、真ん中の駐車場からB、C球場に入るところの側溝の蓋なんんですけど、こちら今6月時点でなんんですけど、ワイヤーが見えているんですよね。欠けていてワイヤーが見えているぐらい傷んでいるので、こちらの芝とかを刈るときに、多分重機じゃないですけど通ると思うんで、この改善は、既存は決まっているんで、蓋を購入して置くだけの作業だと思うので、そんなにだと思うんです、これもソフト面だと思いますので改善のほうを、もしできていればあれですけど、よろしくお願ひいたします。

続いてB、特に今回はBとCの球場の声をちょっと届けたいなと思いまして、B、Cのベンチなんんですけど、見られるかちょっと分からないですけど、劣化し始めて、やっぱさびが出てきて剥離しているんですよね。昨日、紙井議員の質問の中でもあったように、日常の点検ですか、この日々の点検、管理者もいると思いますし、役場の職員、僕たちもそうなんんですけど、目に見て分かる点検なんかは。次を見ると、この穴、空いちゃうんですよね。点検後、点検しようがないで穴が空いちゃうぐらいだと、もう補修が効かなくなってしまうんですよね。こっちみたいに上ってあんまり痛まないんですよね、屋根の。根本のほうってやっぱり雨が、水は下に落ちてくるので、どうしてもやっぱり根本のほうは傷みやすいので、穴空いちゃうと補修するのにもちょっとまた手間かかるちゃうんで、こうなる前に補修とかはしていただきたいと思うんですが、そちらの日々の点検なども含めて伺いたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

ただいま議員のほうから、運動公園、特に野球場について不具合がたくさん御指摘いただきました。運動公園の現場管理につきましては、委託業者が常駐して毎日おりますので、日々目視により点検を行っているところでございます。できるところからもちろん直していくという対応をしているんですけども、例えばですけれども、B、C球場の入り口の側溝の蓋という指摘事項もありましたけれども、そこにつきましては、現在ベニヤ板や人工芝を破損している側溝蓋の上に置きまして対応してございます。秋のイベント終了後には、破損していない側溝蓋との交換を行うとか、計画的に順次優先順位を決めて直していくという対応は現場管理者とよく相談しながら対応しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　ありがとうございます。蓋とか、そうですね、あと塗装工事になってしまふと、さつきみたいにメーター数とか、ベンチとかもやっぱり同じように塗らないといけないので、今、生の木の状態で雨を含んでしまうので、やっぱり塗ったほうが維持もできると思いますので、塗装工事とか何かはメーターが広がっちゃうからその時期とかお金もかかってしまうと思うんですが、できるところはやっていただいて、そういうところも計画的に進めなければと思います。

B、Cで一番声が多かった少年野球の方々とかですけど、散水設備がないんですよね、グラウンドに。スプリンクラーじゃないんですけど、水をまく環境が整っていない。今、手洗いの普通の蛇口からホースを延ばして水を行うんですけども、夏の時期なんかはもうやってもどうにもなんないんですよね。ほこりでちょっとタイムかかったりとか、おとといの小川議員ではな

いですけど、屋内の環境もあるんですけど、屋外もやっぱり環境を整えないといけないと思います。そちら散水の設備についてはいかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えいたします。

野球場の散水設備についての御指摘でございますけれども、B、C球場のほうには今言われたように散水等の設備は設置してございません。町民球場につきましては、マウンドのところにちょっと散水設置をしてありますので、そういった設備を町民球場にあるような設備を参考にしながら、B、C球場のほうにもどのような方法がとれれば散水設備ができるかということを検討していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君）　町民球場、メインとサブのほうですよね。メインのサブのほうに関しては、スタンドのところの防水工事もやっていただきて下の部屋も雨漏りなくなったという声も伺っておりますので、工事をしていて声が届いているなというふうにも感じますので、こういった声もまだ引き続きあります。先ほど答弁でもありましたように、引き続き日常の声って多分必要だと思うんですよね。そのほかにも、協議会とか年末とか年度初めに集会とかあると思うので、そういったときにちょっと聞くだけでも違うと思うんですよね。僕、これ毎日ずっと聞いてるわけじゃなくて、利用するときもあるので、そのときに聞いて、今後このくらいの声がすぐ届いてしまう、陸上のほうへ行けば陸上のほう、テニスコートのほうへ行けばテニスコートのほう、様々な声を伺っております。今回はここが特にメインで考えていただければなと思いました今回質問させていただきました。

このように、どんどんどんどん問題は起きると思って、限られた財政の中でやっていく中でですけど、利用者、利用団体が利用しやすいような環境を整えていただきたいことを切に願い、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで10番栗田敏昌君の質問を終わります。

次に、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

[7番武藤次男君登壇]

○7番（武藤次男君）　おはようございます。

本日、私、議員になりましてから2回目の一般質問、こちらのほうをさせていただきます。

今、私ども阿見町につきましては、15歳までの方々が12.4%、そして15歳から64歳までの方が59.9%、そして65歳以上の方が27.7%と、こういう年代比率になっております。こちらのほうの約4分の1を超える65歳以上の方々、こういった方々は、免許の返納ですか、そういう

たことも含めまして、私が前回質問させていただきました、いわゆる交通弱者、そういうふうなチャンネルの部分、そして今回、私一般質問させていただきたいのは、その交通弱者、そちらの中に含まれると思われるいわゆる買物弱者、こういった方々に対するケアというふうなことで、今現在、町のほうとしましては移動販売を実践されていると、そのような形で思っておりますが、こちらの移動販売につきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

移動販売、こちらのほうにつきまして、町内の公共交通が不便な地域など、買物が不便な地域住民を支援する高齢者買物支援（移動スーパー）の今後についてお伺いします。

- ①、移動販売の目的、こちらのほうは何でしょうか。
- ②、これまでどのような停留所を決定してきたのでしょうか。
- ③、今後この事業をどう継続していくのでしょうか。

以上3点につきまして、御返答いただければとそのように思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　武藤議員の移動販売についての質問にお答えいたします。

1点目の、移動販売の目的は何かについてであります。

歩いて行ける範囲に食料品等の日常生活必需品を販売する店舗がなく、また、自家用車がないなど移動手段がないため、買物が日常的に困難な高齢者に対し、事業者と連携し支援を行うことで、福祉の向上を図ることを目的とするものであります。

2点目の、これまでどのように停留所を決定してきたかについてであります。

停留所は行政区の区長から移動販売車停留希望書を町に提出していただき、その後、事業者が現地を確認し、販売に支障がなければ、運行ルートを町と協議して決めております。なお、事業者から運行ルートの見直しに関する要望が出された場合には、町として行政区の区長と協議した上で、運行ルートの見直しや停留箇所の変更を行っております。

3点目の、今後この事業をどう継続していくのかについてであります。

現在、事業者が移動販売車2台により販売を行っておりますが、町といたしましては、事業者の販売実績を基に、より多くの高齢者の方々に御利用いただけるよう運行ルートを定期的に見直し、事業を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君）　町長、御返答ありがとうございました。

それでは、再質問、こちらのほうをさせていただきます。

今、停留所になっている場所につきましては、週当たり複数回販売しているところもあるようですが、この決め方はどのようにになっているのでしょうか。こちらのほうにつきまして、お教えいただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

販売実績を基に事業者と町で協議しまして、行政区の区長に相談をした上で決めております。なお、見直しで販売回数が減となる停留箇所もございます。どうしても移動販売車が回れる箇所は限られているため、新たな停留要望がありましたら、必然的に回れなくなる停留箇所が出てまいります。より多くの高齢者の皆様に御利用いただくため、やむなく利用者数が少ない停留箇所から販売回数の減や中止をさせていただく場合がございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） その場合につきまして、販売を中止をさせていただく場合がありますと。この場合のときに、その告知についてどのような余裕、タイミング、アローワンス、こちらのほうを持ちながらやっている部分なんでしょうか。お教えていただければ助かります。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） お答えいたします。

告知のタイミングというものは、定期的に見直しを行っておりますが、その見直しを行う過程で行政区の区長等に相談したときが告知ということで考えさせていただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。ということは、その旨、突然に廃止ではなくて、このような形でこういうふうな形になっていくけれどもということは区長のほうには連絡をいただいていると、突然来なくなるわけではないよと、そういったことでよろしいのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） お答えいたします。

はい、あくまでも行政区の区長と相談した上で決定をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、再質問2つ目させていただきます。

この事業は、高齢者だけではなく、買物が不便な地域の住民にとっても、とても有効な事業だと思います。年齢を問わず多くの住民に利用していただくため、今以上の周知、こちらのほうをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

これまで主に行政区への回覧、それからホームページでの周知をしておりましたが、今後は、あみメールやLINEでの定期的な配信や公共施設へのチラシの設置などを行いまして、1人でも多くの方に御利用していただけるよう周知をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。ぜひ、今現在こういったすばらしい施策でございますので、よりたくさんの方に周知いただき、そして利用していただけるような、そういう善後策を広めて使っていただきまして、どんどんとこの事業を広げていただければと、そのように思います。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 続きまして、今回、通告済みであります自主防災組織につきまして、こちらのほうの質問をさせていただければと思います。

昨今、今年の1月1日の能登半島地震ですか、最近台風10号の被害、こういったものを見るに当たりまして、本当に防災というものについての意識が今本当に皆さん高くなっている部分だと思います。我が国の防災計画につきましては、中央防災会議、これは国の方が主催して、防災基本計画、そして指定行政機関（指定公共機関）、こちらのほうによる防災業務計画、そして都道府県、市町村防災会議、こちらのほうによります地域防災計画、そしてこれが一番私たちに直結するかと思いますが、市町村の居住者、事業者、こういった方たちが中心になった地区防災計画、この一番最後の地区防災計画とは、住民自らが話し合い作成するものであり、地域防災力の向上に努めるためには、自助、共助が欠かせないが、その中心を担うのは個人の努力はもとより、行政区における自主防災組織、こちらのほうが主力になると判断いたします。

そこで、この行政区自主防災組織に対する町の指導、協力の実際について質問させていただきたいと思います。

①67行政区の自主防災組織に対してどのような指導、協力をしているのか。

②その指導の中での訓練の実施状況はどうか。

③防災物資の保存状況とその内容に対する周知はどのような状況になっているのか。

以上3点、お答えいただければ幸いです。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 自主防災組織についての質問にお答えいたします。

1点目の、67行政区の自主防災組織に対してどのような指導、協力をしているのかについてあります。

当町では、過去の大災害からの教訓として、自助・共助・公助のうち、地域のことは地域で守るという共助の意識を強化することが有効であることから、地区が主導して作成する地区防災計画の全地区における策定を目指しております。この計画の策定には、町内で防災士の資格を保有している有志から成る阿見町防災アドバイザーに御協力をいただき、防災まち歩きや防災講話等を通じて、地区防災計画の策定支援を進めております。現在までに67行政区のうち41地区において地区防災計画が策定済みであり、残りの地区に対しても早急に策定できるよう引き続き支援してまいります。

また、町民の自助力と地域コミュニティにおける共助力を高めていくため、各地区での防災訓練の企画や防災講話等による支援、区長向けの研修等を継続して実施し、自主防災組織の強化に努めてまいります。

2点目の、その指導の中で訓練の実施状況はどうかについてであります。

地区における防災訓練の実施状況については、昨年度はコロナ禍の影響で5地区にとどまりましたが、昨年度は11地区となっております。今後も防災アドバイザーの知識や経験をお借りして、より質の高い訓練になるよう努めてまいります。

また、防災危機管理課で発行する防災に特化した広報紙の「あみ防災」により、各地区の防災活動等を周知して、訓練の啓発を推進してまいります。

3点目の、防災物資の保存状況とその内容に対する周知はどのような状況かについてであります。

当町では、指定避難所19か所に防災倉庫を設置しており、地域防災計画に基づき1万2,600食の備蓄食料を確保しているほか、エアベッドや簡易テント、簡易トイレ、発電機等の資機材を備えております。各避難所の備蓄品リストは地区での訓練時において参加者に配布したり、町ホームページにも公開して町民への周知を図っております。今後も引き続き防災アドバイザーと協働して地区へ活動支援を行い、効果的な防災訓練を実施していく、地域防災力の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 町長、明確な判断、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたく思います。実は私も以前に区長の経験がありますが、自主防災組織の長として、町としては区長が適任と考えているのか。この部分をちょっとお聞かせ願いたいと、そのように思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。

○町民生活部長（竹之内英一君） 議員御質問の件につきまして、平時においては、自主防災組織の体制づくりや防災訓練など様々な場面で活動が支援できるのが区長かとは思います。しかしながら、災害発生時等の想定をいたしますと、区長1人に全ての業務が集中して負担が増えてしまうこと、そういったことから適任ではないと考えております。また、町内の全区長のうち半分以上が1年で交代する状況を鑑みますと、自主防災組織の代表も自動的に変わってしまうことになり、防災組織の継続性が低下し、地域の安全が保持できないことも懸念されますので、区長業務と兼務は望ましくないと考えているところです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、兼任は望ましくないとした場合に、どのように行政区に対しての指導を行うものなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

やはり代表を出すに当たっては地元の行政区長さんにお願いしなきやいけないという現状がございます。地域の代表としてお願いいたします。例年、自主防災組織の代表の選出を各地区に依頼する際、区長と異なる方を御推薦をお願いしているところでございます。しかしながら、地区によっては自主防災組織の代表をなかなか受けてくれる方がいないというような諸事情もございまして、やむを得ず区長兼務ということが見られる状況となっております。現状を御紹介いたしますと、全67行政区中、区長と自主防災組織の代表が別な地区は、今年度4月現在で14地区となります。今後もなるべく兼ねないような形で地元のほうの御協力をお願いしていく考えでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 御返答ありがとうございます。

それでは、この場合の適任者、そして、そういった方々はどのような資格、ポジション、こういったものが必要だとお考えでしょうか、区長でない場合に。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求める。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

適任者ということで、特に資格を必要とする業務等とは思っておりません。資格はないところなんですが、自主防災組織は町民の自主的な活動となるところでございます。地域の多くの方の意見を取りまとめる能力があり、見識がある方、防災に積極的な関心がある人であれば望ましいと思っております。また、自主防災組織の体制を上げるには時間を要することから、先ほど申し上げましたけども、1年ではなく複数年で代表を続けていただける方、こういう方の選出が望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 明確な答弁ありがとうございます。

それでは、今後、町としても行政区に対しまして、自主防災組織の会長、こういった部分、選出の場合には、そのような前提であるというふうなことを明確に今後示していきながら、今現在もされているのかも分かりませんが、明確に示していきながら、代表者、そちらのほうを選出をお願いするというふうなことでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおり、防災危機管理課といたしましても、こちらの選出をお願いするときに、改めまして区長さんと違った方をできるだけ推薦していただけるように働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。大変な重責のかかるポジションだと思いますので、やはりその行政区の中から会長以外の適任であるような、そういう方々にポジションに就いていただくということが、実際にそういった大きな災害が見込まれる今後の流れの中で肝要かと思いますので。御答弁ありがとうございました。

以上で、私のほうの質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時55分といたします。

午前10時49分休憩

午前10時55分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔14番海野隆君登壇〕

○14番（海野隆君） どうも皆さん、こんにちは。れいわ新選組の海野隆でございます。

今日の新聞を見ますと、一面全面に自民党総裁選挙ということで、新しい実質的には総理大臣、自民党の総裁を決めるということで報道されておりました。もともと、なぜ今、自民党の総裁選挙が行われているかというと、これ裏金問題、政治とお金の関係で国民の不信を買った岸田総理が辞職して、それでもって今新しく自民党の総裁選が行われていると、こういう状況の中なんですけれども、まだ岸田首相は任期があります。

今非常に物価高が起きています。そういう中で非常に厳しい苦しい生活を送っている国民という方はたくさんおります。私もこの間、町内の生活保護を受けている方々、あるいは苦しい方々、そういう方々の相談に乗ってまいりました。その方々は、6月21日の岸田総理大臣の記者会見、ここで、秋頃には低所得者に対して給付金を支給すると、こういう約束をしましたので、このことについてはぜひとも年内というか、秋頃には給付費が支給されるように心からお祈りいたしまして、一般質問に入りたいと思います。

阿見町内は、地域中核病院の東京医科大学茨城医療センター、その他、内科や整形外科、小児科、産婦人科、眼科、心療内科、耳鼻咽喉科、精神科、歯科医院など異なる診療科の診療所があり、町民安心度が極めて高い自治体であるというふうに評価されていると思います。私事になりますけども、先日、アレルギーを発症させる植物に接触して、ひどい接触皮膚炎になってしましました。町内にある診療科があったものですから、そこに受診しようと出向きましたら閉院となっておりましてびっくりしてしまっていたんですが、元本郷地区にあった心療内科、これが開院していたと、変わっていたということで、結局、町外の皮膚科を受診することになりました。

その後、私だけのこれ経験かなと思っていて、皮膚科が欲しいなというふうに思っていたら、その後、地元の私の支持者ですけども町民の方から、海野さん何とか皮膚科を誘致しようよと。この夏、子供が皮膚疾患になって、かかろうと思っても町内にないんだと。隣の市にある皮膚科は完全予約制で3日後に来てくださいみたいなことを言われたということで熱心な相談を受けましたですから、これはぜひ阿見町に現在ない診療科、皮膚科を誘致する取組をするべきではないかと思いまして、今回の質問になりました。皮膚疾患は、幼児、子供、大人ともに日常的に罹患する病気で、町内になくなってしまったことは極めて残念です。

そこで、1、診療所の標榜科の中で、阿見町にない科は何か。

2番、皮膚科の閉院理由は何か把握しているか。

3番、皮膚科誘致のための取組をする予定はあるか。

4番、診療所開院に伴う助成金等を考慮すべきではないか、以上4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の皮膚科診療所の誘致についての質問にお答えいたします。

1点目の、診療所（クリニック）の標榜科の中で、ない科は何かについてであります。

町には、地域中核病院である東京医科大学茨城医療センターを除いて、医業については20の診療所、歯科医業については27の歯科診療所があります。標榜診療科目については、医業で単独の名称をもって診療科名とするものは内科、外科など17種類ありますが、このうち町内には皮膚科、放射線科、病理診断科など5つの診療科がありません。

2点目の、皮膚科閉院理由は何か、把握しているかについてであります。

閉院理由につきましては、把握しておりません。

3点目の、皮膚科誘致のための取組をする予定はあるかと、4点目の、診療所開院に伴う助成金等を考慮すべきではないかについては、一括してお答えいたします。

町としましては、地域の医療を確保し、安心安全なまちづくりを進めていくことはとても重要な課題であると考えておりますが、現状においては、皮膚科を含め、誘致のための取組や診療所開院に伴う助成金等を交付する予定はありません。

しかしながら、うずら野地区において令和7年4月に皮膚科診療所が開業される見込みであるとのお話を伺っており、これにより議員の御懸念については、ひとまず解消されるものと期待しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

ひとまず来年の4月ということですけれども、うずら野地区、私の地元のほうに開院されるということでよかったです。特に新住民の多い荒川本郷地区、本郷地区、ここに皮膚科が開院することは、地元住民にとっても喜びであろうと思います。

ところで、私が一般質問をしたのは、今年の3月に報道されて、これは前から、その地域にとって必要な診療科がない場合は自治体が助成を行ったりして誘致するということが行われてきました。県内で3月に、これは潮来市ですけれども、この潮来市でも診療所を開設すれば

市が最大9,000万円助成すると、小児科などについて医師不足が深刻であるという記事が載っています。これはやっぱり潮来市は阿見町と違って非常に人口が減少しておりますので、ここに若い世代を呼び込むということになると、小児科がない市町村ですと非常に困るわけです。そういうことで、私も特に皮膚科は先ほど申し上げましたけれども、老若男女いろんなステージで日常的に関わる診療科なので、ぜひこれは町としても取り組んでもいいのではないかということで、やり取りをさせていただきました。

今後も、お聞きすると、金井先生でしたか、先生はやっぱり、もしやめちゃうと阿見町に皮膚科の医院がなくなってしまうと、多分、事業承継というかな、医院を継承してくれる方々を探したのではないかと思うんですけども、場所の問題とかいろんな問題があって取りあえず閉院ということになったということで、先生の思いが実現するということでよかったです。

以上、この問題については、取りあえず私の懸念は解消したので、町民の皆さんも喜んでいいと思いますので、この問題については終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、人事院勧告に伴う措置についてお伺いしたいと思います。

この8月8日に人事院勧告が行われて、これは2024年度の国家公務員給与を引き上げるよう国会と内閣に勧告したということで、初任給を2万円程度引き上げる。それから、期末・勤勉手当を0.1か月増やして4.6か月分にするプラス勧告だったわけです。阿見町も人事院勧告に沿って給与改定を行うものだというふうに思いますけれども、今回の人事院勧告では地域手当の区分も見直しされました。地域手当は民間の賃金水準の高い地域に勤める国家公務員の給与を割り増すもので、自治体にとって職員採用、公定価格等に大きな影響を受けます。

阿見町は県南地域にあり、周辺の自治体は大半が地域手当の支給地域となっております。つくば市との比較では、つくば市が16%支給され、国家公務員ですけども、これ自治体でも支給していますね、16%、しかし阿見町はゼロでございまして、阿見町の職員もゼロ、割増しなしということになると、ほぼ同じ仕事、つくば市も、副町長はつくば市にお住まいなので大体あの地域はそんなに変わらないなと思っているところもあると思うんです。にもかかわらず、ほとんど同じ仕事をしているのに、つくば市の職員は16%高いと。

こういう差があると、やっぱり志があっても、やっぱり給与の高いほうに流れるというのはやっぱり人間として分かるなど、やむを得ないんじゃないかなと思われます。保育士も幼稚園教諭でも介護職員も、全てに影響を受けます。そこで、以下の質問をしたいと思います。

1番、地域手当は、先ほどちょっと述べましたけども、どのようになったのか。

- 2番、阿見町でも適用するのかと、その際の割増率はどのようになる予定か。
 - 3番、適用するとすればいつ頃を予定しているか。
 - 4番、会計年度任用職員にも適用となるか。
 - 5番、近隣の自治体の割増率はどのようになっているのか。
 - 6番、阿見町独自で割増率を増減することができるか。
 - 7番、土浦市・龍ヶ崎市・牛久市と同程度に引き上げる必要があると私は思うがどうかと。
- 以上7点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） それでは、海野議員の人事院勧告に伴う措置についての質問にお答えいたします。

まず初めに、つい最近に人事院勧告が行われまして、まだ決まってはおりませんけれども、この答弁書を書いた時点でのお答えということで御了承願いたいというふうに思います。

1点目の、地域手当はどのようになったのかについてであります。

人事院勧告により、級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を削減することにより大くくり化が図られ、現在市町村ごととしている級地区分の設定が都道府県を基本とするよう見直しされ、茨城県の級地区分・支給割合は5級地4%となりました。

2点目の、阿見町でも適用するのか、その際の割増率はどのようになる予定かについてであります。

当町の級地区分・支給割合は、非支給地から5級地4%となり、当町も支給対象地となりました。しかし、人事院勧告では、支給割合の引上げは段階的に行うこととされており、令和7年度の支給割合は2%とされています。当町においては、今後国の取扱いに準じた支給とするよう検討いたします。

3点目の、適用するとすればいつ頃を予定しているのかについてであります。

人事院勧告の取扱いに関する閣議決定や国の具体的な給与法改正の動向に注視しつつ、速やかに適用したいと考えております。

4点目の、会計年度任用職員にも適用するのかについてであります。

パートタイムの会計年度任用職員の報酬水準の決定に当たっては、国の事務処理マニュアルにより、常勤職員に地域手当が支給されている場合、パートタイムの会計年度任用職員についても、地域手当相当分を報酬単価に加味して支給すべきとなっておりますので、当町においても、地域手当を加味した報酬単価を設定するよう検討いたします。

5点目の、近隣自治体の割増率はどのようになっているのかについてであります。

近隣自治体における令和5年4月1日現在の支給割合は、つくば市16%、牛久市12%、土浦

市、龍ヶ崎市が10%、稲敷市、美浦村がゼロ%となっております。

6点目の、阿見町独自で割増率を増減することができるかについてであります。

地方自治法において、公共団体は条例で地域手当を支給できるとされていることから、制度上は町独自で支給することは可能ではありますが、国からの通知により、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であるとされていることから、国の基準の範囲内で支給割合を適用することが原則となります。

7点目の、土浦市・龍ヶ崎市・牛久市と同程度に引き上げる必要があると思うがどうかについてであります。

今回の勧告により当町も支給対象地となり、近隣自治体との差は縮小しましたが、いまだ格差がある状況であり、人材確保の観点からも近隣自治体との差を埋めることは有効であると考えております。しかしながら、国の基準を超えた地域手当の支給を行った場合には、当該超過支給額に応じた特別交付税の減額措置が講じられることから、町独自で支給割合を引き上げることは難しいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ありがとうございます。

それで、私は折々ブログというものを書いて、毎日大体五、六百人の人が見ているんですよ、ただ町内のはそんだけ見ているかどうかは別として。私は8月11日に、勤務地によって公務員の報酬額が大きく変わると、今回の地域手当見直し区分、阿見町4%、都道府県内は原則同一とこういう記事を書きました、8月11日。それで今日までに4,700回ぐらい見られています。大体1割ぐらいしか町内のは見てないんですけど、これはもっと少ないかもしれないけど、いずれにしても非常にこの問題について関心が高いと私は実感しました。これは毎日毎日、どの記事に何件アクセスがあるかというのが分析できますので、私はいつも見ているんですけども、この記事は特別多かった。

それで、先ほど6点目の答弁で、条例で地域手当を支給できると、こういうふうに御答弁されているんです。私もこの問題を質問するに当たって、いろいろ資料を当たりましたけども、これ執行部と同じ資料を見ていると思いますけども、令和5年1月ですから、1年ちょっと前、ここで流山市、千葉県ですね、ことそなに大きく地域性が変わるというわけではありません。流山市に監査請求というのかな、職員措置請求というのがあって、監査委員が結論をいろいろと述べて、監査請求そのものは国の基準値が6%、今現在、そこを7.3%支給しているんです。ですから、1.3%流山市が余計に出しているので、これやめなさいというものと、それから特別交付税、さっきも、私から言えばいじめみたいなもんだけれども、減額があるという

ことで、今までそういうふうに運用されてきたと。流山市も数千万円減額されていると。だから、非常に不利益があるので、これをやめなさいということの監査請求だったんです。

それに対して監査委員が調査をして、回答をつくったんですけども。そもそも先ほど条例でというふうに決めていますけども、そもそも人事院勧告も、これ国の制度ですから、それに準じて地方公務員もということなんんですけども、国の地域手当制度と同様な地域手当、地方自治体でも支給できるという根拠は地方自治法に定められているということなんんですけども、職員給与については地方公務員法に定められていると。これ、どのように定められているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えさせていただきます。

地方公務員に対します地域手当につきましては、地方自治法第204条第2項に支給根拠が示されております。普通地方公共団体は条例で地域手当を支給することができると規定されております。また、地方公務員の給与につきましては同法第204条第3項で、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないと規定され、また、地方公務員法第24条第5項では、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めると規定されております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　そうですよね。第204条の第2項、地方自治法、ここに自治体独自で決めることができる、条例で制定すれば。地域手当については、そこに書いてあるんだ、地域手当を支給すると、こういうふうに書いてあるということなんんですけども、ここを見ると、ペナルティとか、それから特別交付税を減額するとかということは一切書いてないんですよ、書いてない。にもかかわらず、国がある自治体がこれはどうしても地域手当を出さなければ、職員の待遇、あるいはその人材の確保、それから他市町村との関係で、これは、まずいというかな、としなければいけないと思ったときに、これ当然、各自治体で決めができるのに、特別交付税を減額できるという根拠は何なんですか、これ。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君）　お答えいたします。

特別交付税に関する省令によりますと、地域手当の支給総額は特別交付税の算定の一要素とされておりまして、地域手当超過額は特別交付税の控除項目であるということが今現在認められているというところでございます。

○議長（野口雅弘君）　14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これが省令でもって決めて、それを強引にというか、有無を言わせず国が勝手に減らしてくるとこういう状況だと思います。本来、国と地方自治体は対等で、しかも、地方自治法、それから地方公務員法、しっかりと位置づけられているものに対して、それを無視するかのように、地域手当、そんなに出せるなら財政豊かだねと、じゃあ減らすみたいな、そういうことを言っているというのが現状だと思いますね。

それで地方公務員法第24条の第2項、ここに職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないと書いてあるわけですよ。そうすると、先ほど私が述べたこの理由というのは、その他の事情を考慮して述べたというふうに私は理解するわけ。だけど、それは国はそういう事情は一切認めないと。国が決めた地域手当、これを守らなければ駄目なんだと、こんな話をしていると私は思いますけども。

先ほど答弁で5点目、割増率の話がありましたね。近隣ですと牛久市がこの辺では、つくば市が一番高いんだけどつくば市は隣接していないのでなかなか難しいんだけども、隣接する自治体では牛久市、これ国が支給割合が12%、自治体も12%、それから土浦市、国が10%、自治体も10%、それから龍ヶ崎市、これも国が10%、自治体の支給割合は10%と、こういう具合に支給されているわけです。

阿見町はさっきも申し上げましたけども、それらの地域と私の感覚では全く同一の生活圏、経済圏に属する地域だというふうに認識しているんですよ。多分、町長も含めて町の職員の方々、それから町の住民の方、町民の方々もそういう認識ではないかと。ただ、町と市なのでちょっと差がついているのかみたいな話なんだけれども、私はそういうふうに認識しているし、町民の人たちもそういうふうに認識しているというんですけども、執行部の理解はどういう理解ですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

阿見町は茨城県の南部に位置しております。東京へはJR常磐線や常磐自動車道を利用して約1時間の通勤圏にあります。また、3つの工業団地を擁するほか、阿見東インターチェンジに隣接する地域への企業立地など、産業基盤と雇用の場が創出されているというふうに思っております。阿見町は、牛久市、土浦市、龍ヶ崎市とともに、茨城県県南地域として同一の雇用圏、生活圏、経済圏を形成しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ありがとうございます。

私がわざわざこの質問したのは、つまり同一の地域で生活圏、経済圏で、阿見町が勝手に減らしてくる国に対して、こういう事情があるんだと、こういうことを言えば、今まで言ってきたんだろうけども、そのペナルティがなくなるのではないかと思って、質問を書いてたんですけれども。そうしましたら、9月10日、昨日、おとといか、総務大臣が記者会見、もっとも総務大臣も変わってしまうかもしれないけども、これ総務省としての見解だと思うので、記者会見で、独自に上乗せした場合に特別交付金を減額する現行措置を廃止する方針を表明していると。阿見町は、もともとはゼロだったわけです。人事院勧告が実現すれば4%、だけど土浦市、ちょっと土浦市は変わっちゃったんだっけ、ごめんなさい、少し減ったんです。でもやっぱりつくば市と比べればやっぱり12%もの差があると、こういうことですよね。

そうすると、この記者会見では減額しないと言っているんだと思います。特別交付税、その前の省令によれば、地域手当の支給総額が特別交付税の算定の一要素とされており、地域手当超過額は特別交付税の控除項目であることが認められていると、国が勝手に減らしているということなんだけども。この総務大臣の方針がそのままだとすると、阿見町が独自に決めることができるというふうに思うんですけども、そうすると少なくとも4%、さっき2%から段階に上がっているというなんだけれども、私はやっぱり近隣と同程度、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、この地域手当と同程度のやっぱり支給をすべきだと思いますけども、減額が廃止されるわけだから、廃止された場合はそういう方向に向かっていくというふうに考えていいですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

近隣自治体と同等の地域手当を支給すること、確かに人材育成の観点からも有効であるというふうに考えております。特別交付税の減額措置が廃止されたといたしましても、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、現時点ではあくまでも国の基準、取扱い基準において支給することを原則として町としては考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 公務労働というのかな、公務員だね、学校の先生も同様だけれども、人材なんですよね、人材。これ、阿見町役場が持っているのは人なんですよ、人。この人、つまり職員、みんな優秀だよ、だけど、どんだけ優秀で町民のために奉仕する、全体の奉仕者として町民に奉仕するという意欲が高くて、それでもって能力のある人、この人たちを確保するということが、言ってみるとほとんどこれに尽きるぐらいんですよ、これさえできれば行政回っていくというぐらいだと思うんです。ですから、人に投資するというかな、人にきちんと手当する、こういうことが私は大事だと思っています。

当面、国の取扱いに準ずるということで、先ほどの総務大臣の表明も本当にどうなるかまだ分からぬ。内閣改造があるだろうし、総理大臣が代わればそれなりの方針も変わるかもしれないし、それはすぐにとはいわないけども、そういう方向を私は目指すべきであるというふうに思いますけども、最後に町長どうでしょう、そういう方向で職員をしっかりと報いてあげる。それから、優秀な人材がこの阿見町に集まつてくる。阿見町って、もう間もなく阿見市ですけども、阿見市に入つてくるような大きな集団としてこのことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えいたします。

時間ももう大分なくなつたので、あと1つあるようですから、本当であればこれ一発でやつてもらいたいような一般質問であります。これまでの経過もありますし、これまで1期生の議員さん以外は、議員大会等でも私はこの問題については大きな問題だということで述べてまいりました。これも、私だけではなくて、今ゼロ%、地域手当が出ていない美浦村、それから稻敷市、それから河内町、この首長さんと共にこれまで国ほうに複数回陳情に行っております。年に複数行つております。こういった中で、どこに行ってもこの現状については総務省、内閣府、どこに行っても皆さん理解をしていただいております。これ議員の皆さんも一度、今の岸田総理大臣が政務会長をやつているときに一緒に行つたと思ひますけれども、そういう流れがございました。なかなか、やはり私も先ほど海野議員が言わわれているように、国と対等だというふうに思つていますけれども、かなりの差があるんだなあと思ひながら陳情に行っておりました。やつとこの思いが通じたのかどうか、これは茨城県の町村会でも国ほうにもこの要望を出しております。

これが通じたのかもしれません、今度、地域手当のエリアに阿見町が入つてきたというようなことで、大変うれしいことであります。しかしながら、まだまだ先ほどの9月10日の総務大臣の記者会見であります、まだまだ決まつたわけではありませんけれども、私は一番よかつたと思っているのは、決まつた以上に出したものについてはペナルティが科せられると、特別交付税が減らされるというようなことで、一財から出してペナルティを科せられたら、ダブルパンチになつてしまふのではないかというようなことで、これはずっと懸念しておりました。しかしながら、この間の記者会見では、ペナルティも科さないということありました。

であるならば4%にしてもいいのではないか、8%にしてもいいのではないか、そういうことになるかというふうに思ひます。しかしながら、決定したわけではありませんので、今のところ、来年度2%というのが人事院の勧告であります。こういったことをしっかりと見極めながら、これからは、周りの地域が8%になるということありますので、その辺のところをし

っかり考えたいというふうに思います。

また、1%上げると、今の職員数、また昇給等も鑑みますと2,600万円出すしかないということになります、一財からでありますけども。この分、2,600万円が1%上がれば、2%であれば5,200万円ですから、国のほうから全部交付税措置がされればいいんですけども、今の計算だと、1%で1,000万円弱、950万円程度ということでありますので、ほとんどが一財から出すしかないという状況であります。

こういったことで8%に上げたときにはどのくらいの一財が出ていくのかということもありますので、私はこれまでどおり、このペナルティはなくなっても全部交付税措置をしてもらう、満額真水で頂きたいと、こういった要望をしていきたいなというふうに思っています。お答えになったかどうか分かりませんけど、今の私の考えであります。よろしくお願ひします。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 3つ目の質問です。第7次総合計画についてお伺いしたいと思います。

総合計画は、御存じのように町が定める町政運営の最上位計画として、長期的なまちづくりの基本理念や将来像、その実現のための手段などを総合的、体系的に示すもので、町民の希望や要望を取り入れながら、時代の変化を見据え、より一層の発展と持続可能なまちづくりを推進していくための羅針盤となるものでございます。

阿見町第7次総合計画は、計画期間を2024年から2028年までの5年間を前期基本計画、2029年度以降の5年間を後期基本計画として、令和6年、今年の3月に策定をされました。町民の各層の意見も取り入れながら計画は作成されましたが、私の感想は、文化・芸術政策面で非常に問題がある計画だと言わざるを得ません。議会が直接関与しないという仕組みなので、私も町民の1人としてパブリックコメントで意見を表明いたしましたが、回答は全く受け入れられないものでございました。

この計画は、10年先まで見据えたもので、現町政が続く限り、よほどの社会情勢の変化がない限り変更ができないのではないかと思われます。町長選挙等の政治状況の変化でしか変更できないのではないかとも思われます。私はパブリックコメントで、第3章第1節の6、豊かな文化の継承と文化財の活用について具体的な施策では目標を達し得ないと。歴史民俗博物館——歴史民俗資料館ですが——の整備、文化センターの整備、それぞれの学芸員、企画員の配置が必要ではないかとコメントいたしました。

そこで以下の質問をいたします。

1番、歴史民俗博物館（資料館）整備等の重要性を認識しているのか。

2番、第7次総合計画に歴史民俗博物館（資料館）の整備が位置づけられなかった経緯及び理由はどのようなものか。

3番、歴史民俗博物館（資料館）を第7次総合計画期間中に整備する予定はないのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 海野議員の第7次総合計画（豊かな文化の継承と文化財の活用）についての質問にお答えいたします。

1点目の、歴史民俗博物館整備等の重要性を認識しているのかについてであります。

歴史民俗博物館等の整備については、町特有の歴史・文化の情報発信や児童生徒への郷土教育の観点からとても有効であると認識しております。

2点目の、第7次総合計画に歴史民俗博物館の整備が位置づけられなかった経緯及び理由はどのようなものかと、3点目の、歴史民俗博物館を第7次総合計画期間中に整備する予定はないのかについては、関連する内容となるため一括してお答えいたします。

当町の歴史・文化の継承と文化財の活用に関しては、その基盤となるのは町史であると考えております。しかしながら、町史は約40年前に編さんされて以来、改訂は全くなされておらず、その見直しと追加的編さんが何よりも重要であります。このため、町では令和5年8月に町史編さん委員会を立ち上げ、現在、原始古代や中世などの専門部会に分かれて調査を行っております。

町史編さん事業の成果は、歴史民俗博物館等の整備の基礎となるものと考えており、当町といたしましては、現在は町史編さん事業を推進していく段階と捉え、その後に博物館等の整備について検討してまいります。

町史編さん事業を推進する期間の町の歴史や文化の啓発については、現在ある公民館等の施設を活用していくとともに、町史編さん事業を推進する中で、歴史民俗博物館等の整備についても機運の醸成を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私は、この歴史民俗資料館の整備については、13年前に阿見町議会議員になりましたけども、それ以来、再三必要性を訴えてまいりました。執行部と議論を重ねてまいりました。2014年9月、2015年12月、2018年9月、2019年3月、2019年9月、そして令和2年12月、6回の議会、今回は7回目になるんですよ。2人の町長、立原教育長を入れて4人、教育長青山さん、菅谷さん、それから湯原さん、それから立原教育長、4人の教育長とこの整備の必要性についてやり取りをしてまいりました。

それで、実はそれからほぼ4年ぐらいこの質問をしてなかったんですけども、それは、令和2年12月の答弁が非常に前向きの答弁だったものですから、私は当然、今回、生涯学習基本計画、そしてこれ本当は総合計画があつてその下にということなんでしょうけども、第7総合計画に明確にこの歴史民俗資料館の整備が位置づけられるというふうに思っていたものですから、油断したっていうわけじゃないんだけども、見守っていたんですけども、残念ながら今回も、今の答弁では歴史民俗資料館ができるのかできないのかも分からず、つくるかつくらないかも分からず、その前提が大事なんだと、こういうことをおっしゃっているわけです。

改めて令和5年、去年の3月にこれ策定されましたけども、第2次阿見町生涯学習推進計画、ここに総合体育館、文化会館、歴史民俗資料館などの新たな生涯学習施設については、町民ニーズと財政状態を的確に把握しながら、上位計画等との整合の下、整備を検討しますと明記しているんですよ、明記しています。しかし、その後、今年3月に策定されたこの第7次総合計画、前期基本計画ですけども、ここには歴史民俗資料館整備方針って全く載っていません。何が載っているかというと、例えばこれは載っているんです。町民の要望と地域的ニーズに基づき学校プールとしての活用も検討し、公設民営も含めた効果的な運営を取り入れた屋内プールの整備を検討します。これは載っているわけ。だけど、当時12月に、町長、教育長がおっしゃった内容の中で抜けたものが歴史民俗資料館。だからさっきから、この阿見町は文化・芸術には全く関心のない、そういう自治体になっているというふうに言っているわけです。

質問ですけども、どうして総合計画の中に歴史民俗資料館についてが盛り込めなかつたのか、これをどうしてなのかを説明してほしいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますとおり、第7次総合計画（前期基本計画）の中では、歴史民俗資料館の整備という形の表現では記載が出ておりません。しかし、その必要性につきましては、第3章第1節の6の課題として表されております。記載のとおり読み上げますと、本町の郷土の歴史や文化を通史的に学ぶことのできる機会づくりとともに、文化財や歴史的資料を保管、収蔵する施設の整備が求められていますと記載されています。歴史や文化を学ぶ機会づくり、文化財や歴史的資料を収蔵する施設の整備という表現記載により、議員が言われている歴史民俗資料館の施設の整備という表現ではございませんが、課題としてその必要性は十分認識されている表現になっているとそのように考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 思い出してもらうために、令和2年12月の私と教育長、私と町長のや

り取りの議事録、これを御紹介します。湯原正人前教育長、今後、策定予定の第7次総合計画及び生涯学習推進計画において計画に盛り込んでいけるよう検討してまいります。それから町長、町長の答弁で、歴史民俗資料館につきましては、その重要性は認識しております。以前、視察に行った際、龍ヶ崎の歴史館、民俗資料館に寄って帰ってきましたけれども、大変に感動して、今つくらなければいろんな資料等もなくなっていくようなおそれもある、今やらなくちやいいけないのではないかというのを痛切に感じてきたところであります。こういうふうに言っているんです。私はどうしてこれが、生涯学習基本計画には一応文言としても載っている、しかし、この総合計画に抜け落ちたということは、僕はもう本当にこの総合計画をつくった人たちがいかに文化や芸術に対して関心が薄かったのかということを表しているんじゃないかと思いますが、質問します。先ほどの答弁は曖昧、非常に曖昧だと思っています。到底納得できません。

それで質問3は、整備時期についての具体的な質問なんです。それは、第7次総合計画期間中に、歴史民俗博物館（資料館）を整備する予定はないのかということについて、最初の答弁でもあまり触れられていなかったので、この点について最後に質問をして終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

歴史民俗資料館を建設するための現在の教育委員会の考え方、進め方の考えを回答させていただきます。現在、教育委員会では町史の編さんに力を注いでおります。原始古代から近現代に至るまでの町史編さんのために集める資料やその成果は、歴史民俗資料館に展示されるべきものの基礎になると考えております。事業を進める手順、段階といたしましては、現在は町史編さんを進めて、その成果の進捗を見極めて、その次の適切な時期に歴史民俗資料館の建設に踏み込むべきであると考えております。

もう一方、財政面でも当然多大な建設費用がかかりますので、国の補助等を受けるのに有利になる文化財保存活用計画の策定など、文化面での計画もしっかりと策定した上で、国の補助を受けての建設ということも併せて重要であると考えております。

そのような考え方でいきますと、歴史民俗資料館の必要性は現在も十分認識しておりますが、事業を進めていく順番といたしましては、町史の編さんと文化財保存活用計画の策定を先行していく中で、建設の時期を適切に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 改めて一般質問をして整備をする方向を促したいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。

防音完全個室のテレワークスペースの整備についてということですけども。コロナ禍の中で一挙に広がったテレワーク、リモートワークですが、通信環境やオフィス環境が整わないという課題があると聞きます。先日上京する機会があり、区役所及び大学、企業等を訪れる機会がありました。そこに個室空間を確保し、防音性や情報保護に優れた設備があったことに驚きました。様々な企業が、こうした個室会議室等を提供しているようですけれども、行政の窓口でもビジネスユースに対応して整備しているところもあるというふうに聞きます。

最近、町内の若い世代で起業した方々と意見を交換する機会がありました。コンサルタントを業とする方で、現地に出向く以外はテレワークで打合せ等をこなしているということでした。その友人から、通信環境や防音性の整ったリモートオフィスを町内の公民館等に整備してもらえないかと要望を受けました。阿見町役場でも会議室の不足、個室空間の不足、相談空間の不足が指摘されている現状があるのではないかと思います。個人情報の保護等にも配慮する必要がありますので、そこで以下の質問をいたします。

1番、町内の公民館や出張所などの公的施設へのWi-Fi等情報通信環境の整備はどの程度まで進んでいるのか。

2番、役場本庁舎や中央公民館等の会議室や相談室は充分足りているか。

3番、町民や町内へ出張された方々が利用するテレワーク、リモート用の個室空間を整備する考えがあるか、ちょっと時間がなくて申し訳ないけど、早口でお願いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　防音・完全個室のテレワークスペースの整備についての質問にお答えいたします。

1点目の、町内の公民館や出張所などの公的施設へのWi-Fi等情報通信環境の整備はどの程度まで進んだかについてであります。

令和6年8月末現在では、役場本庁舎、うずら出張所、総合保健福祉会館、各公民館及びふれあいセンター、図書館、予科練平和記念館、総合運動公園、町民体育館、町民活動センターの15施設で公衆無線LANを利用することができます。

2点目の、役場本庁舎や中央公民館等の会議室や相談室は充分足りているかについてであります。

役場本庁舎の会議室については、全体で6部屋ありますが、ほぼ全てが2か月先まで予約で埋まり、毎日フル稼働されており、急な会議等を開く際には部屋を確保することが困難になる事例もあり、本庁舎の会議室はとても不足しているものと認識しております。公民館施設等については、町内に7施設あり、生涯学習の充実を図ることを目的に、定期講座や展示事業等を

実施するとともに、町民の生涯学習活動の拠点として会議室等を施設利用者へ貸出しているところです。会議室については、昨年度の施設全体の利用回数から見た稼働率が35%となっており、充足されているものと考えております。

3点目の、テレワーク、リモートワーク用の個室空間を整備する考えはあるかについてであります。

1点目で申し上げましたとおり、当町の公民館等にはWi-Fi環境が整備されており、テレワークやリモートワークを行うための通信環境は一定程度確保されております。個室空間の整備については、専用のユニット型個室ブースを設置する方法もあります。今後、事業を展開していくに当たっては、まずニーズがどの程度あるのかを把握した上で、どの施設においてどのくらいの空間が必要となるのか、さらには管理運営方法をどのように行うかなどを整理していく必要があります。このため引き続き事例を調査・研究しながら、試行的な取組も含め、整備の必要性について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君に申し上げます。質問時間は残り2分となっております。質問内容をまとめて時間内に終了してください。

○14番（海野隆君） この質問をしようと思ったのは、この方、この若い世代で、独立した後、阿見町に住んでいるんです。この方は非常に阿見町が好きなんですよ、こんないい町ないんだと。ここにいて十分に東京と全国でも仕事ができるんだと。だからこういうリモート関係のやつを整備してくれればもっとよくなるよと。もっと起業する人がいるよと、こんなことをおっしゃっていたので、なるほどと思って、多分そういう方はもちろん自宅も阿見町に購入して住んでおりまし、そういう方々の希望、要望に応えるということも行政の仕事の1つではないかなと思いましたこの質問をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） これで14番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前1時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番寛田聰君の一般質問を行います。

2番寛田聰君の質問を許します。登壇願います。

〔2番寛田聰君登壇〕

○2番（筧田聰君） 皆さん、こんにちは。大変お疲れさまです。

本年度第3回定例会最後の一般質問となります。本年4月、初めて議員となりました筧田聰です。町政発展のために全力を尽くしてまいります。今回は初めての一般質問となります。本日は、阿見町の一大イベントであるまい・あみ・まつりについて質問させていただきます。

このまつりは、私自身も30年前に荒川沖幼稚園の鼓笛隊として参加した思い出深いイベントです。今でも実家には、汗を流し顔を真っ赤にしながら演奏している写真が残っておりました。そんな私にとって議員として、まい・あみ・まつりについて質問できることを感慨深く感じております。

先月の8月3日、4日とまい・あみ・まつりは盛大に開催されました。このまつりは、地方振興のために国から交付されるふるさと創生一億円事業をきっかけに役場主導で始まり、35年の歴史を重ねる中で、現在は実行委員会方式で運営され、町民の皆様の手によって大切に育てて来られたと思っています。もちろん町としても、補助金の交付や第7次総合計画への位置づけをしたり、また、町の職員も実行委員会や統一の運営に関わったりなど、町がまい・あみ・まつりを長きにわたり支えてきた実績は大きなものだと考えております。

私も毎年参加しておりますが、昨年初めて導入されたシャトルバスが今年は大型化、増発され、利便性が向上したことに御対応いただいた実行委員会の皆様に感謝申し上げます。また、姉妹都市であるスペリアからの訪問団の皆様も盆踊りを楽しんでおられました。今回の訪問で何が一番よかったですかと尋ねると、盆ダンスがとても楽しかったと明るい表情で答えてくださいました。国際交流の場としても機能していることを大変うれしく、誇らしく思いました。実行委員会の皆様、参加された方々、出店された皆様、関係された職員の皆様、支援された皆様、商工会の皆様、本当にお疲れさまでした。感謝申し上げます。

さて、近年、阿見町では住宅開発が進み、新たに転入された住民が増加しております。しかし、実は新規転入者や開催地から距離のある長期居住者から、まい・あみ・まつりについて、どこでどんなことをしているのといった質問が出ました。市制施行を目指す中で、阿見町の一大イベントであるまい・あみ・まつりの存在とその発展は極めて重要なことだと考えております。まつりのことをあまり知らない、参加したことのない住民がいる現状は、阿見町が目指すべき姿とは差があると感じました。

今回の一般質問の目的は、より多くの住民の皆様にまい・あみ・まつりに対して改めて興味関心を持っていただき、住民交流が活発な町を実現することです。従来からの町民と新たに転入された住民を巻き込み、今以上に幅広く住民参加を実現するまつりになったらと考えております。実行委員会方式というまつりの運営形態を尊重しつつ、町ができるることは何か、まつりの方向性についてもぜひ一緒に考えていただけたらと思います。一人ひとりの中でアイデアが

生まれるような、そんな時間になればと考えております。

それでは、通告のとおり、以下の質問をさせていただきます。

①まい・あみ・まつりに対する町のこれまでの姿勢と今後の方針について、まつりの由来や目的も含めてお答えください。

②まい・あみ・まつりを支援してきた補助金の支給状況と今後の方針についてお聞かせください。

③第7次総合計画に記載された目標値に対する具体的な取組を御説明ください。

④市制施行を目指す中で、まつりを活用し、発展させる機運についてどのようにお考えですか。

以上4点について御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　箕田議員のまい・あみ・まつりを通じた住民交流の促進についての質問にお答えいたします。

1点目の、まい・あみ・まつりに対する町のこれまでの姿勢と今後の方針についてであります。

まい・あみ・まつりは町民がこぞって参加し、楽しめるイベントの実施を求める多数の意見があったことから、平成元年に国のふるさと創生事業を活用して企画されました。翌平成2年度から、町民総参加による町民同士のふれあいの輪を広める交流の場づくり、潤いと活力のあるまちづくりの推進を目的として開催されております。このまい・あみ・まつりは、町在住・在勤・在学の有志らによって組織される実行委員会により企画運営され、本町最大のイベントとして発展、定着しております。当町としましては、これまでに実行委員会への補助金の交付や会場施設の提供、役場職員の派遣、協力などにより、まつりを積極的に支援してまいりました。

今後の方針としましては、第7次総合計画の基本目標の1つに位置づけているふれあいあふれる協働のまちづくりの達成に資するよう、まつりの充実に向け、引き続き様々な支援を行つてまいります。

2点目の、まい・あみ・まつりの補助金の支給状況と今後の方針についてであります。

補助金の近年の実績としましては、コロナ前の2019年には1,200万円を交付しております。コロナ明けに再開した2022年からは、シャトルバスの運行や会場配置の見直し、安心安全のための警備体制の拡充などを踏まえ、補助額を1,700万円に増額しております。

今後の方針としましては、近年の物価や人件費等の高騰、熱中症対策、会場の安全確保などの要因により運営費に影響が出ていることなどの課題に適切に対応するとともに、第7次総合計画に位置づけているまい・あみ・まつりの果たすべき役割が達成され、まつりのさらなる充実が図られるよう実行委員会と協議、検討し、引き続き補助金交付等の支援をしてまいります。

3点目の、第7次総合計画に記載された目標値に対する具体的な取組についてであります。

第7次総合計画では、地域力を高めるまちづくりの推進を施策に掲げ、目指すまちの姿をコミュニティ活動やイベントへの参加を通した多世代交流が活発化し、良好なコミュニティが形成されていることとし、まい・あみ・まつりの満足度を指標としております。実行委員会では、これまで企画運営の充実と改善工夫を目的にアンケート調査を行っており、シャトルバスの運行やグルメフェス開催などがアンケート結果に基づき実施されることになりました。こうした実行委員会の取組の成果もあり、今回のまつり開催後に実施した満足度等に関するアンケートでは、90%以上から満足という回答を得ております。町としましては、まつりの満足度を向上させるための企画について、その内容を精査しながら、補助金だけではなく、ハード面、ソフト面など多方面での支援を行ってまいります。

4点目の、市制施行を目指す中でまつりを活用し発展させる機運についてであります。

町としましては、市制施行に向けて社会環境の変化や町民ニーズが多様化していく中で、多くの町民が楽しみ、交流する貴重な機会となるまい・あみ・まつりがその役割を十分に果たしながら開催されるよう、実行委員会とのさらなる連携強化を図ってまいります。これまで、まい・あみ・まつりに関心の薄かった新たな転入者の方々などにも御参加いただけるよう周知に力を入れ、ふれあいの輪を広げ、潤いと活力のあるまちを創出する場としてますます発展するよう、町としましても全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番筧田聰君。

○2番（筧田聰君） 町が長年にわたり実行委員会を支援し、まつりの発展に寄与してこられたことをよく分かりました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、まい・あみ・まつりへの長期的な財政支援について町の方針をお聞かせください。また、現在の補助金とその額の妥当性についてはどのように評価されていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えします。

まつりの目的を達成するために必要な経費につきましては、これまでどおりその内容を精査した上で、補助金の交付により支援を続けていく方針でございます。また、現在の補助金の額

ですが、皆様にまつりを十分に楽しんでいただくためには必要な額でございます。また、その使い方についても、まつりの会計監査で適切であると認められていることから妥当であると考えております。なお、町広報紙で会計報告をし、透明性も確保しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 長期的な視点で財政支援を継続していただけること、心強く思っております。物価上昇や安全対策など、時代の変化に応じて柔軟に対応していただけるよう安心しました。

次に、補助金の交付要綱について伺います。

町として継続的な支援を補助金の形で行うものに関して、補助金の交付要綱という文書があるかと思います。例えば、子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱、市民活動支援補助金交付要綱、道路里親補助金交付要綱などです。まい・あみ・まつりの補助金に関しては見当たりませんでした。今後このような文書を作成する予定はございますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えします。

まつり実行委員会の補助金につきましては、阿見町補助金等交付規則に基づき交付しているところでございます。今後は、個別の補助金交付要綱の必要性についての確認と検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 確認と検討をいただけるということで、よろしくお願ひします。補助金の交付要綱を作成することは、支援の透明性や継続性を高める上で重要だと思います。ぜひ前向きな検討をお願いします。

それでは、次に、まい・あみ・まつりの満足度について伺います。

総合計画にまい・あみ・まつりの満足度を指標として位置づけておりますが、その理由と重要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

指標は、総合計画に掲げる目指す町の姿の達成度を図る上で重要な物差しでございます。達成のためには、多くの町民がふれあいの輪を広げる交流の場として、まい・あみ・まつりを楽しんでいただくことが最も重要と考え、まつりの満足度を指標としております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 満足度を指標として、住民の皆さんがあい・あみ・まつりに対してどれだけ交流を楽しめているかということを図ると考えているということですね。私も非常に重要な指標だと思います。もう少し詳しくお聞きします。あい・あみ・まつり実行委員会で今回実施されたアンケート調査の具体的な方法や回答数について、また結果の公表とそれを今後どのように反映させていく予定でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

アンケート調査は、まつりの満足度やよかったですと思う催し、交通手段や望ましい開催時期などについて、スマートフォンで回答していただく方法で実施しました。まつり当日は会場内にQRコードを記載したポスターを多数掲示し、開催後は町ホームページとあみメールでアンケート調査の依頼をしました。その結果、177名の方からアンケート調査に御協力をいただいております。集計結果は町ホームページで公開する予定であります。

また、アンケートの結果は、今年のまつり実行委員会の反省事項と併せて、まつりのさらなる発展と改善を図るための検討材料として、来年の実行委員会に引き継いでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） アンケート調査の実施方法や周知方法、そして活用方法について、実行委員会を担当された方と事務局を中心に丁寧に取り組んでいただいたと感じております。よく分かりました。アンケートに御協力してくださった住民の方々にも感謝を伝えたいと思います。ありがとうございます。

さて、満足度のほかに、あい・あみ・まつりの成功を図る手法はありますでしょうか。例えば来場者数の推移などは追跡されていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

来場者数は毎年主催者から発表されておりまして、2006年の第17回からの記録が残されております。ここ15年間は6万人台で推移しておりますが、今年も6万3,000人の来場者がございました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番寃田聰君。

○2番（寃田聰君） 参加者が6万人程度で推移しているということで、5万人の町ですので、かなり定着しているということが分かるかと思います。まつりが住民の皆さんに愛されている

証拠だと思います。

次に、実行委員会と町の連携について伺います。

まつりを成功させるためには、実行委員会と町の連携が欠かせません。実行委員会の活動内容と決定事項に関する共有、町との良好な関係を保つための仕組みはどのようになっていますか。また、ほかの市町村における実行委員会方式の運営状況や事例なども研究されていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

まつり実行委員会は、名誉会長を町長、名誉顧問を議会議長と商工会長にお務めいただいております。現場レベルでは、事務局を商工観光課が担い、また多数の町職員を実行委員や支援職員として派遣し、町との連携が円滑に図れるよう協力体制としております。

また、近隣市町村の主要なイベントにつきましても、そのほとんどが実行委員会形式を採用しております。事務局を自治体や観光協会が担っております。事務局同士で相互の改善のための意見交換を通しての事例研究をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番対応君。

○2番（対応君） 実行委員会と町との連携が密に行われているということがよく分かりました。他市町村の事例研究も行っているとのことで非常に心強いです。調査から得られたアイデアや運営方法といった知見を活かしながら、まい・あみ・まつりが未来につながっていくことを願っております。

では次に、まつりの内容についてお聞きします。

盆踊りの新阿見音頭は地域に根づいておりますが、今後新たなコンテンツの創作予定はございますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

まつりの催しにつきましては、実行委員会で協議、検討され、決定しておりますが、今年の実行委員会では新たなコンテンツ創作についての具体的な議論はございませんでした。しかし、今後も実行委員会での活発な意見交換や企画、検討がなされ、社会環境の変化や町民ニーズに合ったまつりが開催できるよう、引き続き支援、協力をまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番対応君。

○2番（対応君） 未来に向けて社会環境の変化や町民ニーズに合わせて、検討支援、協力

を行っていただけるということで心強く感じております。新しいコンテンツの創作はまつりに新たな魅力を加える可能性があります。次世代の実行委員会の皆さんのが創意工夫にも期待したいと思っております。

最後に、実行委員会の体制について伺います。

実行委員の募集や育成について、町としての支援をお聞かせください。例えば広報での呼びかけなどは可能でしょうか。

といいますのも、町ではまい・あみ・まつり自体の広報について多大な御協力をいただいているかと思います。広報あみ表紙への掲載をはじめ、回覧板、あみメール、公式LINEと様々な広報手段をとっていることに感謝しております。ぜひ実行委員会の募集についても、こういったツールを複合的に活用いただけたらと思いますが、こういった積極的な呼びかけは可能でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

実行委員の募集につきましては毎年、団体への推薦依頼と一般公募で募っております。一般公募につきましては広報紙にて周知をしておりましたが、来年からは、あみメールや阿見町公式LINEなども活用し、さらに広く呼びかけができるようにしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 2番対応君。

○2番（対応君） 実行委員会の募集についても、広報紙だけでなく、幅広くあみメールや公式LINEなども活用した周知方法を拡充、検討いただけることで大変ありがたく思っております。実行委員への多様な住民の参加は、ふれあいの輪を広めることに不可欠です。引き続き実行委員会のメンバー募集についてもしっかりと支えていただければと思います。

まい・あみ・まつりは、単なる地域の祭りを超えて様々な属性の町民が一堂に会することができるまつりであってほしいと思います。特に新たに転入された住民が増えている中、阿見に長く住んできた方々との交流を促すことで、持続可能なまちづくりがよりよい形になるはずです。今年で35回目を迎える、人口5万人達成や市制施行を目指す新たな時代への転換期にある今、今年のテーマである「祝5万人達成！新たな時代へ！」として開催された今年のまつりは、阿見にとって最適なテーマだったと思います。関係された皆様、本当に疲れさまでした。これからも町民に愛され、新たな住民の方々にも親しまれるまつりとして発展していくことを期待します。

最後となりますが、実行委員会への興味がある方、ぜひ御検討してみてください。一般住民の方も応募可能とのことです。興味のある方は、年末年始頃に御確認の上、応募いただければ

と思います。町民参加という当初のコンセプトを忘れることなく、みんなの力でまつりを盛り上げ、さらに魅力的なものにしていきましょう。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） これで2番箕田聰君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月14日から9月30日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時23分散会

第 5 号

[10 月 1 日]

令和6年第3回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和6年10月1日（第5日）

○出席議員

1番	野 口 雅 弘	君
2番	筧 田 聰	君
3番	前 田 一 輝	君
4番	小 川 秀 和	君
5番	紙 井 和 美	君
6番	武 井 浩	君
7番	武 藤 次 男	君
8番	佐々木 芳 江	君
9番	落 合 剛	君
10番	栗 田 敏 昌	君
11番	石 引 大 介	君
12番	高 野 好 央	君
13番	栗 原 宜 行	君
14番	海 野 隆	君
15番	久保谷 充	君
16番	久保谷 実	君
17番	吉 田 憲 市	君
18番	細 田 正 幸	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葉 繁	君
副 町 長	服 部 隆 全	君
教 育 長	立 原 秀 一	君
町 長 公 室 長	井 上 稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
行政経営課長	黒岩孝君
国保年金課長	戸井厚君
道路課長	田崎和徳君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	堀越多美男君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳

令和6年第3回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和6年10月1日 午前10時開議

日程第1 議員派遣報告

日程第2 議案第61号 阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）

日程第3 議案第62号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第63号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第64号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第65号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第68号 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第69号 令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 令和5年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第74号 令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第6 議案第75号 町道路線の廃止について

議案第76号 町道路線の認定について

日程第7 請願第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第8 意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

日程第9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査に

について

追加日程第1 決議案第1号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議について

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議員派遣報告

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会期中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議会の議決で決定した議員派遣報告を行います。

議会だより編集委員会副委員長栗田敏昌君、登壇願います。

〔議会だより編集委員会副委員長栗田敏昌君登壇〕

○議会だより編集委員会副委員長（栗田敏昌君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議員派遣報告をいたします。

議会だより編集委員会では、令和6年9月25日、東京都港区のニッショーホールで開催されました全国町村議会議長会主催の令和6年度町村議会広報研修会に参加してまいりました。

参加者は、委員5名、議会事務局1名でした。委員長は残念ながら高熱により出席できませんでした。代わりに副委員長で報告いたします。

研修会は3部構成で、まず一般社団法人日本経営協会講師の中本正樹氏から、「読まれる議会広報紙の作り方」と題して、読まれる広報紙とするため読む人の心の変化を設計しているか、読む人側の視点で作っているかの観点から、ラフレイアウトの作成や取材、インタビュー撮影など、記事の書き方の重要性について学ばせていただきました。

次に、公益社団法人日本広報協会広報アドバイザーの平本久美子氏から、「パッと伝わる広報紙に！やつてはいけないデザイン講座」と題しまして、デザインの前に必ずターゲットを決めること、ぱっと目に留まるための目立つレイアウトの鉄則、これだけで見違える3つのデザインルールについての研修がありました。

最後に埼玉県寄居町議会議会広報広聴特別委員会委員長の鈴木詠子氏から、「読まれない議会だよりに出す意味なし 聴く・動く寄居町議会の挑戦」と題しまして、日本一クオリティの高い議会だよりを目指して編集していることや、多くの町民の登場を心がけ、必ず議会と町民

それぞれの視点を掲載する方針の下、編集を行っていることが紹介されました。こうした取組により、寄居町議会の議会だよりは、町村議会広報全国コンクールにて最優秀賞を2年連続で受賞されております。

議員自ら編集・取材する広聴活動こそが、議員の本来するべき活動なのだということや、二元代表制の一翼を担う議会として町民の声を聴くという、言わば当たり前の行動の積み重ねが結果的に議会の広聴機能を強化することになり、私たち議員の聴く力を鍛える機会となつたという貴重な事例を聞くことができました。これらの研修をこれからの議会だより編集に活かしてまいりたいと思います。

以上をもちまして、議員派遣報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第61号 阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第61号を議題とします。

本案については、去る9月10日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年9月17日午前10時に開会し、10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は2名でした。

まず、議案第61号、阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正）の質疑を許しましたところ、委員から、今回の改正により電子情報処理組織による申請等へ変更等があると思うが、例えばどういった手続が利便性を増すことになるのかという質疑がありました。

執行部からは、今現在いばらき電子申請届出サービスで電子申請ができるようになっております。それから国のサービスで、ぴったりサービスもできるようになっている状況です。改正

の内容は、マイナンバー制度をこの電子申請に利用していく規定を付け加えて整備した形で、今後は、来ない窓口みたいな形でフロントヤード改革等を考えておりますという答弁がありました。

続いて委員から、対面による本人確認や原本の確認ができない場合、どういったことが想定されるのかという質疑があり、執行部からは、国の申請などでは生活保護や障害者自立支援といったものが電子申請になじまないようなものというお話があります。そういうことが想定されることもありますので規定を整備しているという内容になりますという答弁がありました。

続いて委員から、マイナンバーカードで代替することができるというふうにありますが、例えばマイナンバーカードを使ったらすごく便利になりますという周知、あと、電子申請によるやり方の周知を分かりやすいようにホームページあるいは紙媒体で教えていく必要があるのではないかと思いますがその辺りの周知方法の考えはいかがかという質疑があり、執行部からは、国のぴったりサービスを利用して今後進めていこうということで、保育所の入所事務を来年度の入所に合わせて使っていこうと考えており、そういう申請のときに広報やホームページなどを使って周知していければと思っておりますとの答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結、採決に入り、議案第61号、阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第61号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決することに決しました。

議案第62号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第63号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付

金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、議案第62号及び議案第63号を一括議題とします。

本案2件については、去る9月10日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇]

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） おはようございます。

それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年9月17日午後2時に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席議員は5名で、1名の欠席がありました。議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ19名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず、議案第62号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、国においてはマイナ保険証を推進しており、保険証の有効期限が切れた場合、資格証明書が交付されるということですが、自動的に交付されるのか、申請しないと交付されないものかという質疑があり、執行部からは、来年7月中にはマイナンバーカードを持っていない人とマイナンバーカードと保険証をひもづけされていない方全員に、職権で役場から送付予定となっているという答弁がありました。

その他質疑はなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第62号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年9月18日午前10時に開会し、午前11時22分まで慎重審議を行いました。

出席委員は全委員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は10名でした。

まず初めに、議案第63号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第62号及び議案第63号についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号及び議案第63号は原案どおり可決することに決しました。

議案第64号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第65号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第67号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第68号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第64号から議案第68号までの5件を一括議題とします。

本案5件については、去る9月10日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長久保谷実君登壇]

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第64号、

令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち総務常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、歳入で地方交付税が8,555万円ほど減になっていますが減少した具体的な理由等はとの質疑があり、執行部からは、普通地方交付税は基本的に町税の収入見込額が増えると交付額は減少するという仕組みになっております。今回、当初予算編成時に比べて町税の収入見込額が増額となっており、その関係で減少しているものになりますとの答弁がありました。

続きまして委員から、防犯対策事業204万9,000円、これは何の電気使用料ですかとの質疑があり、執行部からは、防犯カメラと防犯灯の電気料金になりますという答弁がありました。

続いて委員から、防犯灯と防犯カメラ何基分の電気使用料ですかという質疑があり、執行部から、令和5年度末の数字で主要交差点の防犯カメラ18か所、地域予算で設置された防犯カメラ8か所、防犯灯6,316基の分の電気料となりますとの答弁がありました。

また委員から、基本的には電気料が上がったから増えたのかという質疑があり、執行部からは、今年度は電気料が高騰しており、昨年度の約1.4倍になっております。年間では204万9,000円不足となることが見込まれ増額補正するものですとの答弁がありました。

続いて委員から、集会施設整備事業補助金74万2,000円はどこの自治会への補助になるかとの質疑があり、執行部からは、集会施設整備事業補助金は行政区の集会施設の修繕などの整備に対して町から交付している補助金です。当初予算では12か所予定しており、それ以外にも台風とか突発的な大雨とかそういったものの修繕に対応するため緊急対応的な予算も持っておりますが、9月以降も台風などの大雨の被害による集会施設の修繕も発生する見込みもありますので、それに備え74万2,000円の補正予算を計上しましたという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第64号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、委員から、27ページ、小学校施設整備事業について、トイレ改修事業の詳細について説明していただきたいという質疑があり、執行部からは、これは阿見第二小学校のトイレを一部洋式化するという工事で、教室側の1階、2階、3階の女子児童トイレを洋式に2基ずつ

増やし、さらに教職員の女子教師用の1基、合計7基を洋式化するものですという答弁がありました。

また委員から、27ページ、中学校施設整備事業で備品修繕料の221万1,000円はどのような修繕料かという質疑があり、執行部からは、学習用タブレットの修繕です。当初の見込みよりも修繕する量が多くなってしまい、緊急で補正するものですという答弁がありました。

さらに委員から、27ページ、小学校施設整備事業のトイレ改修工事について、授業をしながら工事ができるのか、また工事が終了したトイレは順次使えるようになるのかという質疑があり、執行部からは、音が出るような工事で授業に支障が出るような工事については土曜や日曜、冬休みに工事を行います。ただ、早期竣工の関係から授業に支障のない工事については、安全や授業への支障がないことを確認の上、平日も施工します。フロアごとに工事を行い、順次引渡しをしていくという答弁がありました。

さらに委員から、27ページ、小学校施設整備事業備品修繕料685万5,000円について詳細を説明いただきたいという質疑があり、執行部からは、学習用タブレットの修繕料で、児童用80台、教師用7台を計上していますという答弁がありました。

また委員から、19ページ、児童手当支給事業の国庫支出金等返還金について、何を返還するのかという質疑があり、執行部から、令和5年度の児童手当交付金の特例給付の精算に伴う返還金です。概算で交付を受けるので実績による差額が毎年生じますという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第64号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、委員から、7ページ、国民健康保険事務費電算システム委託料99万円の補正について、9月のこの時期に補正する理由を説明してくださいという質疑があり、執行部からは、今年度12月2日以降、現行の保険証が発行できなくなることに伴うシステム改修費用ですという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第65号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第66号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、委員から、今回の補正予算は全て内容が郵便料となっている。郵便料金の改定に伴うものかという質疑があり、執行部からは、10月の郵便料金値上げで補正をしましたという答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第66号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第64号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、今回破損した用水管の管理は町なのか組合なのかとの質疑があり、執行部からは、所有者は阿見町で、受益者及び使用者が共同施行阿見土地改良組合との答弁がありました。

また、町で管理・所有しているのであれば水利代を組合からもらっているのか。もらってないのであればその理由は何かとの質疑があり、執行部からは、使用管理を組合で行っている経緯もあり、水利費はもらっていないとの答弁がありました。

次に、農業基盤整備事業による漏水した農業用揚水管の維持補修工事については、用水管を使用する阿見土地改良組合の工事負担金が500万円というのではなくいかとの質疑があり、執行部からは、本来は組合の方で直すのが大原則だが、組合の財務状況も考慮しつつ、工事費も高額なため、できる限りの負担を出すことで協議を行った結果、500万円となったとの答弁がありました。

次に、共同施行阿見土地改良組合が今後残っていくには、今後、町が所有者であるならば町が責任を持って予算をつけてやったほうがよいのではないかとの質疑があり、執行部からは、町の補助金3分の1以内というのを有効に活用しながら各土地改良区のほうの支援をしていきたいとの答弁がありました。

次に、土地改良区を抜けて住宅を建てる場合の地区除外決済金について質疑があり、執行部からは、土地改良区ではない任意の組合となっているため、町としては把握していないとの答弁がありました。

次に、都市排水路管理費の291万円の内容について質疑があり、執行部からは、都市排水路の水路を適正に管理していくための清掃委託料で今後、要望等による追加清掃の箇所、また、最近、大雨や台風等が非常に多いので緊急対応分を見込み追加したとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、農業用揚水施設の所有者が阿見町であるため、

緊急性と公益性の観点、そして現在も耕作者がいることから支出することには理解する。しかし、いかに公共性、公益性、緊急性の高い事業への公費支出といえども、敷設後60年を超える農業用揚水施設をこのまま継続利用することへの妥当性が明確に示されていない中、将来的にも多額の財政負担を町に生じさせる懸念がある。また、当該団体と同様に町内に組織されている他の水利組合との公平性、公正性、整合性も十分考慮した上で支出されなければならない。公金の支出は貴重な町民の税金であることから、今後は公平性、公正性に十分配慮した支出とすることを強く求めて賛成意見とするという討論がありました。

次に、60年、70年もたっている送水管が町所有であるならば町が責任を持って予算をつけて改修していくべきで、現在も耕作者がいるため、緊急性、公益性を考えるべきだと賛成討論がありました。

その他討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第64号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第68号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第64号から議案第68号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。本案5件は委員長報告どおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第68号までの5

件は原案どおり可決することに決しました。

高野好央君。

○12番（高野好央君） ただいまの議案第64号、一般会計補正予算（第3号）、23ページ、農業基盤整備事業工事請負費維持補修工事について、附帯案を出させていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。議会運営委員会の委員は全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は、議会運営委員会終了後、再開いたします。

午前10時34分休憩

午前10時48分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、12番高野好央君ほか1名から令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議についての動議が提出されました。

ここで動議提出の簡潔な理由の説明を求めます。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） すいません、提案理由というのはまた別でやるんですか。先ほどもお話しさせていただいたんですが、一般会計補正予算（第3号）の農業基盤整備事業工事請負費維持補修工事について、附帯案を提出させていただきたいと思います。

補正予算には賛成させていただいたんですが、少し不安な部分、配慮してほしい部分がありますので、そちらを附帯として提出させていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要ですが、賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

本動議は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立少数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。議会運営委員会の委員は、全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は議会運営委員会終了後、再開いたします。

午前10時51分休憩

午前10時59分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの動議は賛成者がおり、動議は成立しましたが、採決の結果、直ちに日程に追加しないことに決しました。

しかし、動議は成立しておりますので、本日最終日で後日の日程がないため、本日予定されている議事日程が終了した後、この動議を日程に追加し、議題といたします。

議案第69号 令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 令和5年度阿見町水道事業会計決算認定について

議案第74号 令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第69号から議案第74号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る9月10日の本会議において予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長落合剛君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長落合剛君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（落合剛君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年9月19日、20日、24日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長はじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第69号、令和5年度阿見町一般会計歳入歳出

決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第70号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第71号、令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第72号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第73号、令和5年度阿見町水道事業会計決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第74号、令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会では、当初予算決算及び事務事業を一体的に審査・調査しております。決算の審査は終了しましたが、閉会中の委員会において、今回の決算審議の内容に基づき、事務事業調査に関する協議を行い、当初予算の審議に活かしてまいります。

当委員会の決定に対して議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第69号から議案第74号までの6件についての委員長報告は原案認定であります。本案6件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第74号までの6件は原案どおり認定することに決しました。

議案第75号 町道路線の廃止について

議案第76号 町道路線の認定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第75号及び議案第76号を一括議題とします。

本案2件については、去る9月10日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第75号、町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第76号、町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、土浦第三高等学校の先から阿見坂下までの国道125号線の県から町への移管の経緯について質疑があり、執行部からは国道125号バイパスの町内4車線化が全て完了したことに伴い、国道125号線の一部の移管を受けたとの答弁がありました。

また、花室川にかかっている橋の管理について質疑があり、執行部からは、橋も道路橋梁、道路の一部になるため、橋脚も含めて全部町の管理となるとの答弁がありました。

また、移管に際し現状のままの移管なのか、不備があった場合、補修してからの移管なのかとの質疑があり、執行部からは、橋梁については5年に一度定期点検を行っており、その結果に問題がないことを確認して移管している。道路の舗装や側溝等の一部に破損があった、ひび割れがあった場合は、補修してもらってから移管しているとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第75号及び議案第76号についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号及び議案第76号は原案どおり可決することに決しました。

請願第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、請願第1号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

この請願については、去る9月10日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、委員会の経過について御報告申し上げます。

請願第1号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、初めに紹介議員から請願の趣旨について説明があり、次に、参考人として請願者代理より説明がありました。

質疑を許しましたところ、委員から、中学校で35人学級が実施されるようになることが豊かな学びにつながるのかどうかをお聞きしたいという質疑があり、参考人からは、豊かな学びにつながるかどうかは分かりませんが、経験から40人を教えるというのは目が届きにくく、理想を言えば二十五、六人程度が教えやすいと思いますという答弁がありました。

また、委員から、本請願は県内の全ての市町村議会に提出されているのですか。採択の状況も教えてくださいという質疑があり、参考人からは、県内全ての市町村議会に請願しています。稲北支部の9市町村では河内町議会だけが採択されていませんという答弁がありました。

さらに委員から、優れた教職員が評価されるという仕組みが検討される必要があるのではないかという質疑があり、参考人からは、一番の問題は教員が足りないということです。県内でも5月現在で99人足りない状況です。辞めてしまったり休んでいる教員は大幅に増えており、先生がいないということを何とか直したいというのが組合の願いですという答弁がありました。

その他、質疑はなく、討論に入りました。まず、我が国の教育現場には学力低下や深刻化するいじめなど様々な問題が広がっている。基本的には質の高い教育の実現が重要だ。学校教育の自由化等を通じて、優れた教職員が自然と評価される仕組みが検討される必要があるという

立場だ。35人学級の実現といじめの因果関係は限りなく低い。貴重な税金を空理空論の効果の分からぬ形で使うことで、ツケを払うのは未来の子供たちだ。また、学校の働き方改革も、教師は聖職者としての使命を考えるべきで、危機的な国家財政状況から国家への依存をこれ以上深めるべきではないという反対討論がありました。

また、こうした請願・意見書によって、小学校では35人学級が実現したという説明があった。請願とか意見書は肅々と進めるべきではないかと考えるという賛成意見がありました。

その他討論はなく、討論を終結し、採決に入りました。採択に異議があったため、起立採決を行い、起立多数により、請願第1号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については採択することに決しました。

以上、当委員会の決定に対し議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

請願第1号についての委員長報告は採択であります。この請願を委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、意見書案第2号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和6年10月1日、提出者、阿見町議会議員、海野隆。

賛成者、同佐々木芳江、武藤次男、武井浩、小川秀和。

提案理由として、別紙意見書案を朗読します。

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少數職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられてはいるものの、小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育をすすめるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、豊かな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等と少人数学級について検討すること。
- 2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少數職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年10月1日、茨城県阿見町議会議長、野口雅弘。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。
以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。
これより討論に入ります。
討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、原案どおり可決することに決しました。案文の「案」の文字の削除をもって可決された意見書の配付とします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。
本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

決議案第1号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議
について

○議長（野口雅弘君） それでは次に、先ほど成立した動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

提出者から動議提出の説明を求めます。

12番高野好央君、登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） それでは、お手元に配付の案文のほうを読ませていただき、提案理由の説明とさせていただきたいと思います。

決議案第1号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議について。

阿見町議会議長、野口雅弘殿。

提出者、阿見町議会議員、高野好央。賛成者、阿見町議会議員、落合剛。

上記議案には、阿見町土地改良組合共同施行が管理する送水管の漏水補修工事費として、農業基盤整備事業から2,986万5,000円、予備費から1,000万円、合計3,986万円が計上されております。

これは農業用用水施設の所有者が阿見町であるため、緊急性と公益性の観点、そして現在耕作者もいることから、支出することには理解いたします。しかし、いかに公共性、公益性、緊急性の高い事業への公費支出といえども、敷設後60年を超える農業用用水施設をこのまま継続利用することへの妥当性や方向性が明確に示されていない中、将来的に多額の財政負担を町に生じさせるおそれがあります。

また、当該団体と同様に町内に組織されているほかの水利組合との公平性・公正性・整合性も十分に考慮した上で支出されなければなりません。公金の支出は、貴重な町民の税金であることから、今後はこれらに十分配慮した支出とすることを強く求めます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） すいません、伺わさせていただきます。

こちらの産業建設常任委員会でも行いましたとおりで、先ほど委員長からも、同じように賛成、この意見を通じて賛成討論としますと言っていますが、賛成討論を踏まえた上での附帯決議にした理由は何でしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 常任委員会でも賛成討論として同じようなことを御意見させていただきました。しかし、賛成討論だけではなく、こちら附帯意見として提出させていただきたいというのがありましたので、今回提出させていただきました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） すいません。今、それは附帯決議とした理由としては、ちょっと成り立っていないのかなと思うんですけど。具体的にどのような理由で附帯決議を出されたのか、伺わさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） お答えします。

工事費、今回、管の破損ということで、その補修工事、現状、組合に国・県などからの補助金がない、受けられない状態となっております。であれば、協定書もちょっと見させていただいたんですが、やはり今後そういった補修工事などが、敷設後、配管が60年以上たっておりますので、またいつ壊れるか分からぬという状況でございますので、組合と町との負担割合等を、しっかりその辺を精査して、ちゃんときちっと決めてからやっていくというのがよろしいかと思いますので、今後について、意見というか、そちらをつけさせていただきたいと思って今回提出いたしました。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） この附帯決議案の下のほうですけれど、また、当該団体と同様に、町内に組織されている他の水利組合との公平性・公正性・整合性も十分に考慮した上で支出されなければならないという記載がございますが、実際、この用水管の水を利用しているのは、この阿見土地改良組合だけじゃないんですよね。この水は、たしか桂川のほうにも入りまして、若栗共同施行であるとか、あと吉原土地改良区などの田んぼの水にも供給されているはずだと思うんですが、その辺の記載がちょっとないことがあるので、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） お答えいたします。

今、御指摘のとおり、この配管は上郷を通りまして、桂川に水が流れております。その周辺

の組合、吉原土地改良区、それから鈴木、それから三区、あと若栗ですか、そちらのほうでも水を利用していると聞いております。

そういうこともございますので、耕作者の数が上郷地区だけではない、結構大きな範囲に広がるということもありますので、今回、この議案自体には私は賛成したんですが、まだちょっと意見をつけたいということで、こちらの附帯決議を提出させていただきました。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。

ただ、今、高野議員からも御答弁ありましたけれど、ただ附帯決議の内容を見るとあたかもこの阿見土地改良組合のことだけに絞ったような附帯決議になっております。その辺について、ちょっと附帯決議として、もう少し盛り込むべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） その辺は人それぞれちょっと主観があるかと思いますので、もう少し盛り込むべきとか、このままでいいとか、その辺は採決によって判断していただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議についての動議は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 私は、この令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議（案）について、反対の立場から討論いたします。

先ほどちょっと質疑をさせていただいたところですが、この案文は、全てここも含めて賛成討論をしているんです。ここも含めて賛成討論をしていて、具体的な決議、附帯決議としてなされていないと僕は思います。

よって、僕はこの附帯決議に対して反対いたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 反対者の論理がちょっとよく分からなかつたんですけども、そもそも今回の附帯決議ですけれども、非常にいろんな問題をこれははらんでいます。

私も契約書を見せていただいたり、全員協議会で質疑をしましたけれども、補正予算、これには農林水産業費、農業費、農地費、農業基盤整備事業工事請負として2,986万5,000円が補正されています。

本工事請負費は、説明によれば令和6年8月3日に中郷二丁目地内において発生した農業用揚水管漏水に伴い、実施される補正工事費であります。緊急対応工事として既に使用者の共同施行阿見土地改良組合が負担している143万円、これは実施済みですね。補修の事前調査工事、仮称ということですけれども、管の所有者の阿見町が負担をすると、これ1,000万円です。それから、今度の補正予算に入っている補修工事として見積り額2,986万5,000円が補正予算に計上されております。

先ほど、この決議案にも書いてありますけれども、説明者からも説明がありましたけれども、阿見町によれば、用水管は整備後60年を経過し老朽化が進み、土圧や振動、衝撃等により破損したと推定しております。今後、漏水は管路の他の場所においても発生する可能性が高く、延長2キロメートルに及ぶ管路の維持補修計画が必要になると思われます。

また、受益者の共同施行阿見土地改良組合からの工事費の一部負担は明確な取決めはありません。町も組合も管路維持補修の計画的な積立ても行われておりません。

また、受益者と思われる下流部、先ほど鈴木とか若栗とかという話が出ておりましたけれども、受益者と思われる下流部耕作者の負担も想定されていないなど、ここが公平原則から外れているのではないかと思われます。

管理の所有は阿見町であり、その維持補修については、受益者の負担も含めて、協定の見直しや計画的な積立てなど、私は早急な見直しが必要だと思います。

したがって、この附帯決議をしっかりと議会として執行部に意見を申し上げると決議をすることことで、この決議案に賛成でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 今、討論をしようとしている人は、これは除斥の対象だと思いますけど。

○議長（野口雅弘君） 除斥にはならないそうです。

ここで調べますので、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時39分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの件について事務局長より発言させていただきます。事務局長。

○議会事務局長（大竹久君） それでは、先ほどの除斥について御説明させていただきます。

まず、除斥の対象となるのは地方自治法第117条に基づく者となっておりまして、この議案に対する直接の利害関係にある事件については除斥の対象となっております。

今回の令和6年度阿見町一般会計補正予算に対する附帯決議ということで、こちらについての先ほどの除斥の対象となるかといいますと、直接的とは考えにくいと、間接的な利害関係という形になると思われますので、今回については除斥の対象とはならないということになるかなと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 予算、それから補正予算、一体の場合はそうなんです。しかし、今回の、この討論、採決しようとする中では、極めて具体的な特定の事案について、これは出していますので、そうしますと、この特定の事案についての利害関係者、まさに利害関係者ですね。この団体に支出する、4,000万円からのお金を支出する、それを受け取る理事長ですから、これは除斥の対象になるはずです。

○議長（野口雅弘君） また暫時休憩とさせていただきます。

午前11時41分休憩

午前11時55分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの除籍の件について、事務局よりお願ひします。事務局長。

○議会事務局長（大竹久君） それでは、先ほどの除斥に関して御説明させていただきます。

先ほど御意見いただきまして、全国町村議会議長会議事調査部に確認をさせていただきました。こちらの除斥の対象については、こちらの議長会では明確に除斥とか除斥ではないとかという判断はできないという形でありました。議会で決定するべきことですということで。明確なところがないということであれば、議決により議会の判断を仰ぐべきではないかというような御指導をいただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） ということで、議決をもって判断したいと思います。

まず、除斥に賛成の方の御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（野口雅弘君） それでは、起立少数なので、除斥の件はなしとします。

それでは、討論を続けます。

16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） どうもお騒がせをしております。

まず、この附帯決議の件なんですけども、私は、産業建設常任委員会の委員長が、私たちの委員会の御賛同をお願いしますってここで言いましたよね、それは可決なんです。それを副委員長がここへ、この補正予算の附帯決議を出すことが信じられない。委員会で可決をして、委員長が皆さんのお願いしますと議員に言ったんだよ。その一言は重いよ。それを副委員長が附帯決議を出すのは、ちょっと私には考えられない。こんなことやっていたら委員会なんか不要になっちゃう。まず1点目がそれ。

もう一つは、議員は何のためにここにいるかといったら、出された議案に対して賛成か反対かをきちんと決めると。これは大変つらい判断をするしかない。51対49だったらその51のほうにかけるしかない。我々はそういう立場にいると思っているんです。委員会で賛成をしておいて、この附帯決議を出すというのは、私は信じられない。そういうことです。

それから、産業建設常任委員会の、私、ここに議事録を持っていますけども、いろんな意見が出ていました。そういう中で現地調査もやっていますよね、産業建設常任委員会では。会った人に私も話を聞いています。うれしかったと。議会が私たちのところに来てくれてうれしかったと。私の思いをきちんと言ったと。そんな話を聞いています。

そういう中で、30代で本気でやる人がいるんだよね。そういう人の思いをきちんと酌んでやって、ここにある附帯決議じゃなくて、もっと大きく阿見の農業をどうするかと、そういう附帯決議なら分かりますよ。これについてどうのこうのじゃなくて、この阿見土地改良組合のことを言うんじゃなくて、もっと大きく阿見の農業をどうするかと。前に農業振興課の課長らと夜集まつたことがありましたよ。私も行きましたけども、あのときは阿見の農業をどうするんだと。いわゆるこっちの南側ですか、東側というんですか、南側だな。そんな話をしました。そういう附帯決議ならいいですけれども、これはちょっと附帯決議にしてはあまりにも小さ過ぎるのではないかなど私は思います。

今年は令和の米騒動というのもありました。皆さん高いお米を買って食べているんでしょうけども、そういう意味で考えたら、今、水田をつくっている人たちが安心して米づくりができるという根拠をつくってやるのが我々議会の任務じゃないかなと、そんなふうに思います。

そういう意味で私はこの附帯決議に反対いたします。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

11番石引大介君。

○11番（石引大介君） 私もこちらの附帯決議に関してはちょっと反対の立場から討論をさせていただきます。

阿見町の農地を守り、農業従事者を守るという意味で、この補正予算案は妥当であるというふうに判断をしております。また、全員協議会等々で執行部からは、地域の方々や耕作者の方、組合の方々としっかりと協議をされた上での補正予算という説明を受けております。

よって、今回のこの附帯決議の必要性はないというふうに判断をいたしますので、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議についての動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立少數であります。よって、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議についての動議は否決されました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和6年第3回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 久保谷 実

署名員 吉田憲市

參 考 資 料

令和6年第3回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第61号 議案第64号	阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正） 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第62号 議案第64号 議案第65号 議案第66号 請願第1号	阿見町国民健康保険条例の一部改正について 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
産業建設常任委員会	議案第63号 議案第64号 議案第67号 議案第68号 議案第75号 議案第76号	阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第2号） 町道路線の廃止について 町道路線の認定について
予算決算特別委員会	議案第69号 議案第70号 議案第71号	令和5年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

	議案第72号 議案第73号 議案第74号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和5年度阿見町水道事業会計決算認定について 令和5年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
--	----------------------------	---

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和6年6月～令和6年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	7月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回臨時会会期日程等について ・その他
	9月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化について ・その他
総務常任委員会	7月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の総務常任委員会の個別調査事項について ・令和6年度の総務常任委員会の予定について ・その他
	8月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察先及び視察内容等について ・令和6年度の総務常任委員会の予定について ・その他
民生教育常任委員会	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・契約業務と議案上程までの流れについて ・行政視察質問事項の取りまとめについて ・その他
	8月9日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・小山市行政視察について ・第3四半期の調査事項について

民 生 教 育 常 任 委 員 会	8月9日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・その他
	9月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育無料化のために学用品や制服、教材費の実態について ・その他
産 業 建 設 常 任 委 員 会	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発・まちづくりを支える水道事業・下水道事業について ・公共交通について ・その他
	8月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発・まちづくりを支える水道事業・下水道事業について ・公共交通について ・その他
	9月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発・まちづくりを支える水道事業・下水道事業について ・公共交通について ・その他
予 算 決 算 特 別 委 員 会	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営（案）について ・その他
	8月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営（案）について ・その他
	9月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事務事業調査について

予 算 決 算 特 別 委 員 会	9月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・その他
広 聴 広 報 特 別 委 員 会	7月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の委員会の進め方について ・その他
	7月22日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニターモードについて ・その他
	8月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニターモードについて ・その他
	8月26日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会について ・議員カフェ（素案）及び議会モニターモードについて ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	7月2日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第181号の発行について ・その他
	7月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第181号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	7月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・調整給付支給事業について ・都市計画道路寺子・飯倉線整備工事の概要について ・その他

全員協議会	8月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・君原小学校における小規模特認校について ・その他
	9月3日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき消防指令センターの業務内容について ・市制施行に向けた取り組みについて ・阿見町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（全部改正） ・児童手当の制度改正について ・新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業について ・都市計画道路寺子・飯倉線の開通予定について ・中郷二丁目地内において発生した農業用揚水管漏水への対応について ・令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価について ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組合名	月日	事件	議決結果等	出席者
茨城県後期高齢者医療広域連合	8月27日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ・令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・茨城県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更について ・茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について ・令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>認定</p>	野口雅弘

茨城県後期高齢者医療広域連合	8月27日	・専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）		
稻敷地方広域市町村圏事務組合	6月24日	第2回臨時会 ・水槽付消防ポンプ自動車の取得について ・高規格救急自動車の取得について ・議員派遣の件	原案可決 原案可決 原案承認	海野 隆 栗原宜行 武井 浩
	7月11日 ～ 7月12日	稻敷地方広域市町村圏事務組合行政視察研修 ・中東遠消防指令センター（静岡県磐田市） ・駿東伊豆消防組合（静岡県沼津市）		栗原宜行 武井 浩
	8月8日	稻敷地方広域市町村圏事務組合研修 ・いばらき消防指令センター（水戸市）		海野 隆 栗原宜行 武井 浩

請願文書表

令和6年第3回定例会

整理番号	受年月 理日	件名 および 要旨	提出 所 出 氏 者 名	紹氏 介 議 員 名	議 決 結 果
1	令和6年8月30日	<p>1. 件名 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願</p> <p>2. 主旨 請願の主旨 学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。</p> <p>2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善</p>	茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2階 茨城県教職員組合 執行委員長 井坂功一 他197名	落合剛	

		<p>を推進すること。</p> <p>3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>			
--	--	---	--	--	--

令和6年10月1日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 久保谷 実

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年9月17日（火）午前10時00分～午前10時22分
2. 審査委員 久保谷 実
紙井 和美
野口 雅弘
石引 大介
前田 一輝
覧田 聰
3. 審査結果
 - ・原案通り可決したもの
議案第61号
議案第64号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年10月1日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年9月17日（火）午後2時00分～午後2時50分

2. 審査委員 海野 隆
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和

3. 審査結果 • 原案通り可決したもの

議案第62号
議案第64号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第65号
議案第66号
請願第1号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年10月1日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年9月18日（水）午前10時00分～午前11時22分

2. 審査委員 栗原 宜行
高野 好央
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛

3. 審査結果

- 原案通り可決したもの
- 議案第63号
- 議案第64号 内 産業建設常任委員会所管事項
- 議案第67号
- 議案第68号
- 議案第75号
- 議案第76号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年10月1日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 落合 剛

予算決算特別委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記のとおり答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和6年9月19日（木）午前10時00分～午後 3時04分
令和6年9月20日（金）午前10時00分～午後 2時17分
令和6年9月24日（火）午前10時00分～午前11時41分

2. 審査委員

令和6年9月19日（木） 17名
令和6年9月20日（金） 18名
令和6年9月24日（火） 17名

3. 審査結果

- ・原案通り可決したもの
- 議案第69号
- 議案第70号
- 議案第71号
- 議案第72号
- 議案第73号
- 議案第74号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り